

平成23年度主要な政策に係る評価書

分野	行政改革・行政運営			政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施（予定）時期	平成23年9月
政策名	政策1：国家公務員の人事管理の推進				22年度	23年度	担当部局 人事・恩給局総務課他3課室
基本目標	的確な人事管理を推進し、公務員が能力を発揮できる環境を整備すると共に、国家公務員制度改革を推進することにより、国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現する。			予算額	163百万円	138百万円	
政策の概要	能力及び実績主義に基づく人事管理の徹底、多様な人材の確保と活用、国家公務員給与等の改定及び退職手当制度の適正な運用、職員の再就職に関する情報公開等適正な退職管理の推進及び職員の高齢化への対応等の取組を通じて的確な人事管理を推進する。また、公務員が能力を発揮できる環境を整備するため、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、職員の能力開発・啓発の推進等の取組を行う。			執行額	92百万円		作成責任者名 人事・恩給局総務課長 堀江 宏之
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方（施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標（値）【目標年度】		21年度現在	22年度実績		
能力及び実績に基づく人事管理を徹底する	1	人事評価の一層の周知・徹底のため、次のいずれかの方法を行わせる。 ・説明会又は評価者講座の参加 ・説明会DVDの視聴 ・評価者講座自己学習ソフトによる学習 ・人事評価マニュアル等（目標・行動事例集を含む）による内容把握	全職員の80%以上【22年度】	説明会への参加や人事評価マニュアル等の活用により、さらなる人事評価の周知・徹底が図られ、人事評価の適正かつ公正な実施に寄与すると考えられるため、指標として設定。	—（22年度から把握）	全職員の87%（アンケート回答数：17,596人）	平成23年2月に人事評価のアンケート調査を実施した。評価者講座については、説明会や評価者講座などの不参加者のうち82.3%が受講を希望しており、評価の目線合わせの重要性からも引き続き充実が必要である。また、人事評価を行うに当たって参考にした資料を聞いたところ、人事評価マニュアル、業績評価目標事例集等が利用されており、人事評価制度の定着及び円滑な運用のため、有効に活用されているものと認められる。
	2	評価者講座の参加者に対し、コストを意識した上での有効性等についてアンケート調査を行い、有効であるとする回答が参加者全員の過半数となることを目標とする。	参加者の50%超【22年度】	評価者講座に参加したコスト（旅費、日当）に対して、当該講座が有効であったかどうか（費用対効果が高かったかどうか）が、施策の達成度の指標となることから指標として設定。	—（22年度から把握）	参加者の96%（実施回数：全国15箇所ですべて43回実施、参加者数：1,035人、アンケート回答数：1,024人）	評価者講座終了後にアンケート調査を実施した。コストを意識した上での有効性等について聞いたところ、「おおいに有益であった」又は「有益であった」という回答が9割以上となり、当該講座のコスト面の有効性が認められる。
	3	能力・実績に基づく人事管理の徹底を図るための基本的な方針である採用昇任等基本方針に基づく任用の状況	フォローアップの着実な実施【22年度】	採用昇任等基本方針に基づく任用の状況について年度ごとにフォローアップを実施・公表することにより、採用年次及び採用試験の種類にとらわれない、能力・実績主義の人事管理の徹底につながるため指標として設定。	—（22年度からフォローアップを実施）	「採用昇任等基本方針に基づく任用の状況（平成21年度）」（平成22年12月10日公表）	平成22年12月10日に平成21年度の任用状況に係るフォローアップの結果を公表した。この中で、本府省等課長以上の官職に初めて任用された職員のうち、I種職員以外の職員が54人いるなどを確認した。今回は、第一回目のフォローアップであり、今後、毎年フォローアップを行うことにより、経年的な推移を把握し、能力・実績に基づく人事管理の推進を図ることとする。
多様な人材を確保し活用する	4	官民人事交流法に基づく人事交流の人数	派遣90人以上、採用90人以上【22年度】	各種人事交流を推進し、その状況についてフォローアップすることにより、相互理解、人材の育成、多様で有為な人材の確保等につながるため指標として設定。	派遣30人、採用90人（内定数）	派遣53人、採用80人	従来の民間企業向けの説明会の開催等に加え、新たに各府省等と民間企業とが意見交換を行う場を設ける等、官民相互の理解と協力を得るよう努めたが、平成22年度の交流派遣実績は53人、交流採用実績は80人となり、目標に対する達成率は、交流派遣で59%、交流採用で89%となった。官民人事交流は双方の合意があって初めて実現できるものであり、目標は達成できなかったものの、直近3カ年の平均交流派遣実績・交流採用実績に対して比すれば交流派遣は+42%、交流採用は+3%と堅調に推移していると認められる。

							<p>今後は、経済団体等の協力を得つつ、民間企業に対し、人事交流のメリットをアピールすること等に努め、官民人事交流の推進に取り組んでいくこととする。</p>
	5	国家公務員 I 種事務系区分（行政、法律、経済）採用者に占める女性の割合	30% 【22 年度】	<p>国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合が増加することにより、各府省等において多様な人材の確保及び活用が図られるため指標として設定。</p>	30.6%	25.7%	<p>女性の積極的な採用について、各府省等の人事担当課長からなる人事管理官会議幹事会において要請を行ったほか、採用者に占める女性の割合が低い府省等に対して、個別に要請を行った。</p> <p>また、各府省等の女性国家公務員の採用状況等について調査・公表を行った。</p> <p>平成 22 年度の国家公務員 I 種事務系区分（行政、法律、経済）採用者に占める女性の割合については、21 年度に比べて減少し 25.7%となったが、過去 2 番目に高い割合となっている。</p> <p>また、I 種事務系区分以外の試験区分における女性国家公務員の採用の割合については、国家公務員採用 I 種試験等について、21 年度に比べて減少し 21.2%となったものの、国家公務員採用 II 種試験等については、目標として掲げる水準に達しており、各府省等において多様な人材の確保及び活用が図られた。</p> <p>22 年度実績は、各府省等が人物本位で採用活動を行った結果ではあるが、今後、意欲と能力を持った女性の国家公務員への志望を喚起するため、女性国家公務員のロールモデルを作成し情報発信するとともに、各府省等における女性の採用状況等の調査公表等を行うことを通じて、女性の採用の拡大を推進することとする。</p>
	6	I 種事務系区分以外の試験区分における女性国家公務員の採用の割合の拡大状況	（国家公務員採用 I 種試験等） 概ね 30%程度 【22 年度】		25.8%	21.2%	
	7		（国家公務員採用 II 種試験等） 概ね 30%程度 【22 年度】		26.5%	29.1%	
	8	知的障害者等が一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」の推進状況	21 年度の実績が 1 名の府省等は 2 名以上、複数名の府省等は前年度より増（各府省等の合計で 220 名以上） 【平成 22 年度】	チャレンジ雇用が推進されることにより、各府省等において社会的要請も含めた多様な人材の確保及び活用が図られるため指標として設定。	198 名	225 名	<p>本府省等及び地方機関において、障害のある人を一定期間職場に受け入れ、人事管理上の課題の抽出等を行う職場体験実習を実施するとともに、障害者雇用推進に関する研究会等を開催した。</p> <p>これらの取組等により、チャレンジ雇用の受入れ数が着実に増加しており、各府省において社会的要請も含めた多様な人材の確保及び活用が図られていると認められる。</p>
	9	配置転換者の定着化に向けた各種フォローアップ等の実施状況	平成 19 年度から 22 年度までの間に配置転換した者の離職者数が 20 人程度となることを目指す 【22 年度】	<p>総人件費改革を踏まえた国家公務員の配置転換を円滑かつ確実に推進することで、各府省等において多様な人材の確保及び活用が図られるため指標として設定。</p>	－（22 年度から把握）	17 人	<p>21 年度に引き続き、配置転換者の円滑な定着化を図るため、配置転換者向け電話・メールカウンセリング及び受入機関向け研修等各種のフォローアップ施策を実施した。22 年度の離職者数は、17 人と目標として設定した許容範囲内に収まった人数となっており、配置転換者の定着化に貢献しているものと認められる。</p>
	10	配置転換者受入機関向け研修の参加者に対し、コストを意識した上での有効性等についてアンケート調査を行い、有効であるとする回答が参加者全員の過半数となることを目標とする。	参加者の 50%超 【22 年度】		－（22 年度から把握）	81%（実施回数：全国 9 箇所 で各 1 回実施、参加者数：105 人、アンケート回答数：104 人）	
国家公務員給与等の改定及び退職手当制度の適正な運用を行う	11	一般職給与法及び特別職給与法の改正の状況（法案提出、法案成立時期等）	人事院勧告に対する政府の取扱方針に基づいた法案を 22 年臨時国会に提出 【22 年度】	一般職給与法及び特別職給与法でその給与が規定されている国家公務員については、給与の改定に当たって、これらの法律の改正等を行う必要があるため指標として設定。	8 月 11 日 人事院勧告、第 1 回給与関係閣僚会議開催 8 月 25 日 第 2 回給与関係閣僚会議開催及び給与改定取扱方針閣議決定 10 月 27 日 給与法改正法案閣議決定 11 月 30 日 給与法改正法案成立	8 月 10 日 人事院勧告、第 1 回給与関係閣僚会議開催 11 月 1 日 第 2 回給与関係閣僚会議開催、給与改定取扱方針閣議決定及び給与法改正法案閣議決定  11 月 26 日 給与法改正法案成立	<p>政府は、8 月 10 日に行われた人事院勧告を受け、給与関係閣僚会議の第 1 回目を同日に、第 2 回目を 11 月 1 日に開催し、国政全般の観点から議論を行った上で給与改定取扱方針案を策定し、同日の閣議において同方針案及び給与法改正法案を閣議決定した。同方針において一般職の職員の給与については、人事院勧告どおり給与改定を行い、特別職の職員の給与については、一般職の給与に準じて取り扱うこととした。その後の国会審議を経て同法案は 11 月 26 日に成立した。（なお、11 月 1 日の閣議決定では、自律的労使関係制度を措置するま</p>

							での間においても人件費を削減するための措置を検討し、必要な法律案を23年通常国会に提出することとしたところであり、これを踏まえ、23年6月に、現行の人事院勧告制度の下では極めて異例の措置ではあるが、職員団体と真摯に話し合いを行った上で、国家公務員給与の臨時特例的な引下げを図る法案を国会に提出したところである。）
	12	国家公務員の退職手当の支給状況や民間企業の退職金の状況等を参考とした退職手当制度の見直しに係る検討の着実な実施	着実な実施 【平成22年度】	国家公務員の退職手当制度の見直しを検討するに当たって、国家公務員の退職手当の支給状況や民間企業の退職金の状況を参考とする必要があるため指標として設定。	「退職手当の支給状況（平成20年度退職者）」、「平成21年度民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」を実施	「退職手当の支給状況（平成21年度退職者）」、「平成22年度民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」を実施	国家公務員の退職手当の支給状況や民間企業の退職金制度の調査結果を踏まえつつ、今後の退職手当制度について、給付水準の見直しや「退職管理基本方針（平成22年6月22日閣議決定）」に基づく希望退職制度の導入等に係る検討を行っている。
職員の再就職に関する情報公開等適正な退職管理を推進するとともに、職員の高齢化に対応する（定年まで勤務できる環境の整備、定年延長等による雇用と年金の接続、職員の意識改革の推進）	13	国家公務員法に基づく再就職情報の閣議報告及び公表の着実な実施	閣議報告及び公表の着実な実施 【22年度】	適正な退職管理を推進する上で職員の再就職に関する情報公開が重要であるところ、国家公務員法において、再就職情報の内閣一元管理・公表の実施が規定されていることから、指標として設定。また、同様に、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）等において、独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表の実施が定められていることから、指標として設定。	・平成21年8月4日（平成20年12月31日～平成21年6月30日分）に閣議報告。 ・平成21年12月22日（同年7月1日～9月30日分）、平成22年2月26日（平成21年10月1日～12月31日分）にそれぞれ閣議報告し、公表。 ・平成20年度分（平成20年12月31日～平成21年3月31日）を平成21年8月4日に公表。	・平成22年6月22日（同年1月1日～3月31日分）、同年9月3日（同年4月1日～6月30日分）、同年12月24日（同年7月1日～9月30日分）、平成23年3月29日（平成22年10月1日～12月31日分）にそれぞれ閣議報告し、公表。 ・平成21年度分を平成22年9月3日に公表。	国家公務員法に基づく再就職情報の閣議報告及び公表並びに独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表を着実に実施し、これにより、職員の再就職に関する情報公開等適正な退職管理を着実に推進したものと認められる。
	14	独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表の着実な実施	公表の着実な実施 【22年度】		平成22年6月22日に、平成21年度における独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況を公表。	平成22年12月24日に、平成22年度における独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況を公表。	
	15	専門スタッフ職や再任用職員数の着実な増加等制度の活用状況（再任用職員数）	2,983人以上 【22年度】	職員の高齢化に対応する上で、定年まで勤務できる環境の整備や、雇用と年金の接続の重要性に留意することが重要であるところ、退職管理基本方針において、雇用と年金の接続の重要性に鑑み再任用制度の活用が掲げられていることから、指標として設定。	2,983人 ※21年度調査における予定数	3,835人 ※22年度調査における予定数	再任用職員数は、目標値を大きく上回り、着実な増加が見られた。前年度定年退職者数に対する新規再任用者数の割合（一般職）も、21年度の27.7%から、22年度は36.8%に上昇しており、制度の活用が進んでいると認められる。また、専門スタッフ職についても、21年度に75ポスト、22年度に76ポストが設置され、着実な増加が確認でき、これらの結果により、雇用と年金の接続に向けた取組や、定年まで勤務できる環境の整備が進化したと認められる。
	16	人事・恩給局による退職準備プログラム等担当者等講習会の参加者に対し、コストを意識した上での有効性等についてアンケート調査を行い、有効であるとする回答の割合	参加者の50%超 【22年度】	また、職員が自ら退職後の新しい生活に備え生活設計を行っていくことが重要であるところ、その支援を行い、高齢期の職員の意識改革の推進を図る方策として退職準備プログラムの実施が挙げられる。これを推進していくため、退職準備プログラム等担当者等講習会における、コストを意識した上での有効性等に関するアンケート調査結果等を指標として設定。	—（22年度から把握）	参加者の85%（実施回数：全国11箇所各1回実施、参加者数：800人、アンケート回答数：694人）	総務省において、全国各地域で開催（22年度 参加者800人）した退職準備プログラム等担当者等講習会では、参加者（各府省等の担当者及び職員）から、目標値を上回る85%の参加者から有効であるとの評価を得た。各府省等における退職準備プログラム講習会の実施府省等数及び参加職員数については、目標値には届かなかったものの、昨年度と同水準以上の実績を上げた。これは、各府省等において独自に講習会を実施するには、実施地域・回数に限度があるためと配慮され、職員の意識改革を推進すべく、総務省として、各府省等における退職準備プログラムの実施を一層支援していく必要がある。また、総務省による担当者等講習会を全国各地域で開催したことにより、その参加者が、21年度327人から22年度800人に増加しており、このような取組により各府省等の取組が補完されていると認められる。
	17	退職準備プログラム講習会の実施府省等数	12府省等以上 【22年度】		11府省等	11府省等	
	18	各府省等における退職準備プログラム講習会への参加職員数	960人以上 【22年度】		804人（開催回数：57回）	807人（開催回数：36回）	

							<p>なお、各府省等が自ら講習会を実施する以外に他の機関で行われている講習会等を職員にあっせんしたり、もしくは相談員を設置するなどの取組を含めた各府省等の退職準備プログラムの実施状況を見ると、実施府省等数は、21年度の25府省等に対して22年度は26府省等であり、各府省等の取組の着実な増加が確認できた。</p> <p>これらの結果により、職員の意識改革が着実に推進されていると認められる。</p>
職員の服務規律を確保するとともに正常な労務管理を維持する	19	国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告の着実な実施	着実な実施【22年度】	職員の服務規律の確保の推進については、毎年度「国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」を国会に報告しているところであることから、指標として設定。	「国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」（平成21年8月25日）	「国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」（平成22年9月10日）	22年度の「国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」として平成22年9月10日、国会に報告した。
	20	適切な労務管理の推進状況（各本府省等における職員団体との交渉概要について、公表している割合）	100%【22年度】	職員団体との交渉概要を公表することによって、適正な労使関係が構築されていることを明らかにすることができるため指標として設定。	17.6%	64.3%（9府省等/14府省等）	平成23年3月末現在、64.3%と目標には達していないものの、公表に向けて準備中であるとした府省等が35.7%（5府省）という状況であり、近々の目標達成が見込まれる。
職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する	21	男性職員の育児休業等取得推進のためのポスターやパンフレット、講演会の開催による啓発の着実な実施	男性職員の育児休業等取得者数（延べ人数）240人以上【22年度】	男性職員等を対象とした啓発講演会やパンフレット等を通して男性職員の育児休業等の取得を促進することは、仕事と生活の調和を実現することにつながるため指標として設定。	164人（21年度）	316人（平成23年12月20日追記）	男性職員の育児休業等取得者数については、本年秋以降に結果を取りまとめる予定である。
	22	国家公務員超勤縮減キャンペーンの着実な実施（給与法改正を受けた実効ある超勤縮減の取組状況等）	着実な実施【22年度】	10月に国家公務員超勤縮減キャンペーン週間を実施し、幹部職員等を始めとする職員一人一人の意識向上や啓発講演会により各府省等における超勤縮減の取組を推進することは、労働時間の短縮、ひいては仕事と生活の調和を実現することにつながるため指標として設定。	超過勤務縮減キャンペーン週間を実施（10月1日～7日）	超過勤務縮減キャンペーン週間を実施（10月1日～7日）	22年度の国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間として、ポスター及びパンフレットの配布、啓発講演会の実施、幹部職員の意識調査及び超過勤務縮減キャンペーン週間等における各府省等の取組状況の取りまとめを実施した。各府省等において、キャンペーン週間の周知とともに、給与法改正による超過勤務手当支給割合の引上げの周知を含む超過勤務縮減の取組を行い、職員の意識向上を図るよう、各府省等に依頼した。
	23	超勤月60時間超職員の代休取得の推進状況	着実な実施【22年度】	H22年4月から導入した超勤代休時間制度について、周知・徹底がなされ制度の活用が推進されることは、労働時間の短縮、ひいては仕事と生活の調和を実現することにつながるため指標として設定。	—（22年度から実施）	各府省等に通知（「平成22年度における人事管理運営方針」）	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の改正により、平成22年4月1日から導入された超勤代休時間制度について、職員に対し十分に周知・徹底を行い、制度の活用を図るよう、各府省等に通知した。
職員の能力開発・啓発を推進する	24	各種啓発事業の参加者に対し、コストを意識した上での有効性等についてアンケート調査を行い、有効であるとする回答が参加者全員の過半数となることを目標とする。	参加者の50%超【22年度】	各種啓発事業は、全政府的観点に立った人事管理施策の一環として行われているものであり、これを着実にを行うことで政府職員としての意識及び一体性が確保され、職員の能力開発・啓発が推進されるため指標として設定。	各省幹部懇話会：92.7%（実施回数：5回、参加者数：70人、アンケート回答数：55人） 官民幹部合同セミナー：92.9%（実施回数：2回、参加者数：60人、アンケート回答数：52人） 官民交流セミナー：96.7%（実施回数：2回、参加者数：63人、アンケート回答	各省幹部懇話会：100%（実施回数：5回、参加者数：82人、アンケート回答数：68人） 官民幹部合同セミナー：97.7%（実施回数：2回、参加者数：45人、アンケート回答数：44人） 官民交流セミナー：97.8%（実施回数：2回、参加者数：48人、アンケート回答	左記の通り、平成22年度の全ての啓発事業終了後のアンケート結果において、参加者の50%超が啓発事業に参加して有効であったと回答しており、目標を達成した。

					<p>数:61人)                  内閣重要政策研修:92.2%                  (実施回数:2回、参加者数:79人、アンケート回答数:77人)                  管理職員プロフェッショナルセミナー:100%(実施回数:2回、参加者数:27人、アンケート回答数:27人)                  新任管理者合同セミナー:88.6%(実施回数:1回、参加者数:341人、アンケート回答数:317人)                  新任管理者基本セミナー:77.9%(実施回数:12回、参加者数:855人、アンケート回答数:787人)                  人事及び労務管理者啓発課程:100%(実施回数:1回、参加者数:16人、アンケート回答数:16人)                  国家公務員合同初任研修(人事院と共同で実施):91%(実施回数:1回、参加者数:701人、アンケート回答数:658人)</p>	<p>数:48人)                  内閣重要政策研修:98.8%                  (実施回数:2回、参加者数:92人、アンケート回答数:86人)                  管理職員プロフェッショナルセミナー:100%(実施回数:2回、参加者数:24人、アンケート回答数:24人)                  新任管理者合同セミナー:97.7%(実施回数:1回、参加者数:282人、アンケート回答数:268人)                  新任管理者基本セミナー:93.3%(実施回数:11回、参加者数:793人、アンケート回答数:753人)                  人事及び労務管理者啓発課程:100%(実施回数:1回、参加者数:16人、アンケート回答数:16人)                  国家公務員合同初任研修(人事院と共同で実施):90.5%(実施回数:1回、参加者数:686人、アンケート回答数:664人)</p>	
職員の福利厚生を推進する	25	講演会等の参加者に対し、コストを意識した上での有効性についてアンケート調査を行い、有効であるとする回答が参加者全体の過半数となることを目標とする。	50%超 【22年度】	<p>職員の心身の健康を確保し、生きがいある充実した生活の実現を図ることは勤務能率の増進に資するものであること等から、能率増進計画を、5年を目途に見直し、また、これに基づき講演会等を行い、参加者のメンタルヘルスへの理解を深めること等が有効であるため、指標として設定。                  なお、講演会等については、参加者が所属する各府省等の福利厚生関係当局にもアンケートを行い、当講演会等に対する要望等についても把握する。</p>	— (22年度から把握)	<p>安全管理に関する啓発講演会:91.8%(実施回数:1回、参加者数:49人、アンケート回答数:49人)                  健康管理に対する意識啓発講演会:93.9%(実施回数:1回、参加者数:66人、アンケート回答数:65人)                  メンタルヘルスセミナー:93.5%(実施回数:全国5箇所各1回実施、参加者数:279人、アンケート回答数:276人)                  カウンセラー講習会:97.7%(実施回数:全国4箇所各1回実施、参加者数:131人、アンケート回答数:129人)</p>	各府省等の担当者等に対する健康管理、安全管理の講演会、各府省等のカウンセラーに対する講習会や管理監督者に対するメンタルヘルスセミナーを実施し、終了後、それぞれの参加者に対して実施内容等に対する意見等を把握した結果、参考になったとの評価が、開催した全ての講演会等において50%を超えており、目標を達成した。
	26	健康管理設置機関(本府省等、出先機関等を単位)において、管理監督者に対する研修等を通じたメンタルヘルスに関する意識の徹底を行っている割合	90%以上 【22年度】		82.7%	83.4%	能率増進計画に基づき、各府省等が管理監督者に対するメンタルヘルスに関する意識の徹底を行っている割合は、22年度で90%以上に至らなかった。これは、管理監督者の業務多忙や遠隔地官署勤務等のため、管理監督者に対するメンタルヘルスに関する研修等を実施できない官署がまだ相当数あることが原因と思われる。このため、当局にて各府省等の管理監督者(特に新任管理者)に対するe-ラーニング講習を実施し、メンタルヘルスに関する意識の徹底を図ることとする。また、各府省等の福利厚生関係当局に対して講演会等に対する要望

							等を照会し、東日本大震災に伴う職員のメンタルヘルスケアに係る講演会等の開催要望があることを把握した。
27	能率増進計画（国家公務員福利厚生基本計画）の見直しの実施	着実な実施【22年度】		—	能率増進計画の見直しを行った（平成23年4月6日付けで改定）。	「福利厚生施策の在り方に関する研究会報告書」（平成22年6月）の提言を踏まえ、メンタルヘルス対策の充実・強化、ワーク・ライフ・バランスへの対応、レクリエーション活動の見直しなどを内容とする能率増進計画の見直しを行った。（平成23年4月6日付けで改定）	

※3、11、12、13、14、19、22、23及び27の指標等は、平成22年度目標設定表においては目標（値）等を設定していないため、平成23年度目標設定表を参考に評価を実施している。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	人事管理推進事業	163 百万円	138 百万円	1～27	国家公務員制度の企画・立案及び人事管理に関する総合調整等を行うため、能力・実績を重視した人事制度の推進、公務部門における高齢者雇用の推進、多様な人材の確保の推進等に資する調査研究や講習会等を実施していることから、施策目標の全てに関連する。
政策全体の 総括的な評価		各種施策の目標の達成状況について、国家公務員制度に関する制度の適切な運営・改善に向け、前進しているものと評価できる。 また、あらかじめ目標値を設定した施策のうち、目標として掲げる水準に達したものについては、着実な成果をあげている。他方、目標として掲げる水準に達しなかったものについても、大半が前年度と比較して数値が増加しているため、更に改善を図り、施策を推進していく必要がある。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)	
	採用昇任等基本方針(閣議決定)	平成21年3月3日		※全般的に関係	
	公務員の給与改定に関する取扱いについて(閣議決定)	平成22年11月1日		一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、去る8月10日の人事院勧告どおり改定を行うものとする。	
	第174回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説	平成22年6月11日		第一の政策課題は、昨年の政権交代から始めた改革の続行です。鳩山前内閣は、「戦後行政の大掃除」として、それまでの政権が成し得なかった事業仕分けや国家公務員制度改革に果敢に挑みました。しかし、道半ばです。新内閣は、国民に約束した改革を続行し、貫徹させなければなりません。改革には反発や抵抗がつきものです。気を緩めれば改革は骨抜きになり、逆行しかねません。時計の針を決して戻すことなく、政治主導によって改革を推し進めます。(中略) 行政組織や国家公務員制度の見直しにも引き続き取り組みます。省庁の縦割りを排除し、行政の機能向上を図るとともに、国家公務員の天下り禁止などの取組も本格化させます。	
	第176回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説	平成22年10月1日		歳出見直しは、単に切り詰めることが目的ではありません。行政が利用者の視点に立ってサービスを提供し、より効率的に奉仕する体制にすることが重要です。公務員制度改革も、この目標を共有しています。国家公務員の総人件費の二割削減と併せ、一体的に取り組んでいきます。また、国の出先機関の統廃合を含め、各府省の機構や定員をスリムにします。公務員諸君に改めてお願いします。行政のプロとしての皆さんの心構えが問われています。	
	第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	平成23年1月24日		公務員制度改革や国家公務員の人件費二割削減、天下りや無駄の温床となってきた独立行政法人や公益法人の改革にも取り組みます。	
	退職管理基本方針(閣議決定)	平成22年6月22日		※全般的に関係	
	平成22年度における人事管理運営方針(総務大臣決定)	平成22年6月22日		※全般的に関係	
学識経験を有する者の知見の活用	<p>本評価書について、専修大学法学部藤田由紀子教授に御覧頂き(平成23年7月25日)、「講習会等の実施については、アンケートによる満足度調査と併せて、実施回数や参加者数などの客観的なデータを記載することで、多面的な評価が可能となるのではないか。」との御意見を頂き、本評価書に反映させた。</p> <p>その他、以下のとおり御意見を頂いた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事・恩給局の施策は、定量的な指標を取ることが難しい分野であると感じた。</li> <li>実数で示されている項目についても、できるだけ比率でも示した方が分かりやすい。</li> <li>複数の施策の関連に留意しながら広い視野で評価を行っていくことも検討されたい。例えば、女性公務員の採用・登用に関する数値目標は、あくまで男女共同参画という政策目的の達成度を測定する指標に過ぎないので、その数値を重視するよりも、女性公務員の採用・登用の拡大に寄与する可能性があるワーク・ライフ・バランスの推進や男性職員の育休取得の促進等と関連させながら評価していくことなどが有用ではないか。</li> <li>評価内容の充実と職員の評価事務負担とのバランスを勘案しながら、評価方法の見直し・変更も柔軟に行っていくべきである。事務負担の大きい評価を隔年で行うか、事務負担を減らして毎年行うかという選択や、毎年度全施策を網羅的に評価するか、各年度の評価対象施策を限定させ、数年かけて全施策を評価するかという選択など、様々な方法が検討されて良いのではないか。</li> <li>国民に対する発信という側面を重視するならば、公表の際に、評価書の掲載だけでは分かりにくい部分もあるので、適宜解説を加えるなどの配慮も必要なのではないか。</li> </ul> <p>また、平成23年9月、立教大学法学部原田久教授から、施策目標の達成度合いの判定方法、基準について明確化する必要があるとの御意見を頂き、次年度以降の目標設定表、評価書等の検討に活用することとした。</p>				

政策評価を行う過程  
において使用した  
資料その他の情報

- ・採用昇任等基本方針に基づく任用の状況（平成22年12月10日）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01jinji02\\_01000007.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01jinji02_01000007.html)
- ・官民人事交流に関する年次報告（平成23年3月23日 人事院）  
<http://www.jinji.go.jp/kisya/1103/kanmin22.htm>
- ・女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果（平成22年7月13日 総務省・人事院）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02jinji02\\_02000046.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02jinji02_02000046.html)
- ・一般職の国家公務員の育児休業等実態調査及び仕事と育児の両立支援のための休暇制度の使用実態調査結果（平成22年9月30日 人事院）  
<http://www.jinji.go.jp/kisya/1009/ikukyu22.pdf>
- ・「平成22年度民間企業における退職給付制度の実態に関する調査報告書」（作成者：アビームコンサルティング株式会社 作成時期：平成22年 対象期間：平成17年～平成22年）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jinji/minkan\\_taisyokukyufu22.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jinji/minkan_taisyokukyufu22.html)
- ・「退職手当の支給状況（平成21年度退職者）」（作成者：総務省人事・恩給局 作成時期：平成22年 対象期間：平成21年度）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jinji/pdf/sikyu\\_jokyo21.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jinji/pdf/sikyu_jokyo21.pdf)

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	行政改革・行政運営		政策の予算額・執行額（百万円）			評価実施 （予定）時期	平成23年9月
政策名	政策2：適正な行政管理の実施			22年度	23年度	担当部局	行政管理局（定員総括、行革総括、企画調整課行政手続・制度調査室、行政情報システム企画課情報公開推進室・個人情報保護室）
基本目標	国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めることにより、簡素で効率的な政府を実現する。 また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性確保及び透明性の向上を図る。		予算額	226百万円	185百万円		
政策の概要	国の行政機関等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。		執行額	144百万円		作成 責任者名	企画調整課課長 山下 哲夫 行政情報システム企画課課長 吉牟田 剛
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標（値） 【目標年度】		21年度現在	22年度実績		
国の行政組織等の減量・効率化を推進すること	1	国の行政機関の定員の再配置と減量・効率化  定員合理化計画の各省別目標数の設定 【22年度】  行政需要に応じた適切な定員の審査を実施 【22年度】	行政需要に応じ、各省をまたがる定員の再配置と行政組織の減量・効率化を図ることは、行政組織等の減量・効率化の推進につながることから、指標として設定。	平成22年度から平成26年度までの5年間に平成21年度末定員の10%を削減するとともに、平成22年度における各省別定員合理化計画を設定（全体で▲6,066人）  21年度の定員審査結果に基づく、22年度における定員の純減 ▲773人 （このほか、定員純減計画に基づく独法移行減等（▲6,900人））	平成23年度における各省別定員合理化数を設定（全体で▲6,157人）  22年度の定員審査結果に基づく、23年度における定員の純減 ▲1,300人	各省別定員合理化数の設定及び行政需要に応じた定員審査を通じて、平成23年度においては、1,300人の純減を確保する一方、治安や安全・安心など、重要な部門・施策には可能な限り増員措置をすることにより、メリハリをつけた定員管理を実現した。  23年度機構・定員審査においては、事業仕分け、行政事業レビュー、地域主権改革における出先機関の事務・権限の見直し、情報通信技術の活用等の各種改革について、その見直しの結果を審査に反映させ、行政組織等の減量・効率化を推進した。	
	2	国の行政組織等の減量・効率化の実施状況  各種改革、業務見直しの結果を定員審査に反映 【22年度】	事業仕分けの結果等を機構・定員に着実に反映することは、行政組織等の減量・効率化の推進につながることから、指標として設定。				
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	3	行政手続制度について、意見公募手続における意見提出期間30日以上件の割合  意見提出期間を30日未満とする真にやむを得ない理由があるものを除き、100% 【22年度】	意見公募手続について、意見提出期間、命令等の公布と同時期の結果公示の状況及びパブリックコメントのアクセス件数を把握し、適正な運用を促すことは、行政運営における公正の確保及び透明性の向上につながることから、指標として設定。	意見提出期間30日以上を確保した件数の割合 93.1% （H20年度 90.5%）	平成21年度における行政手続法の施行状況調査については、平成22年12月に結果を取りまとめたところ、意見提出期間30日以上を確保した件数の割合は93.1%（なお、残る6.9%の事案について、意見提出期間が30日未満となった理由は、例えば、「法令の公布・決定等から施行までの期間が短く、当該法令の施行に併せて命令等を定めるためには、意見提出期間を短縮する必要があるため」など、いずれも「真にやむを得ない理由」に該当するものと認められた。）、結果公示までの期間が5日未満の件数の割合は80.8%であった。いずれも高い水準で推移しているものの更なる改善が必要と考えられる。 したがって、このような結果を踏まえ、平成23年2月に各府省等に対し、結果公示は命令等の公布・決定等と同時期に実施する必要があることなど今後の留意点を提示するとともに、行政手続法の適切な運用に努めるよう通知した。 また、このような取組と併せ、各府省等からの照会への対応や各府省等を対象とした行政手続制度全般に関する研修の実施などを通じて、制度の趣旨の徹底を図っている。		
	4	行政手続制度について、意見公募手続を実施して定めた命令等の公布・決定等と同時期の結果公示の件数の割合  100% 【22年度】		結果公示までの期間が5日未満の件数の割合 80.8% （H20年度 77.3%）			

	5	行政手続制度について、e-Govを通じたパブリックコメントのアクセス件数	前年度比増 (H21 年度におけるH20 年度比 2.7%増と同程度) 【22 年度】		—	<p>e-Gov 内のパブリックコメントに関するページのクリック回数(※平成 22 年度(787 万回)は、平成 21 年度(1,530 万回)から半減。)は把握できるものの、e-Gov を通じたパブリックコメント(個別の意見公募案件)のアクセス件数については把握できないため、当該指標を用いて評価することができない。</p> <p>ページクリック回数は、平成 22 年度は前年度より半減しているが、これは、平成 22 年 3 月末の e-Gov 改修によりパブリックコメントの検索方法が改善されたことにより、閲覧を希望する案件にたどりつくまでのページクリック回数が減少したことが寄与したものと考えられる。</p> <p>なお、平成 23 年 2 月には各府省等に対し、パブリックコメントの実施についての周知を、広く一般に対し積極的に行うよう努める必要がある旨通知した。</p>
	6	行政不服審査制度について、6 か月以内に審査請求が処理された件数の割合	現況より増加させることとし 70%を目指す 【22 年度】	審査請求について、個別の事案に応じた事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、処理期間の傾向を把握し、簡易迅速な手続の実施を促進することは、国民の権利利益の救済につながることから、指標として設定。	53.2% (H20 年度 56.8%)	<p>平成 22 年 4 月に、平成 21 年度における行政不服審査法の施行状況調査を行い、平成 22 年 10 月に結果を取りまとめたところ、各府省等の審査請求の処理件数は 9,827 件であり、審査請求後 6 か月以内の処理件数の割合は 53.2% (5,228 件)、審査請求の処理期間が 1 年を超える件数の割合は 12.1% (1,190 件)であった。平成 20 年度の実績(審査請求の処理件数 10,449 件、審査請求後 6 か月以内の処理件数の割合 56.8% (5,940 件)、審査請求の処理期間が 1 年を超える件数の割合 8.5% (891 件))と比べると、審査請求の処理期間が 6 か月以内である件数及びその割合が減少する一方、1 年を超える件数及びその割合は増加している。</p> <p>このような結果を踏まえ、平成 22 年 10 月に各府省等に対し、事務処理の迅速化など今後の留意点を提示するとともに、不服申立ての適切な処理を行うよう通知した。</p> <p>また、各府省等からの照会への対応や各府省等を対象とした行政不服申立制度全般に関する研修の実施により、制度の趣旨の徹底を図っている。</p>
	7	行政不服審査制度について、審査請求の処理期間が 1 年を超える件数の割合	現況より減少させることとし 5%を目指す 【22 年度】		12.1% (H20 年度 8.5%)	
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、延長等手続を採ることなく、開示請求から 30 日以内に開示決定等がされたものの割合 (行政機関及び独立行政法人等)	前年度値より増加 【22 年度】	行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、原則的な開示期限である 30 日以内に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、指標として設定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関 : 88.2%</li> <li>・独立行政法人等 : 86.5%</li> </ul> <p>(H20 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関 : 89.9%</li> <li>・独立行政法人等 : 87.4%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関 : 87.1%</li> <li>・独立行政法人等 : 79.7%</li> </ul> <p>(平成 23 年 12 月 1 日追記)</p> <p>国の行政機関等における開示決定期限の状況については、平成 22 年度における行政機関等の情報公開法の施行状況調査の実施により、平成 23 年 11 月を目途に公表を予定している。</p> <p>なお、平成 22 年度においては、平成 21 年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における開示決定期限の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。</p> <p>また、平成 21 年度の実績は、行政機関の開示決定等件数 62,916 件のうち、原則的な開示期限である 30 日以内に決定がされたものの割合は 88.2% (55,467 件)、独立行政法人等の開示決定等件数 3,252 件のうち、原則的な開示期限である 30 日以内に決定がされたものの割合は 86.5% (2,812 件)であり、平成 20 年度の実績(行政機関:開示決定等件数 68,620 件中の 89.9% (61,712 件)、独立行政法人等:開示決定等件数 3,440 件の 87.4% (3,006 件))と比べると、行政機関・独立行政法人等ともに、30 日以内の開示決定等の割合は前年度からおおむね横ばいとなっている。</p>

9	<p>国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の適切な管理のための監査実施率 (行政機関及び独立行政法人等)</p>	<p>前年度値より増加 【22年度】</p>	<p>適時の監査の実施により個人情報保護の適正な運用が促進され、もって国民の権利利益の保護につながると考えられるため、指標として設定。</p>	<p>・行政機関：100% ・独立行政法人等：88.9%  (H20年度) ・行政機関：97.5% ・独立行政法人等：87.9%</p>	<p>・行政機関：97.6% ・独立行政法人等：90.2% (平成23年12月1日追記)</p>	<p>国の行政機関等における監査実施率については、平成22年度における行政機関等の個人情報保護法の施行状況調査の実施により、平成23年11月を目途に公表を予定している。 なお、平成22年度においては、平成21年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における監査実施率を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 また、平成21年度の実績は、行政機関・独立行政法人等とともに、監査実施の割合は前年度より増加し、特に行政機関においては100%を達成した。</p>
10	<p>国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数 (行政機関及び独立行政法人等)</p>	<p>前年度件数より減少 【22年度】</p>	<p>行政機関等における個人情報の漏えい等の発生件数を減らし、個人情報の適切な管理を実施することは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、指標として設定。</p>	<p>・行政機関：321件 ・独立行政法人等：2,216件  (H20年度) ・行政機関：473件 ・独立行政法人等：2,456件</p>	<p>・行政機関：498件 ・独立行政法人等：2,006件 (平成23年12月1日追記)</p>	<p>国の行政機関等における漏えい等の状況については、平成22年度における行政機関等の個人情報保護法の施行状況調査の実施により、平成23年11月を目途に公表を予定している。 なお、平成22年度においては、平成21年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における漏えい等の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 また、平成21年度の実績は、行政機関・独立行政法人等とともに、個人情報の漏えい等事案の件数は前年度より減少している。</p>

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	定員合理化計画の各省別目標数の設定及び行政需要に応じた定員審査の実施	106 百万円	77 百万円	1～2	定員合理化計画の各省別目標数の設定及び行政需要に応じた定員審査等により、各省をまたがる定員の再配置と行政組織の減量・効率化を図ることで行政組織等の減量・効率化の推進につながる。
2	行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用			3～7	意見公募手続における意見提出期間の設定状況、命令等の公布と同時期の結果公示の状況を把握するなどし、これらを踏まえて行政手続制度の適正な運用を促すことは、行政運営の公正の確保及び透明性の向上につながる。 審査請求の処理期間の傾向を把握し、これを踏まえて行政不服審査制度における簡易迅速な手続の実施を促進することは、国民の権利利益の救済を図ることにつながる。
3	国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用	120 百万円	108 百万円	8～10	施行状況調査の実施等により国の行政機関等における制度の運用状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修を通じた制度の趣旨の徹底を行い、情報公開制度・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することは、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上、国民の権利利益の救済を図ることにつながる。
政策全体の 総括的な評価		<p>国の行政組織等の減量・効率化については、定員合理化計画の各省別目標数の設定及び行政需要に応じた定員審査を通じ、厳しい増員抑制等により、平成 23 年度においては、1,300 人の定員純減を確保する一方、治安や安全・安心など重要な部門・施策には重点的に増員措置することにより、行政需要に応じたメリハリのある定員配置を実現した。また、機構についても、既存組織の合理的再編成を基本に、各府省の組織再編を認めた。今後も計画的な定員の合理化と行政需要に応じた定員審査、既存組織の合理的再編成等を通じて、一層の減量・効率化に向けた取組を継続する。</p> <p>行政手続制度について、施行状況調査の結果を見ると、意見提出期間 30 日以上を確保した件数の割合及び結果公示までの期間が 5 日未満の件数の割合は高い水準で推移しており、概ね適正かつ円滑な運用が行われ、行政運営における公正の確保及び透明性の向上が図られているものといえるが、命令等の制定から長期間結果公示が実施されない例なども見られることから、引き続き、各府省等に対し、通知や研修等を通じて、制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行っていく。</p> <p>行政不服審査制度については、施行状況調査の結果を見ると、審査請求の処理期間が 6 か月以内である件数及びその割合が減少する一方、1 年を超える件数及びその割合が増加するなど、審査請求の処理期間が長期化しているものも見られることから、引き続き通知や研修等を通じて、各府省に対し、事務処理の迅速化等に努めるよう注意喚起を行っていく。なお、公正さにも配慮した簡易迅速な手続の下で柔軟かつ実効性のある権利利益の救済の実現を図るべく、施行状況調査の結果を行政救済制度検討チームにおいて活用し、行政不服審査法の見直しを進めているところである。</p> <p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、平成 21 年度の施行状況調査ではおおむね前年度の指標を上回っており、適正かつ円滑な運用が図られているが、いまだ、開示請求から 30 日を超えて開示決定等がされたものや、監査未実施、個人情報の漏えい等事案も存在する。このため、引き続き、連絡会議や研修等において、両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。</p>			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
	—	—	—		
学識経験を有する者の知見の活用	平成 23 年 9 月、明治大学経営学部菊地端夫准教授に御意見を伺ったが、特段の御意見はなかった。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○平成 23 年度機構・定員の要求について(平成 22 年 9 月)(URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_01000001.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_01000001.html</a>)</p> <p>○平成 23 年度機構・定員の審査結果(平成 22 年 12 月)(URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_01000002.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_01000002.html</a>)</p> <p>○行政手続法の施行状況に関する調査結果—国の行政機関—(平成 22 年 12 月)(URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_01000002.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_01000002.html</a>)</p> <p>○平成 21 年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果—国における状況—(平成 22 年 10 月) <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_01000001.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_01000001.html</a>)</p> <p>○平成 21 年度における情報公開法の施行の状況について(平成 22 年 10 月)(URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/kekka_h21.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/kekka_h21.html</a>)</p> <p>○平成 21 年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について(平成 22 年 10 月)(URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo_h21.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo_h21.html</a>)</p>				

(注) 1 平成 22 年度目標設定表で「参考となる指標」として挙げた下記の指標については、今年度は施策目標の達成状況が端的にわかる指標を厳選して評価することとしたことから、評価の対象としない。

「行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用」のうち、「意見提出期間を 30 日未満とした理由」、「意見考慮期間(意見提出期間終了から命令等の公布・決定までの期間)」、「提出意見を考慮した結果、提出意見が反映された案件の割合」、「意見公募に対する提出意見数」、「意見公募 1 件当たりの提出意見数」。「国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用」のうち、「開示請求件数」「開示決定等件数」、「教育研修の回数」

2 指標 2 の「目標(値)」及び「指標の設定についての考え方」については、平成 23 年目標設定時において平成 22 年度目標設定表の内容をベースに修正を行っていることを踏まえ、修正後の指標等を本評価書において活用している。

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	行政改革・行政運営		政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施（予定）時期	平成23年9月
政策名	政策3：行政評価等による行政制度・運営の改善			22年度	23年度	担当部局 行政評価局総務課他3課室
基本目標	行政評価機能の更なる発揮を通じて聖域なく行政運営を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現を図る。		予算額	690百万円	617百万円	
政策の概要	各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価を推進するほか、各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査や、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談を実施。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。		執行額	559百万円		作成責任者名 行政評価局総務課長 三宅 俊光
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方（施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況
		目標（値）【目標年度】		21年度現在	22年度実績	
政府内における第三者的な評価専門機関として、各府省の政策・業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進する	1	行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況 平成22年度新規着手テーマについて、それぞれのねらいに応じた適期に勧告等を行うように進行管理を行うこと（詳細は別紙参照） 【22年度】	それぞれの調査テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。	－ （22年度から目標を設定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「職員研修施設に関する調査」（平成22年12月10日勧告）</li> <li>「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」（平成22年7月13日勧告）</li> <li>「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」（平成22年12月28日中間公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「職員研修施設に関する調査」については所期の目標時期までに勧告等を実施し、目標を達成した。</li> <li>「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」については、「22年6月末を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う」との所期の目標に対し、7月13日に勧告等を実施。目途としては、目標を達成できたものと認められる。</li> <li>「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」については、当初の想定よりも調査対象法人が増加し、把握した事例や資料が膨大で取りまとめに時間を要したことなどから、目標として設定した「22年度内に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う」ことはできなかった。しかしながら、早期に改善を行うなどの自主的な取組を進めるため、平成22年12月28日に中間的に調査の状況を公表し、調査の進行状況に応じた工夫を行った。</li> </ul> <p>なお、本年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、各府省への補足調査ができなかったことも、遅延要因の一つである。</p> <p>現在、調査結果について、各府省と事実確認を行っているところであるが、受講料等の引下げなど、利用者の負担軽減に資するよう、速やかにこれを終了し、勧告等を行うこととする。</p>
	2	行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況 行政運営の効率化・適正化等に係る効果を可能な限り定量的に把握すること 【22年度】	行政運営の効率化・適正化等に係る効果を定量的に把握し、より掘り下げて検証することは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。	指摘事項数 351 改善措置済数 325 措置率 92.6% （改善措置予定を含めると措置率 99.4%）	指摘事項数 560 改善措置済数 478 措置率 85.4% （改善措置予定を含めると措置率 95%）	平成22年度に受領した行政評価・監視に係る「その後の改善措置状況」及び総合性・統一性確保評価に係る「その後の回答」においては、指摘事項の85.4%について、既に改善措置が講じられた。なお、改善措置予定を含めると95%の措置率である。

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たす	3	各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率	100% 【23年度】	政策評価の外部検証可能性を確保することは、国民への説明責任を果たすことにつながるもの。	－（22年度に実施される評価を対象に現況を把握）	各府省の政策評価に関する情報の公表を推進するため、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報を評価書に記載すること等を定めた「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を取りまとめた。また、23年度におけるフォローアップの実施方法等について検討中である。
	4	実績評価における目標の達成度合いの判定基準及び判定根拠の明示	全府省における導入  【22年度中】	評価の判定結果を国民に分かりやすい形で論理的に示すことは国民への説明責任を果たすことにつながるため指標として設定。	文部科学省、農林水産省等が明示 (21年度)	政策評価制度については、22年12月及び23年2月の政策評価分科会における指摘、これまでの実施状況を踏まえ、課題を整理するとともに、更なる改善に向け、必要な措置を検討することとしている。 22年度においては、分かりやすい政策評価の実現等に向け、目標管理型の政策評価に係る評価書について、統一的な標準様式を導入し、目標の達成状況、目標期間終了時点の総括欄を設けるなどの改善方針の検討を行った（東日本大震災の発生を踏まえ、平成23年4月27日付けで改善方針について試行的な取組として行うこととする旨の局長通知を发出。）。
	5	法制度の見直し時期到来時における評価の実施率	法制度の見直し時期到来時における評価の実施方針を確立  【22年度中】	法制度を見直す場面においては政策評価の果たす役割は大きいと考えられる。評価の必要性の高い対象政策への重点化は効果的かつ効率的な行政の推進につながるため指標として設定。	－（22年度から取組実施）	「実績評価における目標の達成度合いの判定基準及び判定根拠の明示」については、内閣官房国家戦略室において政策達成目標明示制度の取扱いも含め検討を行っているところであり、今後、その検討の結果を踏まえ、同制度の施行に併せて実施する。 「法制度の見直し時期到来時における評価の実施率」については、22年度中に評価の実施方針を確立するとしていたところ、政策評価制度の検討との関連をみながら、評価の必要性の高い対象政策への重点化といった課題についても、引き続き検討することとする。
			100% 【23年度以降】			
	6	再評価を通じた公共事業等の休止・中止に係る残事業費の明示	全体状況の公表 【22年度以降】	公共事業等の再評価による成果を示すことは国民への説明責任を果たすことにつながるため指標として設定。	－（22年度から取組実施）	公共事業等のうち、平成22年度における再評価の結果、中止となった事業の残事業費を公表した（公共事業等のうち、評価結果を踏まえ、中止となった事業（9事業）に係る残事業費は約256億円）。
	7	政策達成目標明示制度への確実な対応	政策評価制度と政策達成目標明示制度との適切な役割分担・連携・補完の関係の確立  【22年度中】	政策達成目標明示制度は全政府で平成22年度から試行的に導入することされている。行政のレビュー機能の一端を担う政策評価制度においても、政策達成目標明示制度との適切な役割分担・連携・補完の関係を確立し、両者を円滑に推進していくことは効果的かつ効率的な行政推進につながるため指標として設定。	－（22年度から取組実施）	政策達成目標明示制度については、内閣官房国家戦略室において、その取扱いも含め、検討がなされているところであり、当局としては、この検討を踏まえ、対応することとする。
			本格導入 【23年度】			
	8	客観性担保評価活動の的確な実施状況	租税特別措置等に係る政策評価について、22年度税制改正大綱の政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）に照らして行われる租税特別措置等の見直し等に資する評価となっているかどうか厳格に点検を行い、税制改正作業に対し、適時に提供  【22年度以降】	客観性担保評価活動（政策評価の点検）は、各府省の政策評価の質の向上とそれを通じた政策の見直し・改善等を目的とするものであり、これを的確に実施することにより、効果的かつ効率的な行政を推進し、国民への説明責任を果たすことにつながる。中でも、平成22年度から新たに事前評価の実施が義務付けられた租税特別措置等に係る政策評価については、点検結果を毎年度の税制改正作業に適時に提供することで、政策評価を租税特別措置等の具体的な検討に役立てようとするものであるため、目標として設定。	－ (租税特別措置等に係る政策評価導入前のため実績なし)	13府省が実施した219件の租税特別措置等に係る政策評価について点検を行い、平成22年10月21日に税制調査会（租特等PT※）に報告  ※租特等PT：租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベース拡大等の検討に関するプロジェクトチーム  各行政機関が平成23年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る評価を対象に、政策評価が税制改正作業に資する内容となっているかどうか点検したところ、全ての政策評価について分析・説明の不十分な点がみられた。 点検結果は、各府省に通知するとともに税制調査会（租特等PT）に報告し公表した。 税制調査会においては、平成23年度税制改正大綱の取りまとめに向け、点検結果も踏まえて、租税特別措置等の見直しが進められた。 このように、租税特別措置等に係る政策評価について、厳格に点検を行うとともに、点検結果を税制改正作業に対し提供したことにより、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすことに寄与した。

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進する	9	行政評価局（管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。）受付の相談件数のうちの苦情件数	21年度比 約1割(200件)増 【22年度】	行政相談事案等の調査・分析の充実など処理の充実・向上を図る「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」(H22.5策定)による重視すべき成果についての目標を設定したものの。 なお、苦情件数については、従来の行政相談活動では把握しきれていない苦情、意見・要望等を「とらえる」ねらいから指標として設定。	2,095件	2,871件	21年度に比して約37%(776件)増となっており、目標を達成した。
	10	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	21年度比 約4割(8件)増 【22年度】		20件	33件	21年度に比して約65%(13件)増となっており、目標を達成した。
	11	行政相談委員が管区行政評価局又は行政評価事務所に処理協力を求めた相談件数	21年度比 約5%(50件)増 【22年度】		982件	1,518件	21年度に比して約55%(536件)増となっており、目標を達成した。
	12	行政相談委員法第4条に基づく意見の提出件数	21年度比 約1割(15件)増 【22年度】		162件	275件	21年度に比して約70%(113件)増となっており、目標を達成した。
年金記録に関するあっせん等の実施により、年金制度に対する信頼回復に貢献する	13	今後の年金記録確認体制の検討に向けた厚生労働省との調整の推進	第三者委員会の業務について早期に目途を付けること及び今後の年金記録確認体制の在り方について、結論を得る（厚生労働省と協議） 【22年度】	現在、行政評価局においては、年金記録確認第三者委員会の事務局を担っており、国民からの申立ての迅速かつ確かな処理を促進するため、調査等の要員を当該業務にシフトして取り組んでいることから、行政評価機能の強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、当該業務について、早期に目途を付けることが不可欠である。そのため、今後の年金記録確認体制について早期に結論を得た上で新たな体制に円滑な移行を進めることが必要であるため、指標として設定。	一（22年度から実施）	厚生労働省等と調整を行ってきたが、具体的な結論を得るには至っておらず、引き続き、調整中である。	
		回復委員会への協力（データ提供等）の推進 【22年度】	厚生労働省年金記録回復委員会に出席し、年金事務所段階での職権訂正の基準策定への協力（データの提供等）を行った（その結果、日本年金機構において、脱退手当金事案についての基準が策定され、年金事務所段階における職権訂正の対象範囲が拡大した）。				
当該業務について、早期にめどを付けるべく、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力するとともに、今後の年金記録確認体制の検討に向けた厚生労働省との調整を図り、これら方策の具体化の内容に応じ、所要の措置を講ずる。 なお、年金記録確認第三者委員会が存続する間においては、年金記録に関するあっせん等の実施に当たっては、当面、右記（目標欄）に掲げた処理方針により、処理の促進を図る。	14	年金記録に関するあっせん等の実施	21年度に年金受給者から申し立てられた事案について、優先的に処理の促進を図る 【22年度】	第11回年金記録確認中央第三者委員会基本部会（21年12月24日）において、原口総務大臣から年金記録確認第三者委員会に対して、「平成21年度に年金受給者から申し立てられた事案について、優先的に処理の促進を図るとともに、20年度に申し立てられた加入者からの事案についても、早急に処理を進める」よう依頼が行われたため、年金記録に関するあっせん等の目標として設定。  （参考） 20年度に年金受給者（無年金者を含む。）から申し立てられた事案については、遅くとも21年中を目途に処理を終える。	・20年度に受け付けた申立てについて99.9%処理 ・21年度に受け付けた申立てについて38.6%処理	・20年度に受け付けた申立てについて100%処理 ・21年度に受け付けた申立てについて99.9%処理	21年度以前に申し立てられた事案については、申立人側の事情により処理を終えていないものを除き、全て処理を終了した。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	行政評価等実施事業（総務本省）	130 百万円	103 百万円	1～14	<p>いわば政府のレビュー機能として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省が所掌する政策について自ら実施する評価の推進・向上を図るとともに、各府省が行った評価の点検を実施する（政策評価推進機能）</li> <li>○ 必要性・有効性・効率性等の観点から、各府省のみでは評価しがたい複数府省にまたがる政策や業務の実施状況について、全国的規模の調査により、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方を提示する（行政評価局調査機能）</li> <li>○ 国に対する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関等へのあっせん、行政苦情救済推進会議や行政評価局調査機能の活用等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営を改善。年金記録確認第三者委員会の活動を的確に補佐し、その調査審議の促進を図るとともに、判断結果を踏まえ、厚生労働大臣に対し、あっせんする（行政相談機能）</li> </ul> <p>これらの機能を十全に発揮することにより、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に寄与する。</p>
2	行政評価等実施事業（管区行政評価局）	560 百万円	515 百万円	1～14	
政策全体の 総括的な評価		<p>行政評価局調査については、行政評価局調査に係る勧告等に基づく、各府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善について、一定の効果を上げているが、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮化という課題が認められ、さらなる行政評価局調査の迅速かつ確かな実施に向けて、常時監視活動の強化、調査の多様化、マネジメント改革の推進等を始めとする措置を着実に推進する必要がある。</p> <p>政策評価の推進については、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の取りまとめ、租税特別措置等に係る政策評価の厳格な点検結果の税制改正作業へ提供などの取組が実施されたこと及び目標管理型の政策評価に係る評価書について統一的な標準様式の導入など改善方策の検討を行ったことは、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任に一定の効果を上げていると評価できる。今後、各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、引き続き、情報公開の徹底、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化等を図るとともに、政策評価制度について、課題を整理し、更なる改善に向け、必要な措置について検討を行う。</p> <p>行政相談の推進については、行政相談事案等の調査・分析の充実など処理の充実・向上を図る「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」（H22. 5 策定）による重視すべき成果についての目標を設定したところ、指標に係る件数が、いずれも前年度比で増加した（37%～70%）ことは、一定の効果があつたと評価できる。</p> <p>年金記録に関するあっせん等の実施については、着実に処理を推進し、目標を達成することができており、引き続き事案処理の迅速化に取り組む。今後の年金記録確認体制の検討については、平成 23 年 6 月に公表された「年金記録確認第三者委員会報告書」においても政府における早急な検討・必要な対応の実施を強く要請されていること、行政評価機能の抜本的強化が求められ、第三者委員会業務に従事する職員を本来業務へ戻すことが不可欠であることを踏まえ、業務移管を実現し、新たな年金記録確認体制の構築に向け引き続き厚生労働省との調整を行う。</p> <p>当該政策全体として、各府省における行政制度・運営の改善のため、一定の効果を発揮していると評価できるが、更なる国民に信頼される質の高い行政の実現に向けて、行政評価機能の一層の強化に取り組む必要がある。</p>			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 （主なもの）		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）	
		予算編成等の在り方の改革について	H21. 10. 23 閣議決定	4. 政策達成目標明示制度の導入 政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入する。	
		平成 23 年度予算編成の基本方針	H22. 12. 16 閣議決定	③予算・行政に関する P D C A サイクルの充実 行政支出の無駄を減らし、限られた予算を真に国民に便益をもたらす施策に配分するためには、予算に関する P D C A（Plan-Do-Check-Action：計画・実行・検証・反映）のサイクルを充実し、施策の有効性、効率性について不断の検証を行っていくことが不可欠である。既存の政策評価制度と行政事業レビューの役割分担の明確化・連携強化や、「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）に掲げられた政策達成目標明示制度等の施策の取扱いを含め、関係府省・部局において政府全体における P D C A サイクルの整理・強化について検討を行う。	
		第 177 回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	H23. 1. 24	年金記録問題の解消に全力を尽くします。	
学識経験を有する者の 知見の活用		<p>当局の中期的な業務運営方針である「行政評価等プログラム」の策定に当たって、政策評価・独立行政法人評価委員会の御審議をいただくとともに、行政評価局調査の「児童虐待の防止等に関する政策評価」及び「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」について、外部有識者を招いた研究会を開催し、いただいた意見を政策へ反映させている。</p>			

政策評価を行う過程  
において使用した  
資料その他の情報

- 政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000067741.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000067741.pdf)）
- 平成23年度における政策評価の実施について（平成23年4月27日局長通知）（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000114729.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000114729.pdf)）
- 平成22年度政策評価等の実施状況及び評価結果の政策への反映状況に関する報告（平成23年6月17日）（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/43624\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_1.html)）
- 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（平成22年10月21日）（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/35884\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/35884_2.html)）
- 各年度の行政評価局調査の結果（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html)）
- 年金記録に係る苦情あつせん等（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/nenkindsansha/kujou.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkindsansha/kujou.html)）

(別紙)

政策評価（統一性・総合性確保評価）	行政評価・監視
<p>○ <b>児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）</b></p> <p>本政策評価は、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。平成 22 年度においては、年内に実務者を対象として実施するアンケート調査の結果公表を行う。なお、評価結果については、平成 24 年度予算編成に資するようなタイミングで取りまとめ、必要な勧告等を行う。</p> <p>○ <b>法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価（総合性確保評価）</b></p> <p>※ 「<b>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（総合性確保評価）</b>」として着手。</p> <p>本政策評価は、法曹の養成に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析し、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価することにより、法曹養成制度の見直しに資するために実施するものである。本政策評価については、平成 22 年 5 月に政務官主宰の研究会を設置し、調査・評価の在り方、方法等を検討する。その結果を踏まえ、平成 23 年 1 月を目途に調査を開始する。なお、評価結果については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）附則第 2 条の規定に基づく検討（法施行後 10 年経過時）に資するようなタイミングで取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○ <b>職員研修施設に関する調査</b></p> <p>本調査は、多種多様な各府省の研修施設の概況を明らかにするとともに、行政運営の効率化・適正化を図る観点から、研修施設における研修の実施状況や施設の活用状況等を把握し、その見直しに資するために実施するものである。このため、平成 23 年度予算編成に反映できるようなタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ <b>国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査</b></p> <p>本調査は、平成 21 年 3 月に総務省が勧告した「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」のフォローアップ（9 月）について、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、これを 6 月に前倒しで行うとともに、各府省における不適正な会計経理防止対策等の実施状況を追加調査し、国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に資するために実施するものである。このため、平成 22 年 4 月から調査を開始し、6 月末を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。さらに、この調査結果を踏まえ問題があると考えられる場合には、必要に応じて追加調査の実施を検討する。</p> <p>○ <b>検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査</b></p> <p>本調査は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、検査への対応や資格取得における受検料、受講料などの負担状況等を把握し、その軽減を図るために実施するものである。このため、平成 22 年 7 月から調査を開始し、各府省における早期の制度の見直しに資するよう、年度内に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ <b>社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視</b></p> <p>本行政評価・監視は、高度経済成長期に集中的に整備された国及び地方公共団体等が維持管理する社会資本ストックの現状等を把握するとともに、ライフラインとなっている社会資本、国民の安全・安心にかかわる社会資本を中心に、効率的・効果的な維持管理及び更新等の在り方について検討するものであり、平成 22 年 7 月から本省による概況調査を、12 月から管区行政評価局等を動員した実地調査を開始する。なお、調査結果については、平成 24 年度予算編成に資するようなタイミングで取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ <b>公共職業安定所における職業紹介等に関する行政評価・監視</b></p> <p>本行政評価・監視は、公共職業安定所における求人開拓及び職業紹介の実施状況、未充足求人对策の実施状況、N P O 等との連携状況、市場化テストの実施状況を調査し、公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化及び雇用のミスマッチの縮小に資するために実施するものであり、平成 22 年 12 月から実地調査を開始する。なお、調査結果については、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、平成 23 年度のできる限り早期に取りまとめ、勧告等を行う。</p>

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	地方行財政			政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施 （予定）時期	平成23年9月
政策名	政策4：地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等				22年度	23年度	担当部局 自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村体制整備課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課
基本目標	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地域主権型社会の確立を目指す。			予算額	47百万円	68百万円	
政策の概要	地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地域主権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。			執行額	23百万円		作成 責任者名 総務室長 菅野 孝志
施策目標	施策目標の 達成度を測る指標		指標の設定に ついての考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標（値） 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
地域主権型社会の 確立に向けた地方 制度の構築が進む こと	1	地方自治法の抜本改正 地域主権の確立を目指し、地方行財政検討会議において、中期的に地方自治法の抜本的な見直しについて検討を進め、成案が得られた検討結果を地方自治法改正案として取りまとめ、順次、国会に提出していく。 さらに、地方分権改革推進委員会の第2次勧告等で指摘されている地方自治法における義務付け・枠付けを積極的に見直す。（40条項） 【22年度】	地方公共団体の運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治の仕組みそのものについても、地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていく観点から、地方自治法を抜本的に見直すことが地域主権改革を推進するために必要と考え、指標として設定。	前倒しとして、第174回通常国会に地方自治法の一部を改正する法律案を提出。 ・議員定数の法定上限の撤廃 ・議決事件の範囲の拡大 ・地方分権改革推進計画に基づく義務付けの撤廃（30条項）等	平成22年中の地方行財政検討会議における議論等を踏まえ、今後の地方自治法の抜本見直しの方向性を「地方自治法の抜本改正についての考え方（平成22年）」として取りまとめた。この中で速やかに制度化を図ることとした事項については、地方自治法改正案として取りまとめ、第177回通常国会に提出すべく準備を進めている。 なお、第174回通常国会に提出された地方自治法改正案は、平成23年5月2日に公布された。		
	2	地方公共団体の組織及び運営についての自由度の拡大の具現化	効率的な行政運営や多様な市町村の事務の補完を可能とするため、行政機関等の共同設置を可能とする地方自治法改正案を提出しており、成	平成の合併が一区切りを迎え、今後は、自主的な合併のほか、市町村間の広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、市町村がこれらの中から最も適した仕組みを主体的に選択できるようにする必要があるので、取組状況を把握し、	事務の共同処理の件数（20年7月1日現在） ①事務の委託 5,109件 ②一部事務組合 1,664件 ③機関等の共同設置 407件 ④協議会 284件 ⑤広域連合 111件	事務の共同処理の件数（22年7月1日現在） ①事務の委託 5,264件 ②一部事務組合 1,572件 ③機関等の共同設置 395件 ④協議会 216件 ⑤広域連合 115件	共同処理している総件数及び関係団体数は、市町村合併に伴う一部事務組合や協議会の解散等により前回調査から減少した（総件数△13件、関係団体数△1,080団体）。これらの調査結果について各地方公共団体に情報提供を実施した。 効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするため、議会事務局、保健所などの行政機関、部や課などの内部組織及び監査委員などの事務局並びに書記長などの議会

			立後は、各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供 【22年度】	情報提供等を行うことを目標とするもの。			の職員についても、執行機関としての委員会又は委員や執行機関の附属機関と同様に共同設置を行うことができる地方自治法の一部を改正する法律が、第177回通常国会において可決・成立し、平成23年5月2日に公布された。
住民の利便が促進すること及び国及び地方公共団体の行政が合理化されること	3	住民票の写し等の交付に係る住民の利便性の向上	コンビニでの交付サービスについて、新たに20団体の導入 【22年度】	コンビニでの交付サービスが拡大することで、住民の利便性の拡大につながるため、指標として設定。	導入団体 4団体	導入団体 41団体 (23年4月1日時点)	住民の利便性の向上に資するため、「コンビニ等における住民票の写し等の交付の拡充に関する調査・分析」を実施し、現行の住民票の写し等の交付を行っている事業者以外の事業者への拡大や、実施地方公共団体数の拡大のための方策を検討した。コンビニでの住民票の写し等の交付サービスの導入団体は41団体に達し、取組が進展していると評価できる。
	4	住民基本台帳法関係法令改正の効果（閲覧件数の変化等）	個人情報保護に十分留意した住民基本台帳の閲覧・交付制度の運用を促す。 【22年度】	請求時における本人確認を厳格化するなど、個人情報保護に十分留意した住民基本台帳の閲覧・交付制度の運用を促すことで、地方公共団体の行政の合理化につながるため、指標として設定。	住民基本台帳の閲覧件数 140,557件 (20年度 90,428件)  住民票の写し等の交付件数 63,937,026件 (20年度 66,500,770件)	住民基本台帳の閲覧件数 223,930件  住民票の写し等の交付件数 62,953,698件	平成18年の住民基本台帳法改正後の住民基本台帳閲覧制度及び平成19年の住民基本台帳法改正後の住民票の写し等の交付制度の適切な運用を市町村に促した結果、各改正法施行時点に比べ閲覧・交付件数が減少した状況で推移している。 ○住民基本台帳の閲覧件数（平成18年11月1日施行） 平成17年度 1,029,849件 平成18年度 774,401件 ○住民票の写し等の交付件数（平成19年5月1日施行） 平成18年度 74,090,555件 平成19年度 71,057,478件
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	5	地方公共団体における行政改革の取組状況	各地方公共団体の集中改革プランの取組を総括するとともに、今後の自主的な地方行革に資するべく情報提供等を実施 【22年度】	各地方公共団体においては、簡素で効率的な行財政システムを構築し、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、住民との対話の中で、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを目標とするもの。	地方行革の取組状況調査を実施し、公表。 集中改革プランの取組状況調査を実施し、公表。 情報公開条例、行政手続条例及び意見公募手続制度の制定状況調査を実施し、公表。	地方行革の取組状況調査を実施し、公表。 集中改革プランの取組状況調査を実施し、公表。 情報公開条例及び意見公募手続制度の制定状況調査を実施し、公表。	地方公共団体の今後の自主的な地方行革に資するべく、各種の状況調査、情報提供等を実施した。集中改革プランを全団体が策定及び公表していることや、情報公開条例及び意見公募手続制度の制定団体が着実に増加していることから、地方公共団体における行政改革の取組が進展していると評価できる。
地域主権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	6	地方公務員数の推移	地方公共団体において、自主的な定員管理の取組が計画的に推進されるように促す。 【22年度】	地方公務員の給与・定員については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標を設定。 目標（値）については、地方公共	地方公共団体の総職員数は、平成21年4月1日現在で285万5,106人となっている。（対前年比▲44,272人）	地方公共団体の総職員数は、平成22年4月1日現在で281万3,875人となっている。（対前年比▲41,231人）	国民・住民に一層信頼される地方公務員制度を確立するために、各地方公共団体に対し、必要な情報提供や技術的助言を行ってきた。この結果、給与の「わたり」の制度がある団体や重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当の数が減少し、また、給与情報等公表システムによる公表及び人材育成基本方針の策定状況についても、平成22年度の調査時点で、平成23年度の目標値をほぼ達成するなど、各地方公共団体において取組が進展していると評価できる。 地方公務員制度及びその運用については、国民・住民の理解と納得が得られることが重要であり、引き続き情報提供及び技術的助言を行い、各地方公共団体における人事管理の適正化を促進することが重要である。

	7	ラスパイレス指数の状況	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう促す。 【22年度】	団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。指標の状況についても、目標（値）同様、各地方公共団体の取組によるため、参考として記載。	平成21年の地方公共団体（全団体）のラスパイレス指数は98.5となっている。 (H20ラス：98.7)	平成22年の地方公共団体（全団体）のラスパイレス指数は98.8となっている。 (H21ラス：98.5)	
	8	給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得を得るため、給与の適正化に取り組むよう促す。 【22年度】		適正化の取組例 ・給与の「わたり」（注）の制度がある団体は221団体（全団体の12.0%）に減少 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は29手当に減少（支給額ベースで見ると平成16年時点から95.8%削減） (21年4月1日時点)	適正化の取組例 ・給与の「わたり」（注）の制度がある団体は151団体（全団体の8.4%）に減少 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は18手当に減少（支給額ベースで見ると平成16年時点から97.3%削減） (22年4月1日時点)	
	9	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう促す。 【22年度】		ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を行っている。	ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を行っている。	
	10	給与情報等公表システムによる公表状況	実施率100% 【23年度】		97.7% (1,803/1,846) (21年4月30日現在)	97.8% (1,757/1,797) (22年3月31日現在)	
	11	地方公共団体の人事制度改革の状況（任期付採用の実施団体）	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう促す。 【22年度】		各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地域主権型社会に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。	214団体 (21年4月1日現在)	233団体 (22年4月1日現在)
	12	人材育成基本方針の策定状況	実施率90% 【23年度】		各地方公共団体において人材育成方針を策定することで、その方向へ取り組む効果が生じ、地方公務員の適正な人事管理につながると考えられることから、指標として設定。	85.5% (1,579/1,847) (21年4月1日現在)	88.9% (1,597/1,797) (22年4月1日現在)

（注）地方公務員給与の「わたり」とは、①給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うこと、②①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること、により、給与を支給することをいう。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	地域主権型社会を確立するための施策の実施	-	18 百万円	1	地方公共団体の運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治の仕組みそのものについても、地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていく観点から、地方自治制度を見直すことが地域主権改革を推進することにつながる。
2	基礎自治体の行財政基盤の強化	-	-	2	今後の市町村の事務処理方策については、市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村等との広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすることを基本的な考え方としており、各地方公共団体の主体的な取組状況を把握し、必要な情報を提供することにより、地域主権型社会の確立に向けた地方制度の構築に寄与する。
3	住民基本台帳制度の充実強化	-	10 百万円	3, 4	住民の利便性の向上が図られる「住基カードの多目的利用」、特にコンビニ交付サービスの活用を促進し住民の利便性・住基カードの拡大を進めている市町村に対して、委託調査、情報提供、財政措置等を行うことにより、住民の利便の増進等に寄与する。
4	地方行革の推進	17 百万円	15 百万円	5	地方公共団体に対し、行政改革の取組状況や取組事例に関する情報提供を行うとともに、行政改革の方策を模索すべく研究会を開催することにより、地方公共団体の行革に資する。
5	地方公務員制度の整備・充実	30 百万円	25 百万円	6, 7, 8, 9, 10, 11, 12	各地方公共団体に対し、必要な情報提供や技術的助言を行い、各団体における人事管理が適正化されることは、国民・住民に一層信頼される地方公務員制度の確立につながる。
政策全体の 総括的な評価	地方自治法の改正や地方行革の取組等により、地方行政体制整備は着実に進められている。また、各地方公共団体に対する必要な情報提供や技術的助言により、国民・住民に一層信頼される地方公務員制度の確立に向けた取組が推進されている。今後もこうした地方行政体制の整備により、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、地域主権型社会の確立を目指す。				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)	
	民主党の政権政策 Manifesto 2010	平成 22 年 6 月 18 日		「国のかたち」を変える 国内では、大胆な地域主権改革を実行します。地域主権改革は地域の自立を促す改革であり、そのために権限や財源の移譲に取り組みます。地域のことは地域で決められる仕組みをつくることで、明治以来の中央集権体制を改めます。	
第 177 回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	平成 23 年 1 月 24 日		(地域主権・郵政改革の推進) 以上の国づくりの三つの理念を推進する土台、それが内閣の大方針である地域主権改革の推進です。改革は、今年大きく前進します。地域が自由に活用できる一括交付金が創設されます。当初、各省から提出された財源はわずか 28 億円でした。これでは地域の夢は実現できません。各閣僚に強く指示し、来年度は 5, 120 億円、平成 24 年度は 1 兆円規模で実施することとなりました。政権交代の大きな成果です。そして、我々の地域主権改革の最終目標はさらに先にあります。今国会では、基礎自治体への権限移譲や総合特区制度の創設を提案します。国の出先機関は、地方による広域実施体制を整備し、移管していきます。既に、九州や関西で広域連合の取組が始まっています。こうした地域初の提案で、地域主権に対する慎重論を吹き飛ばしていきましょう。		
学識経験を有する者の知見の活用	地方行財政検討会議において、地方自治法の抜本的な見直しについて議論いただき、今後の地方自治法の抜本見直しの方向性を「地方自治法の抜本改正についての考え方(平成 22 年)」として取りまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の行政改革等 <a href="http://www.soumu.go.jp/iken/main.html">http://www.soumu.go.jp/iken/main.html</a></li> <li>広域行政 <a href="http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html">http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html</a></li> <li>「地方公務員の定員・給与の状況等」 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html</a></li> </ul>				

※6～9の指標については、平成 22 年度目標設定表において目標(値)等を設定していないため、平成 23 年度目標設定表を参考に評価を実施している。

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	地方行財政			政策の予算額・執行額（百万円）			評価実施 （予定）時期	平成23年9月
政策名	政策5：地域力創造				22年度	23年度	担当部局	地域力創造グループ地域政策課ほか6課室
基本目標	活力ある地域社会を形成し、地域主権型社会を構築するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援すること。			予算額	1,008百万円	1,379百万円		
政策の概要	地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援するため、「緑の分権改革」の推進、定住自立圏構想の推進、地方公共団体の地域づくりの支援等の地域力創造施策を推進する。			執行額	790百万円		作成 責任者名	地域政策課長 室田 哲男
施策目標	施策目標の 達成度を測る指標		指標の設定に ついての考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況		
		目標（値） 【目標年度】		21年度実績	22年度実績			
地域の自給力と創 富力を高める地域 主権型社会を構築 すること	1	緑の分権改革の取組団体数の状 況  緑の分権改革に取り 組む地方公共団体数 400 団体 【22 年度】 800 団体 【26 年度】 1,400 団体 【32 年度】	豊かな自然環境、再生可能なク リーンエネルギーなどの地域資源を 最大限活用する仕組みを創り上 げ、全国にその取組が広がること で、地域の自給力と創富力を高め る地域主権型社会の構築の実現に 寄与すると考えられることから、 指標として設定。	251 団体 （22 年 3 月現在）	562 団体 （23 年 3 月現在）	「緑の分権改革」の推進のため、平成 21 年度に改革推進の 基礎的条件整備としての調査（地域におけるクリーンエネル ギー資源の賦存量調査、フィージビリティ調査、固定価格買 取の仕組みや住民共同出資の活用等も含めた事業化方策の調 査（142 事業））を実施、平成 22 年度には、先行的・総合的な 取組について試行、調査等を行う地方公共団体を募集し、そ の取組を研究するための委託調査（27 事業）を行った。また、 地方公共団体が行うクリーンエネルギー導入、地域文化財、 歴史的建造物等の活用等の事業に対して財政支援を行った。 その結果、平成 22 年 3 月時点で 251 団体であった緑の分権 改革の取組団体数は、平成 23 年 3 月時点で 562 団体に増加し、 「緑の分権改革」への取組は着実に全国に広がりを見せてい る。		
地方圏から三大都 市圏への人口流出 を食い止めること	2	定住自立圏の取組状況  60 圏域 【22 年度】 定住自立圏を形成す る地方公共団体数 600 団体 【32 年度】	定住自立圏の圏域数が増加し、地 方圏において安心して暮らせる地 域が各地に形成されることによ り、地方圏への人口定住が進むと 考えられることから、指標として 設定。	29 圏域 （22 年 3 月現在）  地方公共団体数 123 団体 （22 年 3 月現在）	54 圏域 （23 年 3 月現在）  地方公共団体数 216 団体 （23 年 3 月現在）	地方公共団体への情報提供や財政支援（地方交付税措置等） の実施により、定住自立圏構想に取り組む意思を示す中心市 宣言を実施した団体数は、平成 23 年 3 月末現在で 69 団体に、 定住自立圏の圏域数は目標には達しなかったものの 54 圏域に 達した。また、定住自立圏を形成する地方公共団体数は 216 団体となり、全国的に定住自立圏構想への取組が進み、地方 圏に定住の受け皿が着実に形成されてきている。		
地域間の人材交流 を進めること	3	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数  子ども農山漁村交流 プロジェクト参加児 童数 80,000 人 【22 年度】	都市と農山漁村の交流や地域おこ しに役立つ人材の活用を推進する ことで、地方公共団体による地域 づくりや地域活性化に寄与すると 考えられることから、指標として 設定。	参加児童数（総務省の制度を 活用した人数） 79,615 人	参加児童数（総務省の制度を 活用した人数） 69,181 人	教育効果が高いと言われる民泊を含む宿泊体験活動に取り 組む自治体に対して、他のモデルとなる取組として文部科学 省による支援を実施しており、総務省としては、上記のよ うな高い効果が見込まれる取組への後押しとして地方交付税等 による支援を実施している。平成 22 年度においては、21 年度 に地方交付税措置（8,621 人分）を受けていた自治体が、文部 科学省による支援を新たに受けたことにより、総務省の制度 を活用した参加児童数に関しては減少する結果となったが、		

							本プロジェクトの継続的な取組により、地域間の人材交流層の拡大につながっている。
	4	地域おこし協力隊員と集落支援員の合計人数	地域おこし協力隊員と集落支援員について、合わせて1,000人 【22年度】		地域おこし協力隊員 89人 集落支援員 449人 合計 538人	地域おこし協力隊員 257人 集落支援員 500人 合計 757人	現況調査の実施、地方交付税による支援等を実施した結果、21年度と比較して219人増となり、特に地域おこし協力隊員は約3倍増となった。今後は、上記施策の一層の推進を図るべく、研修の実施や先進事例の紹介等を行い、上記施策に対する興味を喚起し、引き続き事業推進の気運を醸成する必要がある。
地域の国際化が進むこと	5	J E Tプログラムの招致人数	J E Tプログラムの招致人数の前年並み確保 【22年度】	J E Tプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、および多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。	招致人数 4,436人 (21年7月1日現在)  <参考> 招致人数 4,682人 (20年7月1日現在)	招致人数 4,334人 (22年7月1日現在)	平成22年度はJ E Tプログラムで招致した4,334人の外国青年が、学校での外国語教育や地域の国際交流事業等に従事した。地方公共団体の意見も聞きながら、円滑なプログラム運営の推進を図った。特に平成22年度は、経済・観光交流や多文化共生、小学校の外国語活動での活用や、J E TプログラムOBの活用などについて、地方公共団体に対し、一層の推進について各種会議等で周知を図った。施策目標の指標である招致人数については、児童・生徒数の減少や厳しい地方財政の状況等を背景に前年度に比べてわずかに減少したものの、その幅は小さくなっており、減少傾向には、一定の歯止めがかかりつつある。
	6	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況	多文化共生に関する計画指針等の制定団体数5%増 【22年度】		多文化共生に関する計画・指針の策定団体 490団体 多文化共生に関する条例の策定団体 24団体 (22年4月1日現在)	(調査中)	地域における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等を通じて周知を図った。さらに、多文化共生に取り組むまたは今後取り組もうとする地方公共団体にとって、施策の企画及び立案の参考となる情報提供を行うため、地方公共団体の先進的な取組について、その背景、経緯、事業実施に当たった工夫、今後の課題等に関する各団体担当者と有識者による意見交換会を開催し、その結果をまとめた報告書を作成・公表している。
地方公共団体による地域振興施策が進むこと	7	地方公共団体におけるP F I事業の実施方針公表数の推移	30件程度の確保 【22年度】	地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することやP F I事業を円滑に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。	28件	21件	地方公共団体からのP F I制度に関する相談に応じるとともに、地方公共団体がP F Iを活用し施設整備を行う場合において、所要の交付税措置を講じた。 22年度におけるP F I事業の実施方針の公表件数は21件であったことから引き続き、関係機関との連携の下に、地方公共団体に対し、P F I制度の周知を図ることが重要である。
	8	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数	850件程度の確保 【22年度】		約834件(17年度～21年度実績平均値)	871件	中心市街地活性化基本計画を策定して中心市街地の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対し、財政措置を講じた。 中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業について、22年度の実施件数は871件であり、「850件程度の確保」という目標を達成した。
過疎地域の自立が促進されること	9	過疎補助事業により整備した交流施設の利用者数	1施設当たりの平均利用者数を直近3カ年実績の平均以上とする 【22年度】	・過疎補助事業により整備した交流施設の積極的な活用を促すことで、過疎地域の自立に大きく寄与すると考えられることから、指標として設定。	41,000人 (19年度～21年度平均)	23,000人 (22年度実績)	平成22年度は、過疎補助事業により9件の施設整備を実施した。 平成22年度実績については、整備された施設の規模が例年より小規模であったことから利用者実績が目標を下回っているが、今後、施設の利用者数拡大に向けた取組を進めていく

				・過疎対策事業の推進による定住団地の整備を通じて、過疎地域の自立が促進されと考えられることから、指標として設定。			必要がある。
	10	過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等の整備状況	定住促進のために定住団地等の整備の促進		2件 (21年度実績)	6件 (22年度実績)	平成22年度は、過疎地域集落再編整備事業により6件の定住団地等を整備した。 平成21年度実績の2件に対して、平成22年度実績では6件と、前年度を上回る実績を達成することができ、過疎地域への定住に資する定住団地の整備促進が図られた。
辺地（注）とその他の地域における地域格差の是正を図ること	11	辺地数	辺地数の対平成21年度比▲1.0%（人口減によっても辺地の基準を満たさなくなることにより留意が必要） 【22年度】	辺地とその他の地域において住民の生活文化水準の著しい格差があるが、公共的施設の総合整備によりその地域格差が是正され、辺地数の減少に結びつくことから、指標として設定。	6,719 (21年3月31日現在)	6,596 (22年3月31日現在)	地方公共団体の辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するため、辺地対策事業債の所要額を確保した。 平成21年度実績に対して、平成22年度実績は▲1.8%減と、目標値である対平成21年度比▲1.0%を達成することができ、辺地とその他の地域格差の是正が図られた。

（注） 「辺地」とは、交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域と比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島等のへんぴな地域で、次の(1)及び(2)の要件を満たす地域をいいます。（根拠法：辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律）

(1) 当該地域の中心（固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高の地点）を含む5k平方メートル以内の面積の中に50人以上の人口を有すること

(2) 辺地度点数（※）が100点以上であること

※ 辺地度点数

役場、医療機関、郵便局、小・中学校、駅又は停留所等までの距離が遠隔であるなど、当該地域について算定されたへんぴな程度を示す点数

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	緑の分権改革の推進	161 百万円	619 百万円	1	豊かな自然環境や再生可能なクリーンエネルギー等の地域資源を最大限に活用し、域内循環率を高める仕組みを創り上げるにより地域の自給力と創富力を高めていく地方公共団体の取組に対して、委託調査、情報提供、財政措置等の支援を行い、地域力の向上に寄与している。
2	定住自立圏構想の推進	163 百万円	194 百万円	2	地方公共団体への情報提供や財政支援（地方交付税措置等）の実施により、定住自立圏構想を推進し、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成することで、地方圏から三大都市圏への人口の流出を食い止めることに寄与している。
3	地方公共団体の地域づくりの支援	23 百万円	23 百万円	3, 4	地方公共団体の地域づくりの支援や地域活性化に向けて、指標 3 においては、地方交付税による支援のほか、地方公共団体の関係部局に対する説明・意見交換の実施や先進事例の紹介、研修等を実施し、その推進を図っている。また、指標 4 においては、先進事例の紹介のほか、取り組む上で参考となるデータ収集を目的とした現況調査の実施・結果の公表や地方交付税による支援等を実施しその推進を図るものであり、都市と農山漁村の交流を創出し、農山漁村に活力をもたらすとともに、地域間の人材交流の推進につながる。
4	地方公共団体の国際化施策の推進	10 百万円	10 百万円	5, 6	JETプログラムについては、地域の国際化をめぐる環境変化を踏まえ、経済・観光交流や多文化共生などの分野での活用、小学校での外国語活動における活用、JETプログラムOBの活用など、一層のプログラムの活用について、各種会議等を通じて周知を図った。 多文化共生についても各種会議等で周知を図るとともに、いくつかの地方公共団体の先進的な取組について、その背景事情、経緯、事業実施に当たっての工夫、今後の課題等に関する各団体担当者と有識者による意見交換会を開催し、その結果をまとめた報告書を作成・公表した。これらの手段によって地方公共団体における国際化施策の取組を促進している。
5	地方公共団体が実施する地域振興施策の推進 (中心市街地活性化、PFI事業の支援)	7 百万円	7 百万円	7, 8	中心市街地活性化基本計画を策定して、中心市街地の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対して財政措置を講じている。また、地方公共団体からのPFI制度に関する相談に応じるとともに、地方公共団体がPFIを活用し施設整備を行う場合において、所要の交付税措置を講じている。これらの手段によって、地方公共団体における地域振興施策の実施を促進している。
6	過疎対策事業の推進	644 百万円	526 百万円	9, 10	過疎地域の定住促進や地域間交流を促進するため、過疎地域集落再編整備事業及び地域間交流施設整備事業に対して補助を行い、過疎地域自立促進計画の着実な進捗を図っている。当該施設整備による過疎地域の定住人口、交流人口の増加により、過疎地域の自立の促進につながる。
7	辺地に係る公共的施設の総合整備の促進	-	-	11	辺地対策事業債の所要額を確保することにより、地方公共団体の辺地に係る公共的施設の総合整備を促進し、辺地数の減少、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正につながる。

政策全体の  
総括的な評価

地方公共団体が地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう、「緑の分権改革」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策、地方公共団体の地域づくりの支援等の地域力創造施策の推進に積極的に取り組んでいるほか、平成 22 年度は、全国 9 ブロックで緑の分権改革・地域力創造施策説明会を開催し、地域力創造グループで展開する各種施策を地方公共団体に広く説明を行い、積極的に周知を行ったところである。その結果、「緑の分権改革」に取り組む地方公共団体が 1 年間で 251 団体から 562 団体に増加したことをはじめ、定住自立圏構想に取り組む意思を示す中心市宣言を実施した地方公共団体数が 69 団体に達するなど地域力を高める施策に取り組む地方公共団体は着実に増加し、全国的に広がりを見せているところである。今後は、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、地方公共団体のニーズ等を的確に把握した上で、更なる取組を推進する必要がある。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	新成長戦略実現 2011	平成 23 年 1 月 25 日	「緑の分権改革」について、2010 年以降行われている調査の結果を踏まえ、緑の分権改革推進会議において課題・対応策等について検討を深め、実証的で使いやすい改革モデルを取りまとめの上、地方公共団体に提示。また、定住自立圏の形成及び離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化を支援。
	新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～	平成 22 年 6 月 18 日	それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。 都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。また、離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。
	第 174 回国会総理施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	「緑の分権改革」を推進するとともに、情報通信技術の徹底的な利活用による「コンクリートの道」から「光の道」への発想転換を図り、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組みます。

学識経験を有する者の知見の活用	緑の分権改革推進会議、定住自立圏の推進に関する懇談会等を開催し、地域力創造グループで展開する緑の分権改革や定住自立圏構想等の施策について、外部有識者から助言をいただき、今後の取組に反映させている。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・「緑の分権改革」 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku.html</a></li><li>・「定住自立圏構想」 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html</a></li><li>・「平成22年度JETプログラム」（平成22年7月23日総務省報道資料） <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02gyosei05_02000015.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02gyosei05_02000015.html</a></li><li>・「過疎対策室実施各種調査」 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html</a></li><li>・地域創造有識者会議「最終取りまとめ」（平成22年8月） <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/c-sinko/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/c-sinko/index.html</a></li></ul>

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	地方行財政			政策の予算額・執行額（百万円）			評価実施 （予定）時期	平成23年9月
政策名	政策6：地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化				22年度	23年度	担当部局	自治財政局財政課 他4課室
基本目標	地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。			予算額	64百万円	46百万円		
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、健全化判断比率等の状況を踏まえ地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。			執行額	39百万円		作成 責任者名	財政課 村岡理事官
施策目標	施策目標の 達成度を測る指標		目標(値) 【目標年度】	指標の設定に ついての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
					21年度実績	22年度実績		
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する	1	地方財政計画の規模 (うち地方交付税)	地方公共団体が行う事務・事業の実施に必要な財源を確保する。【22年度】	安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するためには、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方債依存度の適正化に努めつつ、必要な一般財源総額を適切に確保することが重要。	82兆1,268億円 (16兆8,935億円)	82兆5,054億円 (17兆3,734億円)	平成23年度の地方財政計画においては「財政運営戦略」に基づき、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう、以下のとおり、適切な補填措置を講じた。 ① 平成23年度から平成25年度までの間、平成22年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填する。 ② これに基づき、平成23年度の財源不足見込額14兆2,452億円については、次により補填した。 ・地方交付税については、国の一般会計加算により5兆8,866億円を増額 ・平成23年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還7,593億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金5,000億円を活用 ・臨時財政対策債を6兆1,593億円発行 ・建設地方債（財源対策債）を9,400億円増発  上記の結果、地方交付税については、前年度よりも0.5兆円増額して17.4兆円を確保し、地方の一般財源総額も前年度を0.1兆円上回る額を確保できた。 また、地方財政の健全化を図る観点から、交付税特別会計借入金について、新たな償還計画を定め、着実な償還を開始するとともに、近年発行額が急増していた臨時財政対策債についても、地方交付税を増額確保するなどにより、できる限りその発行額の抑制に努め、前年度比1.5兆円の大幅な減額を行った。	
	2	一般財源比率	安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保する。【22年度】		63.0%	64.6%		
	3	地方債依存度	歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。【22年度】		16.4%	13.9%		
	4	借入金残高	借入金残高の適正化に努める。【22年度】		200兆円	200.4兆円		
	5	地方財政対策の状況	地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するため、地方の財源不足について、適切な補填措置を講じる。【22年度】		平成22年度に補填した財源不足額 18兆2,168億円	平成23年度に補填した財源不足額 14兆2,452億円		
	6	地方債計画の規模	地方債計画における所要の公的資金の規模を確保するとともに、地方公共団体金融機構の仕組みを、財務基盤を含め充実する。【22年度】		15兆8,976億円	14兆7,197億円		

<p>地方財政の健全化の推進を図る</p>	<p>7</p>	<p>財政健全化団体等の状況</p>	<p>財政健全化団体等の減少及び新しく財政健全化団体等となる団体数の抑制、健全化判断比率の改善等を図る。 【23年度】</p>	<p>財政健全化団体等の減少及び新しく財政健全化団体等となる団体数の抑制が、地方財政の健全化につながるため、指標として設定。</p>	<p>地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成20年度決算に基づく財政指標の公表を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画等が策定された。</p> <p>【平成21年度末現在の財政健全化計画等の策定団体】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財政健全化計画 21 団体</li> <li>2. 財政再生計画 1 団体</li> <li>3. 経営健全化計画 42 団体 (53 会計)</li> </ol>	<p>平成22年度末時点財政健全化団体等の数(見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 13 団体</li> <li>・財政再生団体 1 団体</li> <li>・経営健全化団体 38 団体(49 会計)</li> </ul> <p>うち平成22年度中に新たに財政健全化団体等となる団体数(見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 0 団体</li> <li>・財政再生団体 0 団体</li> <li>・経営健全化団体 3 団体(3 会計)</li> </ul>	<p>新規に財政健全化団体及び財政再生団体となった団体はなく、平成22年度末の財政健全化団体の数は平成21度末から8団体減少した。</p> <p>また、新規に経営健全化団体となった団体は3団体(3会計)あり、平成22年度末の経営健全化団体の数は平成20年度末から4団体(4会計)減少した。</p> <p>財政健全化団体等が着実に減少しており、これは財政健全化計画等に基づき財政の健全化等の取組を着実に進めたことによるものであることから、有効性が認められた。</p>
-----------------------	----------	--------------------	---	--	--	--	--

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	地方財政計画の策定等	16 百万円	12 百万円	1. 2. 3. 4. 5. 6	地方財政計画の策定等により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。
2	地方公共団体財政健全化法の円滑な施行等	28 百万円	19 百万円	7	地方公共団体財政健全化法の円滑な施行等により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。
3	地方公営企業の経営改革の推進等	21 百万円	14 百万円	7	
政策全体の 総括的な評価		<p>平成23年度の地方財政計画においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、地域活性化・雇用・子育て施策等に取り組むために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、「財政運営戦略」に基づき、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じた。その結果、地方交付税については、前年度よりも0.5兆円増額して17.4兆円を確保し、地方の一般財源総額も前年度を0.1兆円上回る額を確保できた。</p> <p>また、地方財政の健全化を図る観点から、交付税特別会計借入金について、新たな償還計画を定め、着実な償還を開始するとともに、近年発行額が急増していた臨時財政対策債についても、地方交付税を増額確保するなどにより、できる限りその発行額の抑制に努め、前年度比1.5兆円の大幅な減額を行った。</p> <p>さらに、地方公共団体財政健全化法に基づき、全ての団体が平成21年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体は、経営健全化計画を策定することにより、経営の健全化に向けた取組が進展した。</p>			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)	
	財政運営戦略	平成22年6月22日		<p>Ⅱ. 具体的な取組 3. 中期財政フレーム (2) 歳入・歳出面にわたる取組 ③歳出面での取組</p> <p>財政健全化目標の達成に向けて、平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの)について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模(これを「歳出の大枠」とする。)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。(略)交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。</p>	
学識経験を有する者の知見の活用	平成23年度の地方財政計画の策定等に当たっては、地方財政審議会(神野直彦会長)の意見を聴いたところである。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度地方財政の状況(地方財政白書) <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/23data/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/23data/index.html</a></li> <li>平成23年度地方財政計画の概要 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000101208.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000101208.pdf</a></li> <li>地方財政関係資料 <a href="http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html">http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html</a></li> <li>地方財政の借入金残高の状況 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf</a></li> <li>平成23年度地方債計画 <a href="http://www.soumu.go.jp/iken/chisai_23.html">http://www.soumu.go.jp/iken/chisai_23.html</a></li> <li>平成21年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告の概要 <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_01000011.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_01000011.html</a></li> </ul>				

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	地方行財政		政策の予算額・執行額（百万円）			評価実施 （予定）時期	平成23年9月
	政策名	政策7：地域主権型社会を担う地方税制度の構築		22年度	23年度	担当部局	自治税務局企画課総務室 他5課室
基本目標	地域主権改革を推進するための税制を構築する。		予算額	41百万円	34百万円		
政策の概要	地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。		執行額	37百万円		作成 責任者名	自治税務局企画課 北崎 秀一 課長
施策目標	施策目標の 達成度を測る指標		指標の設定に ついての考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
	目標（値） 【目標年度】	21年度実績		22年度実績			
地方税を充実し、 税源の偏在性が少 なく、税収が安定的な地方税体系を 構築する	1	国・地方間の税源配分比率 地方が自由に使える 財源を拡充する観点 から、国と地方の税 源配分のあり方を見 直す。	地方税の充実や国と地方の税源配 分のあり方を見直しによって、地 方への税源配分比率が高まること となるため、指標として設定。 ※ただし景気の変動等、他の要因 の影響を受ける可能性がある	国：地方＝54.1:45.9 （平成20年度決算）	国：地方＝52.8:47.2 （平成21年度決算）	平成21年度決算における国と地方の税収比は52.8：47.2とな っているが、これはリーマンショック（H20.9）以降の景気 後退に伴い、景気の動向に大きく左右される国の法人税収が 大幅に減少したことによるものであり、実際には地方の税源 配分比率が高まっているわけではないため、引き続き地方税 の充実や国と地方の税源配分のあり方を見直していく。	
	2	歳入総額に占める地方税の割合 地方税を充実し、歳 入総額に占める地方 税の割合を拡充す る。	地方税を充実することで、歳入総 額に占める割合が増加すること となるため、指標として設定。 ※ただし景気の変動等、他の要因 の影響を受ける可能性がある。	地方税の割合 42.9% （平成20年度決算）	地方税の割合 35.8% （平成21年度決算）	リーマンショック以降の景気後退に伴い、平成20年度と比べ て地方税収が約4兆円減少したこと、また、平成21年度補正 予算において、「地域活性化・公共投資臨時交付金」の創設等 により、平成20年度に比べて国庫支出金等が約5兆円増加し たことなどにより、歳入総額に占める地方税の割合は減少し た。	
	3	地方税の都道府県別人口一人当 たり税収額の最大値と最小値の 比較 税源の偏在性が少な い地方税体系を構築 する。	都道府県別人口一人当たり税収額 の比較は、税源の偏在性を示す一 つの目安となるため、指標として 設定。 ※ただし景気の変動等、他の要因 の影響を受ける可能性がある。	最大値／最小値 3.0倍 （平成20年度決算）	最大値／最小値 2.7倍 （平成21年度決算）	リーマンショック以降の景気後退に伴い、偏在性の大きい地 方法人二税の税収が減少し、地方法人二税の偏在度が6.6倍 （平成20年度）から6.1倍（平成21年度）に縮小したため、 地方税全体の偏在度が縮小したが、実際には税源の偏在性が 改善されたものではないため、引き続き税源の偏在性が少な い地方税体系の構築を目指していく。	
住民自治の確立に 向けた地方制度改革 を実施する	4	地方税における税負担軽減措置 等のうち、特定の政策目的のため に税負担の軽減等を行う「政策減 税措置」の項目数 平成22年度税制改 正以後4年間で、全 286項目（平成22年 度税制改正前）を見 直す。	税負担軽減措置等を見直すこと は、住民自治の確立に向けた地方 税制度改革につながると考えられ るため、指標として設定。	90項目を見直し （うち57項目を廃止・縮減、 全体項目数 286項目→241 項目）	100項目を見直し （うち63項目を廃止・縮減、 全体項目数 241項目→197 項目※）  ※東日本大震災に関する特例措置を 含んでいない。	この2年間で286項目のうち190項目、約7割の項目につい て見直しを行った。	

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	地方税に関する制度の企画及び立案、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと	41 百万円	34 百万円	1. 2. 3. 4	地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要。また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。
政策全体の 総括的な評価		<p>平成 23 年度税制改正は、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実する観点から税負担軽減措置等について、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直すとともに、認定 NPO 法人以外の NPO 法人への寄附金であっても地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができる仕組みや過疎地域等における地域公共交通確保維持のための自動車取得税の非課税措置について、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得を非課税措置にするなど、地方団体の判断に委ねる税負担軽減措置を設けており、地域主権を確立するための地方税制度の構築において有効な改正と考えられる。</p> <p>また、平成 23 年度税制改正大綱では、地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととされたことから、これの検討を進めるとともに、引き続き、地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していく。</p>			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分 (抜粋)	
		平成 23 年度税制改正大綱 (閣議決定)	平成 22 年 12 月 16 日	<p>第 1 章 2 (4) 地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革 地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していきます。平成 23 年度税制改正では、個人住民税の諸控除や税負担軽減措置等の見直しを行います。また、地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととし、成案を得たものから速やかに実施します。</p> <p>第 2 章 9 (1) 地方税の充実 地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要です。 また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。</p>	
学識経験を有する者の 知見の活用		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度地方税制改正では、有識者等との意見交換が行われている税制調査会※の議論を、政策の課題と取組の方向性の把握に活用した。また、税制調査会の下に、税財政の専門家からなる、専門家委員会が置かれ、中長期的な税制抜本改革実現に向けての具体的なビジョンの調査研究、各年度の税制改正に当たって必要な調査研究が行われ、その報告を政策の課題と取組の方向性の把握に活用した。</li> <li>※第 5 回税制調査会 (平成 22 年 10 月 28 日) において、地方団体の代表として、全国知事会地方税制小委員会委員長の石井富山県知事、全国市長会会長の森新潟県長岡市長、全国町村会副会長の古木山口県和木町長と意見交換が行われ、第 6 回税制調査会 (平成 22 年 11 月 2 日) において、(社) 日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、日本税理士連合会と税制全般について意見交換が行われた。</li> <li>地球温暖化対策や「緑の分権改革」に資する観点から CO2 の排出抑制に寄与する車体課税のあり方を検討するとともに、複雑な自動車関係諸税の簡素化等について検討するため、学識経験者からなる「自動車関係税制に関する研究会」を開催した。</li> <li>税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する観点から、抜本的に改革する上での標準税負担軽減措置 (仮称) の創設などの諸課題について検討するため、学識経験者からなる「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」を開催した。</li> </ul>			
政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>税制調査会 <a href="http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/index.html">http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/index.html</a></li> <li>税制改正大綱 <a href="http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/12/20/22zen24kai2.pdf">http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/12/20/22zen24kai2.pdf</a></li> <li>平成 23 年度地方税に関する参考計数資料 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h23.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h23.html</a></li> <li>税制改正 (地方税) <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html</a></li> <li>平成 22 年度第 5 回税制調査会 <a href="http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/22zen5kai.html">http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/22zen5kai.html</a></li> <li>平成 22 年度第 6 回税制調査会 <a href="http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/22zen6kai.html">http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/22zen6kai.html</a></li> <li>自動車関係税制に関する研究会 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jidousha/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jidousha/index.html</a></li> <li>地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jishujiritsu_zeisei/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jishujiritsu_zeisei/index.html</a></li> </ul>			

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	選挙制度等		政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施（予定）時期	平成23年9月	
	政策名	基本目標	政策の概要	22年度	23年度	担当部局	
	政策8：選挙制度等の適切な運用	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。	予算額 52,289百万円	178百万円	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課（他3室）	
				執行額 52,112百万円		作成責任者名 管理課長 原山 和巳	
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方（施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
	目標（値）【目標年度】			21年度実績	22年度実績		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>在外選挙人登録の促進のための在外選挙の制度改善についての検討</li> <li>区割審議会における衆議院小選挙区の区割り改定作業に向けた調査研究</li> <li>インターネットによる選挙運動に係る論点整理</li> <li>永住外国人の地方参政権付与に係る論点整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度改善に向けた検討の確実な実施</li> <li>区割り改定作業に向けた調査研究の適切な実施</li> <li>インターネットによる選挙運動及び永住外国人の地方参政権付与に係る論点整理の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会のニーズ等へ対応するため、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査検討を指標として設定。</li> <li>国勢調査人口の公示後1年以内に行うこととされている、衆議院小選挙区の区割り改定作業に向けた区割審議会の審議が行われることから、これに対応する調査研究を指標として設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【在外選挙関係】より在外選挙人の便宜に資するような制度改革について検討。</li> <li>【区割り改定関係】国勢調査人口の公示に向け必要な調査研究を実施。</li> <li>【その他】各党各会派での議論を踏まえ、必要に応じて対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【在外選挙関係】より在外選挙人の便宜に資するような制度改革について検討。</li> <li>【区割り改定関係】国勢調査人口の公示に対応する必要な調査研究を実施。</li> <li>【その他】各党各会派での議論を踏まえ、必要に応じて対応。</li> </ul>	<p>在外選挙関係については、在外選挙人登録を促進するため、平成21年度より登録をより迅速に行う制度改革について、実務上の観点も含め関係省庁と検討を行っている。</p> <p>区割り改定関係については、平成23年2月の国勢調査人口速報値の公示前より、必要な調査研究に着手し、公示後も作業を継続していたところであるが、同年3月の最高裁判決を受け、各党各会派において制度改革等の議論がなされている。</p> <p>その他の項目についても各党各会派での議論を踏まえ、必要に応じて対応しているところであり、平成22年度には、平成23年4月に予定されていた統一地方選挙及び同年3月に発生した東日本大震災への対応として、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」及び「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」を国会に提出し、両法とも可決・成立した。</p>
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	2	在外選挙人名簿登録者数	110,000人 ※新制度までの暫定的な目標【23年度】	在外選挙制度の周知や在外選挙人登録の促進、投票への参加機会の増加・利便性の確保、高齢者、障がい者の方が投票しやすい環境づくり、選挙管理執行事務の効率的な処理により、公明かつ適正な選挙執行の実現につながるため、指標として設定。	—（参議院選挙未実施）	【平成22年7月11日執行参議院議員通常選挙結果より】 実績値 113,230人	平成22年執行の参議院議員通常選挙の管理執行については、その執行に要する予算が前回選挙より大幅に減少したが、選挙管理執行事務の効率的な処理等について、選挙特報及び個別通知等を実施し、関係各者の積極的な取組により、投票への参加機会の増加・利便性の確保、高齢者や障がい者への対応などについては、目標を達成できた。
	3	スーパー、駅構内等における期日前投票所数	100箇所【23年度】		実績値 175箇所	なお、機器等の導入に経費が必要となる投票入場券のバーコード化及び投票用紙計数機導入については、目標値の達成が僅かにならなかったことから、引き続き選挙管理事務の効率的な処理について取り組んでいくこととする。	
	4	投票所入り口段差解消割合	100% ※人的介助含む【23年度】		実績値 100% ※人的介助含む	また、参議院議員通常選挙後には、障がい者に係る投票環境向上に関する検討会を実施し、障がい者の投票環境向上のための具体的方策について取りまとめを行った。	

	5	点字・音声情報媒体による「選挙のお知らせ版」の発行について（都道府県単位：比例代表選挙）	点字版 100% 音訳版 100% 【23年度】			実績値 点字 100% 音訳 100%	
	6	投票所入場券バーコード化	65%以上 【23年度】			実績値 63.2%	
	7	投票用紙計数機導入状況	95%以上 【23年度】			実績値 93.1%	
政治資金の透明性を確保すること	8	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率）	政治団体全体では、過去3ヵ年平均（85.1%以上）を確保  政党（支部含む）、政治資金団体、国会議員関係政治団体については、提出率 100% 【23年度】	収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。	【平成20年分収支報告】 政治団体全体：85.6% （政党本部：100% 政党支部：100% 政治資金団体：100% その他の政治団体：85.0%）  ●「国会議員関係政治団体」としての収支報告は、平成21年分から開始されたため、実績値なし	【平成21年分収支報告】 政治団体全体：85.3% （政党本部：100% 政党支部：99.0% 政治資金団体：100% その他の政治団体：84.5%）  ●国会議員関係政治団体：94.7% （政党支部：98.9% その他の政治団体：93.7%）	政治資金収支報告書の提出（公表）率は、政治団体への督促等を通じ、政治団体全体は目標である例年と同水準（85.1%以上）を、また、政党支部の目標が僅かに下回ったものの政党本部及び政治資金団体については目標を確保していることから、政治資金については一定の透明性を確保している。また、政党・政治資金団体と同様に、特に国民の関心が高いとして別に目標を設定した国会議員関係政治団体（平成19年法改正により創設、平成21年分から収支報告）については、法改正以降、各政党を対象に複数回に渡って説明会を実施した結果、現職国会議員に係る国会議員関係政治団体については、提出（公表）率100%を確保（現職以外の国会議員関係政治団体を含めると94.7%）できたことから、目標はおおむね達成できた。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	選挙制度等に係る調査研究	3百万円	2百万円	1	公職選挙法は、日本国憲法の精神に則り、公職の候補者等の選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的としている。 選挙制度が選挙人の意思を適切に反映するよう、社会のニーズ等へ対応するため、調査研究を行うことにより、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に寄与する。
2	選挙等の管理執行及び普及宣伝	52,257百万円	166百万円	2,3,4,5,6,7	参議院議員通常選挙の実施に当たり、投票への参加機会の増加・利便性の確保、高齢者、障がい者の方が投票しやすい環境づくり、選挙管理執行事務の効率的な処理について、選挙特報及び個別通知並びに先進事例集の発出、実施率の低い団体への直接要請等を実施することで、各団体の意識が向上し、公明かつ適正な選挙執行の実現に寄与する。
3	政治資金・政党助成制度の適切な運営	29百万円	10百万円	8	政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開等を通じて、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。 総務省においては、政治資金制度が適切に運用され、政治資金の透明性が確保されるよう、政治団体から提出された政治資金収支報告書について、官報にその要旨を掲載するとともに、インターネット等を通じて公開しており、その提出率を高めることは、政治資金の透明性の確保に寄与する。

政策全体の 総括的な評価	<p><b>【総括的評価】</b> 各施策において、その目標は概ね達成されており、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等が適切に運用され民主政治の健全な発達に寄与したと考える。また、今後の各施策の方針については次のとおりである。</p> <p><b>【公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること】</b> 社会のニーズ等や区割審議会の審議に対応するため、選挙制度等に関する調査研究・論点整理を行うことは、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に不可欠であることから、引き続き調査研究・論点整理を行っていく必要がある。</p> <p><b>【公明かつ適正な選挙執行を実現すること】</b> 有権者の投票参加のための環境整備や政治意識の向上を図るための選挙啓発を進めることは、民主政治の根幹をなす投票参加を支える重要な施策であることから、選挙実施時だけでなく常時においてもこれを推進していく必要がある。</p> <p><b>【政治資金・政党助成制度の適切な運営】</b> 政治資金の透明性を高めることが、政治活動の公明と公正の確保につながり、ひいては民主政治の健全な発達に寄与すると考えることから、引き続き政治資金制度の周知に努めるとともに、政治団体による政治資金収支報告書の作成・提出、総務省における形式審査・要旨公表に関する一連の事務等について、より効率的な運用方法を検討していく必要がある。</p>
	<p><b>【総括的評価】</b> 各施策において、その目標は概ね達成されており、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等が適切に運用され民主政治の健全な発達に寄与したと考える。また、今後の各施策の方針については次のとおりである。</p> <p><b>【公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること】</b> 社会のニーズ等や区割審議会の審議に対応するため、選挙制度等に関する調査研究・論点整理を行うことは、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に不可欠であることから、引き続き調査研究・論点整理を行っていく必要がある。</p> <p><b>【公明かつ適正な選挙執行を実現すること】</b> 有権者の投票参加のための環境整備や政治意識の向上を図るための選挙啓発を進めることは、民主政治の根幹をなす投票参加を支える重要な施策であることから、選挙実施時だけでなく常時においてもこれを推進していく必要がある。</p> <p><b>【政治資金・政党助成制度の適切な運営】</b> 政治資金の透明性を高めることが、政治活動の公明と公正の確保につながり、ひいては民主政治の健全な発達に寄与すると考えることから、引き続き政治資金制度の周知に努めるとともに、政治団体による政治資金収支報告書の作成・提出、総務省における形式審査・要旨公表に関する一連の事務等について、より効率的な運用方法を検討していく必要がある。</p>

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	—	—	—

学識経験を有する者の知見の活用	<p>●衆議院選挙区画定審議会 ・衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告を行う。</p> <p>●障がい者に係る投票環境向上に関する検討会(平成22年度設置) ・障がい者に係る投票環境向上に関する検討会(以下「検討会」という。)は、障がい者を有する有権者の選挙情報へのアクセス改善等、投票環境向上のための具体的方策について検討。</p> <p>① 投票所のバリアフリーについて、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障がい者や高齢者の方々の視点に立って再度点検を行い、必要な措置を講ずるとともに、中山間地域等における高齢者や障がい者の方々など、投票所への移動が困難な方々の投票機会の確保のため、巡回バスの運行などについて、十分配慮するよう全国の選管に要請。</p> <p>② 政見放送については、国政選挙に加え都道府県知事選挙についても手話通訳を付与することとし、23年4月の統一地方選挙においては全ての知事選挙(12都道府県)において、手話通訳が付された。</p> <p>③ 点字による「選挙のお知らせ版」についても、その内容を選挙公報全文とするとともに、音声版についても、必要数、準備するよう全国の選管に要請。</p> <p>④ 政見放送への字幕の付与については、次回の参議院議員通常選挙の比例代表選挙における政見放送から字幕を付すこととし、関係者がこれに向け、詳細なルールづくりを含め必要な取組を進めることとされた。</p>
-----------------	--

	<p>●政治資金適正化委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録政治資金監査人制度の運用に関し、政治資金監査に関する具体的な指針の作成や政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行っている。</li> </ul> <p>委員長 上田 廣一          委員 小見山 満          委員 日出 雄平          委員 谷口 将紀          委員 牧之内隆久</p>
<p>政策評価を行う過程          において使用した          資料その他の情報</p>	

※指標 1 については、平成 22 年度目標設定表において目標（値）等を設定していないため、平成 23 年度目標設定表を参考に評価を実施している。

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	電子政府・電子自治体			政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施（予定）時期	平成23年9月
政策名	政策9：電子政府・電子自治体の推進				22年度	23年度	担当部局 行政管理局行政情報システム企画課、自治行政局地域情報政策室
基本目標	行政分野へのICTの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図り、ICTを活用した便利で効率的な電子行政の実現を目指す。			予算額	5,605百万円	5,463百万円	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、政府情報システムの刷新、ICTを活用した業務の効率化、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施			執行額	5,007百万円		作成責任者名 行政情報システム企画課 管理官 橋本 敏 地域情報政策室長 濱島 秀夫
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標（値） 【目標年度】		21年度現在	22年度実績		
国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図ること	1	〈施策名〉 電子政府の推進 各府省の業務・システム最適化計画の策定・実施状況	経費削減効果 414億円 【平成22年度】	各府省の業務・システム最適化による経費削減は、行政運営の合理化、効率化につながることから、指標として設定。	550億円  (20年度 367億円)	595億円	平成22年度においては、同年度までに各府省において策定された最適化計画（87分野）につき、計画に沿って業務・システムの刷新が進められているか定期的に報告を聴取するなどモニタリングを行った。 当初計画において平成22年度の経費削減効果は約414億円と試算されていたところ、各府省の業務・システム最適化計画が着実に実施されたことにより、実際には平成22年度の経費削減効果として約595億円の発現効果が現れ、当初目標値を約180億円上回る効果が得られた。また、業務処理時間削減効果として1400万時間の発現効果が得られた。
	2	国民・企業の利用頻度が高い申請・届出等手続（71手続）に重点化したオンライン化の利用率	72% 【平成25年度】	国民や企業による利用頻度が高いオンライン手続の利用率の向上は、国民の利便性の向上の効果測定に資することから、指標として設定。	56.3%  (20年度 50.6%)		1 「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月IT戦略本部決定）（以下「拡大行動計画」という。）に基づく取組についてのフォローアップ調査を各府省に対して実施した。その結果、平成21年度におけるオンライン化の利用率は56.3%となり、計画値である49.7%を上回った。 なお、「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月IT戦略本部決定）（以下「新計画」という。）では、行政側の視点である利用率の向上から、国民側の視点である利用に関するサービス品質の向上に重点を移して、利用者の負担軽減や満足度の向上等利用者の立場にたった指標を設定し、国民の認知度向上を図りつつ利便性の向上を図るとともに、行政運営の効率化にも取り組むこととなっている（新計画の決定により拡大行動計画は廃止）。 2 利用者にとって利便性を実感できる行政サービスを提供するため、電子政府推進員等から意見を聴取する機会を設け、活用するほか、行政機関が申請主体となる手続のオンライン利用を促進するため、国税関係手続の積極的なオンライン利用について、各府省等に対して働きかけを行った。 ※ 新計画では、今後の施策目標の達成度を測る指標については、各府省が手続の特性に応じて国民の利便性向上に関する指標等の成果指標及び目標をそれぞれ設定することとなる。
	3	費用対効果等を踏まえ、真に利便性の高い行政サ	オンライン利用の行動計画の策定 【平成22年度】	行政サービスのオンライン利用について費用対効果等の検討を踏まえ、見直した新たなオンライン利	—		新たな情報通信技術戦略に基づき、内閣官房と連携してIT戦略本部企画委員会の下に設置された「電子行政に関するタスクフォース」において、「新計画」の策定に向けた検討に協力した。同計画については、東日本大震災の影響により、22年度中の決定に至らなかった

		サービスのオンライン利用の行動計画の策定		用の行動計画を策定することは、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化に資することから、指標として設定。		が、平成23年8月にIT戦略本部で決定した。 なお、検討に当たっては、利用者の意見・要望を把握するために電子政府推進員の意見も活用した。	
4		電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数（利用件数）	1億9,668万件【平成22年度】	e-Gov利用件数の状況の把握は、国民の利便性向上及び行政運営の透明性向上の効果測定に資することから、指標として設定。	1億9668万件	2億653万件 高齢者・障害者に配慮したホームページとなるよう、音声読み上げソフト等が効率的に認識できる見出し等の文書構造の設定や、アイコン等のデザイン、表題等をわかりやすく変更するなどの改善を行った。 また今後のe-Govの利便性等向上の判断材料とするために、現在のe-Govのユーザの属性、利用目的及び満足度等について把握することを目的とした、ニーズ調査（アンケート）を実施した。 アクセス件数の目標を1億9668万件としていたところ、実際には平成22年度のアクセス件数は2億653万件であり、目標を達成した。また、前年度と比較してもアクセス数が増加した。 なお、平成23年3月13日以降、東日本大震災への対応として、政府・地方公共団体等からの震災関連情報（外国人の方向けの情報を含む。）のリンク集（PC・モバイル用）を提供しており、その更新状況を公式ツイッターにより随時発信している。	
5	<施策名> 地方公共団体の情報化の推進	自治体業務に係るクラウド導入に向けた行革可能性調査の実施状況	全ての地方公共団体【22年度】	各地方公共団体が自治体クラウド導入に主体的に取り組むことで、行政運営の合理化、効率化につながると考えられることから、指標として設定。	—	自治体システムの共同利用の可能性を検証する「Webによる行革可能性検証」を1県209市町村において実施。	全ての地方公共団体における自治体システムの共同利用の可能性を検証するための「Webによる行革可能性検証」を、検証協力の回答があった1県209市町村において実施し、既存のクラウドサービスが自治体ニーズに十分対応可能であることを確認した。
6		自治体業務に係るクラウド導入に向けた工程表策定の実施状況	全ての地方公共団体【23年度】		—	自治体がクラウドを導入する際の留意事項等を、自治体クラウド推進本部有識者懇談会において取りまとめ	22年度に総務大臣を本部長とする「自治体クラウド推進本部」を設置し、その下の有識者懇談会において、自治体クラウド導入に当たっての留意事項等について議論を行い、検討結果の取りまとめを23年7月に公表した。
7		自治体業務に係るクラウド導入の推進状況	個別システムで1/2～2/3程度、トータルで30%（1,200億円/年）以上の経費削減効果【27年度】		6道府県66市町村による「自治体クラウド開発実証事業」を開始	「自治体クラウド開発実証事業」を引き続き実施（参加団体は6道府県78市町村に拡大）し、経費削減効果等を実証	21年度から22年度にかけて6道府県66市町村の参加による「自治体クラウド開発実証事業」を実施し（22年度は6道府県78市町村に拡大）、サービスの継続運用、住民情報等の安全なバックアップ、事務共通化による効率化と経費削減効果等を実証し、9月に実証結果を公表した。

8		<p>バックオフィス連携による添付書類等の省略、プッシュ型サービスの実現に向けた取組状況</p>	<p>自治体間等の連携によるサービスの実現（平成26年メド）に向け、業務改革方針を策定 【23年度】</p>		—	<p>自治体間等のシステム間連携における効果の高い分野等の業務改革案の検討及び連携に必要な機能要件等の洗い出しを実施。</p>	<p>バックオフィス連携による自治体間等の業務連携の業務プロセス改革案やシステム改革案の作成及び実現に向けた制度面の課題の提示を行った。</p>
9		<p>地方公共団体に対する申請・届出手続におけるオンライン利用の進捗状況</p>	<p>オンライン利用率50% 【24年度】</p>		<p>オンライン利用率36.1% (20年度 27.6%)</p>	<p>調査中</p>	<p>「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」を実施し、21年度のオンライン利用実績が前年度より増加していることを確認した。なお、22年度実績については、本年度中の取りまとめを予定している。</p>

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	電子政府の推進	5,459 百万円	5,347 百万円	1, 2, 3, 4	業務・システム最適化計画及びオンライン利用拡大行動計画に基づいた各府省の取組について、モニタリング等のフォローアップを行い、業務・システムの刷新や重点手続のオンライン利用を推進することで、行政運営の合理化・効率化、国民の利便性向上を達成する。また、行政の総合的なポータルサイトである「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の使い勝手の改善を行うことで、更なる国民利便性の向上及び行政運営の透明化を図る。
2	地方公共団体の情報化の推進	146 百万円	116 百万円	5, 6, 7, 8, 9	地方公共団体に対し、自治体クラウド導入への主体的な取組を支援するため、取組状況の把握、情報提供、必要な助言等を行うことにより、行政運営の合理化、効率化に寄与する。

**政策全体の総括的な評価**

ICT を活用した国民利便性の向上、行政運営の透明化の推進については、国民や企業による利用頻度が高い手続について一層のオンライン利用の促進を図ったうえ、電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数が年々増加していること等から、一定の成果が得られたものと評価できる。また、ICT を活用した行政運営の効率化については、各府省の業務・システム最適化計画が着実に実施されたことにより、当初計画において試算されていた経費削減効果を上回る 595 億円の運用経費削減を達成した。

今後は、IT 戦略本部で決定された「電子行政推進に関する基本方針」に基づいて、政府情報システムの統合・集約化、共通機能の一元的提供等を行う基盤として政府共通プラットフォームを整備するなど、政府の IT ガバナンスの確立・強化に取り組む。また、「新たなオンライン利用に関する計画」に基づいて、費用対効果を踏まえながら、ICT を活用した業務プロセスの見直しを推進するなど、より一層の国民利便性の向上・行政運営の効率化に取り組む。

自治体クラウドについては、開発実証事業や推進本部の下に設置した有識者懇談会での検討を踏まえ、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組が進展。実際に多くの事例において情報システムの効率化や費用削減の効果が表れており、自治体クラウドは効率的な電子自治体の基盤構築に寄与するものとして一定程度の成果を上げているものと評価。引き続き一層の行政運営効率化や住民サービスの利便性の向上、災害に強い電子自治体の基盤構築を推進する観点から、取組の強化を図る必要がある。

関係する施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）
衆・総務委 総務大臣所信演説	平成 23 年 2 月 17 日	政府共通プラットフォームの構築等による政府情報システム全体の改革や自治体クラウドの全国的展開を加速し、電子行政を推進するための施策に取り組んでまいります。
「新たな情報通信技術戦略」（IT 戦略本部決定）	平成 22 年 5 月 11 日	「国民主権」の観点から、まず政府内で情報通信技術革命を徹底し国民本位の電子行政を実現する。 （その他、オンライン利用に関する計画の策定、e-Gov の利便性向上、政府情報システムの統合・集約化等について記述有り。） Ⅲ. 分野別戦略 1. 国民本位の電子行政の実現 (1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化 vi) 全国共通の電子行政サービスの実現 地方自治体における電子行政について、利用者の負担軽減、行政効率化の観点から、クラウドコンピューティング技術を活用した情報システムの統合・集約化を進める。
「新たな情報通信技術戦略 工程表」（IT 戦略本部決定）	平成 22 年 6 月 22 日	1. (1) vi) 全国共通の電子行政サービスの実現 短期（2010 年、2011 年） ○ クラウドコンピューティング技術を活用した地方自治体における情報システムの統合・集約化を推進するため、仕様の標準化の方針や地方自治体への支援内容などの整備方針、調達基準を策定する。 総務省： ・ 2010 年度中に、クラウドコンピューティング技術を活用した地方自治体における情報システム統合・集約化の整備方針を策定 ・ 2011 年度中に、クラウドコンピューティング技術を活用した情報システムの調達基準等を策定 ・ 2011 年度より、全国展開するための調査・研究、課題への対応を実施 ・ 2011 年度より、地域への再投資等を促進するための制度検討・整備を推進
「新成長戦略」（閣議決定）	平成 22 年 6 月 18 日	《21 世紀日本の復活に向けた 21 の国家戦略プロジェクト》 16. 情報通信技術の利活用の促進 我が国は情報通信技術の技術水準やインフラ整備では世界最高レベルに達しているが、その利活用は先進諸国に比べ遅れ、国際競争力低下の一因ともなっている。特に、今後のサービス産業の生産性向上には、情報通信技術の利活用による業務プロセスの改革が不可欠である。自治体クラウドなどを推進するとともに、週 7 日 24 時間ワンストップで利用できる電子行政を実現し、国民・企業の手間（コスト）を軽減するとともに、医療、介護、教育など専門性の高い分野での徹底した利活用による生産性の向上に取り組むことが急務である。

	「復興への提言 ～悲惨の中の希望～」 (東日本大震災復興構想会議決定)	平成 23 年 6 月 25 日	第 2 章 暮らしとよごとの再生 (6) 地域経済活動を支える基盤の強化 ③人を活かす情報通信技術の活用 行政をはじめ、医療、教育等の地域社会を支える分野のデータが震災により滅失したことを踏まえ、これらの分野において、情報の一層のデジタル化を進め、クラウドサービスの導入を強かに推進すべきである。
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子行政推進に関する基本方針及び新たなオンライン利用に関する計画の策定に当たっては、IT 戦略本部企画委員会の下に設置された学識経験者等で構成される「電子行政に関するタスクフォース」(平成 22 年 9 月～)において検討が行われ、提言がなされた。</li> <li>平成 22 年 9 月から政府情報システム改革検討会を開催し、最適化ガイドラインの改定や政府共通 PF の整備を含め、政府全体のシステムの在り方について検討が行われ、「政府における IT ガバナンスの確立・強化に向けて(平成 23 年 3 月 2 日)」において提言がなされた。</li> <li>平成 23 年 9 月、明治大学経営学部菊地端夫准教授から、最適化による業務のスリム化について言及すべきではないかのご指摘をいただき、評価書に反映(業務処理時間削減効果を記載)した。</li> <li>自治体クラウド推進本部の下に有識者懇談会を設置し、自治体クラウドの推進に当たっての諸論点について検討を実施した。</li> </ul>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最適化発現効果の一覧(第41回各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議資料(平成22年8月31日)) <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai41/pdf/sankou1.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai41/pdf/sankou1.pdf</a></li> <li>○「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日 IT戦略本部決定) <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf</a></li> <li>○「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成 22 年 6 月 22 日 IT 戦略本部決定) <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100622.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100622.pdf</a></li> <li>○「電子行政推進に関する基本方針」(平成 23 年 8 月 3 日 IT 戦略本部決定)</li> <li>○「新たなオンライン利用に関する計画」(平成 23 年 8 月 3 日 IT 戦略本部決定)</li> <li>○「政府における IT ガバナンスの確立・強化に向けて」(政府情報システム改革検討会・提言)(平成 23 年 3 月 2 日) <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000104822.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000104822.pdf</a></li> <li>○平成 21 年度における行政手続のオンライン化等の状況(平成 22 年 8 月 27 日総務省) <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000087841.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000087841.pdf</a></li> <li>○「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日 閣議決定) <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf</a></li> <li>○「復興への提言 ～悲惨の中の希望～」(平成 23 年 6 月 25 日 東日本大震災復興構想会議決定) <a href="http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kousou12/teigen.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kousou12/teigen.pdf</a></li> </ul>		

平成 23 年度 主要な政策に係る評価書

分野	情報通信（ICT政策）			政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施時期	平成 23 年 9 月
	政策名	政策 10：情報通信技術の研究開発・標準化の推進			22 年度	23 年度	担当部局
基本目標	国民が ICT の真価を実感できるユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術確立する。			予算額	30,975 百万円	19,333 百万円	
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。具体的には、国際競争力強化に資する研究開発の課題への重点化を行うとともに、中長期的な戦略「我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略」（平成 20 年 6 月 27 日）、「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日）等に基づく取組を実施する。			執行額	27,585 百万円		作成責任者名 情報通信国際戦略局 技術政策課長 岡野 直樹
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21 年度実績	22 年度実績		
国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発を効果的・重点的に推進し、研究開発の成果を展開するとともに、「グローバルスタンダード」策定に貢献する。	1	外部専門家による評価において、当初の見込み以上の成果があったと判定された課題の割合	研究開発・標準化の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を実施する。	—	96%	平成 22 年度においては、戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)、地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業(PREDICT)等により 137 件が当初の見込み以上の成果があったとの評価を得ることで、左記のとおり目標を達成するなど、研究開発の成果の展開とともに、「グローバルスタンダード」策定に貢献した。	
	2	研究開発の成果に基づき、査読済論文発表、国内外の特許出願、あるいは国際標準提案を実施した課題の割合	外部専門家の評価に加え、研究開発・標準化の進展状況を定量的に評価・把握するため、論文発表等の件数を指標として設定する。 なお、論文審査等に要する時間を考慮して、目標年度は研究開発終了 1 年後とする。	—	84%	平成 22 年度においては、戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)、地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業(PREDICT)等により 117 件が研究開発・標準化の進展の成果があったとの評価を得ることで、左記のとおり目標を達成するなど、研究開発の成果の展開とともに、「グローバルスタンダード」策定に貢献した。	

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	情報通信技術の研究開発の推進	30,806 百万円	19,166 百万円	1、2	情報通信分野において、国際的水準に照らして優れた研究開発を効果的・効率的に推進し、研究開発の成果を展開する。また、各研究開発に対する外部専門家による評価及び研究開発成果状況を施策目標の指標とする。
2	情報通信技術の標準化の推進	169 百万円	167 百万円	2	技術革新メリットをユーザに還元、及び我が国の国際競争力強化の観点から、標準化に関する重点分野を選定し、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組むことにより、「グローバルスタンダード」策定に貢献する。
政策全体の 総括的な評価		<p>平成 22 年度の総務省における情通信技術の研究開発については、設定目標を全て達成しているという外部専門家の評価を得ている。また、戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)、地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業(PREDICT)における多くの課題についても設定目標を全て達成しているという外部専門家の評価を得ており、ユビキタスネットワーク社会の実現に向け着実に取組効果が現れていることが認められる。</p> <p>また、国内外の標準化・技術動向等を調査し、情報通信審議会等における標準化重点分野の選定に活用するとともに、選定された標準化重点分野について、実証等から得られた技術仕様を関係企業等から構成するフォーラム等で情報共有し、標準化活動の取組を推進するなど、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組むこととする。</p> <p>なお、「グリーンネットワーク基盤技術の研究開発」等、終了した研究開発の詳細な事後事業評価は別添のとおり。</p>			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)	
	新たな情報通信技術戦略	平成 22 年 5 月 11 日		Ⅲ. 3. 3 新市場の創出と国際展開 (1) 環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現 (2) 我が国が強みを持つ情報通信技術関連の研究開発等の推進	
	新成長戦略	平成 22 年 6 月 18 日		世界をリードするグリーン・イノベーション(環境エネルギー分野革新)やライフ・イノベーション(医療・介護分野革新)等を推進。	
	知的財産推進計画 2011	平成 23 年 6 月 3 日		<ul style="list-style-type: none"> <li>策定された国際標準化戦略を実行するとともに、その結果を継続的確認する。</li> <li>国際的な標準化機関での標準化活動への参画を促進するための財政的支援を強化する。</li> <li>国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画のための支援を行う。</li> <li>国際的な標準化機関について、総会を含む重要会合を日本へ積極的に誘致する。</li> <li>諸外国の標準化団体との情報交換を通じ、産業界の要望を踏まえつつ、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、その情報を関係者に適切に提供する。</li> </ul>	
学識経験を有する者の 知見の活用	<p>&lt;研究開発の推進&gt;</p> <p>○情報通信技術の研究開発の評価に関する会合                      本会合及びその下に設けられた評価検討会において、総務省で実施する提案公募型の委託研究の個々の研究開発事業の終了評価等を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)における評価委員会                      本評価委員会において、戦略的情報通信研究開発推進制度により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。</p> <p>○地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業(PREDICT)における評価委員会                      本評価委員会において、地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。</p> <p>&lt;標準化の推進&gt;</p> <p>以下の会合において、外部構成員Sの意見を反映させた標準化政策を推進している。</p> <p>○通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会 (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/renkei/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/renkei/index.html</a>)</p> <p>○情報通信分野における標準化政策検討委員会 (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunya/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunya/index.html</a>)</p> <p>○グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/global_ict/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/global_ict/index.html</a>)</p>				
政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	<p>○戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)に関するホームページ (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html</a>)</p> <p>○ICT グリーンイノベーション推進事業(PREDICT)に関するホームページ (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/predict/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/predict/index.html</a>)</p> <p>○国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成 20 年 10 月 31 日)</p> <p>○総務省情報通信研究評価実施指針(第 4 版)(平成 21 年 10 月)</p>				

平成 23 年度 主要な政策に係る評価書

分野	情報通信（ICT政策）		政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施時期	平成 23 年 9 月
政策名	政策 11：情報通信技術高度利活用の推進			22 年度	23 年度	情報流行政局 情報流通振興課 他 5 課室 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 他 2 課室 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他 4 課
基本目標	社会・経済の ICT 化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等による ICT 利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。		予算額	20,970 百万円	8,090 百万円	
政策の概要	社会・経済の ICT 化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICT による生産性向上・国際競争力の強化、ICT による地域の活性化、誰もが安心して ICT を利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICT の高度利活用を推進することで、ユビキタスネット社会を実現する。		執行額	15,974 百万円		担当部署 作成責任者名 情報流行政局 情報流通振興課長 黒瀬 泰平
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況
	目標(値) 【目標年度】			21 年度実績	22 年度実績	
ASP・SaaS(注)を安心・安全に利用できる環境を整備する。	1	分野別ガイドライン等の策定 3 件 【24 年度】	ICT 利活用を推進していく上で極めて有効なツールである ASP・SaaS の安心・安全な利用環境を整備するため、ASP・SaaS の適用分野拡大を図るための分野別ガイドライン等を策定。	—	2 件	「ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、ASP・SaaS 事業者が医療機関と契約する際に合意すべき事項を整理し、「ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドラインに基づく SLA 参考例」として公表した。 また、ASP・SaaS 事業者が教育分野（校務分野）のサービスを展開する際に留意すべき事項を整理し、「校務分野における ASP・SaaS 事業者向けガイドライン」として公表した。 以上のように、ASP・SaaS を安心・安全に利用できる環境整備に寄与した。
IPTV に係る技術の標準化を推進することにより、多様な配信経路によるコンテンツの流通を促進する。	2	IPTV に係る技術の標準化状況 放送連携サービスに係るテレビ受信機の標準仕様の策定及び一般公開 【24 年度】	高度な情報通信インフラを活用したデジタル・コンテンツの流通を促進するため、実証実験の目標達成度の指標により本施策の進行管理をする。 なお、目標は「知的財産推進計画 2009」に基づくもの。	平成 20 年度の成果を基に、多様なネットワークを活用した IPTV サービス技術の実証実験を行い、技術仕様の標準化を実施し、IPTV サービス市場の拡大を達成。	実証実験を行うことにより、技術の有効性の検証、課題の整理等を実施。	平成 20～22 年度の実証実験の成果やノウハウを基に、一般社団法人 IPTV フォーラムにおいて、技術仕様を策定し、標準化並びに一般公開を実施するなど、多様な配信経路によるコンテンツの流通促進に寄与した。
	3	配信側のコンテンツ加工標準技術の策定及び一般公開 【24 年度】				
遠隔教育の環境を整備することにより、高度 ICT 人材の育成の取組を支援する。	4	最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システムの標準仕様の作成・公表 【23 年度】	ICT 技術を必要とする幅広い分野の専門家育成のための遠隔教育システムの標準仕様を作成・公表することにより、本システムの実用化を促進する。	基礎的なシステムを開発し、引き続き、開発・実証を継続。	基礎的なシステムを基に必要な拡張機能を開発・付加。平成 23 年度はシステムの完成に向け、異なるクラウド環境で利用可能となるよう、システムの汎用性確保のための開発を実施。	平成 21 年度において、基礎的なシステムを開発、平成 22 年度は、基礎的なシステムを基に必要な拡張機能を開発・付加した。さらに、平成 23 年度はシステム環境が異なる利用機関（高等教育機関）への導入・利用を可能とすべく、本システムの汎用性確保のための開発・改修を実施する。併せて、本システムの平成 24 年度からの高等教育機関への導入・利用を目指し、導入・利用に係る手続き方法等について検討を実施する。 以上のように、ICT 技術を必要とする幅広い分野の専門家育成に寄与した。
	5	2 大学を中核とする地域で標準仕様に基づくクラウドシステムの共同利用開始 【23 年度】				

注：ASP・SaaS とはネットワークを通じて情報システム機能を提供するサービス、あるいはそうしたサービスを提供するビジネスモデル。

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
新たな ICT サービスモデルを確立することにより、医療・健康等地域の諸課題の緩和を図る。	6	新たな ICT サービスの実用化・展開がなされたプロジェクト件数  【23年度】	実証を実施した全 54 件の新たな ICT サービスの実用化・展開  【23年度】	医療・健康、地球温暖化対策、農業・地場産業、地域活動等の国家的課題に対して、新たな ICT サービスモデルを確立することにより諸課題の緩和を図る。	1 件の新たな ICT サービスが事業化。	8 件の新たな ICT サービスが事業化。	平成 22 年度は 8 件の新たなサービスが事業化した。また、平成 23 年度は 17 件の新たなサービスが事業化の予定である。残り 28 件のプロジェクトについても、引き続き事業化の準備を進めているところであり、新たな ICT サービスモデルを確立することにより、地域の諸課題の緩和に寄与した。
委託事業を通して得られた成果を普及することにより、ICT 利活用の促進を図る。	7	分野ごとの地域の ICT 利活用率（全国市町村のうち ICT 利活用を実施している市町村の割合）  【23年度】	1.4 倍  【25年度】	「新成長戦略」において、「光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める」とされており、遠隔医療、児童・高齢者見守り、防災情報提供など、公共的な分野において、広域連携を前提とした委託事業を実施し、効果的・効率的な ICT の普及を図るため、ICT 利活用率を指標として設定。	—	1.3 倍	「地域 ICT 利活用広域連携事業」の実施等により、地域の ICT 利活用率は目標に向かって伸びていることから、ICT 利活用の促進に寄与した。
行政業務システム連携等により、住民の利便性の向上及び行政の効率化を図る。	8	住民の利便性の向上と行政の効率化の実現につながる業務システム間連携等による業務改革方針の策定状況  【23年度】	地域情報プラットフォームを活用した行政業務システム連携や民間事業者との連携による業務改革方針の策定  【23年度】	「新成長戦略」において、「行政の効率化を図るため、各種の行政手続の電子化・ワンストップ化を進める」とされている。 「原口ビジョンⅡ」において、「2013 年（平成 25 年）に、国民本位の電子行政を実現」とされている。 地方公共団体間等や地方公共団体と民間事業者間における業務システム間連携による住民の利便性向上と行政効率化の実現を目指し、平成 23 年度までに業務システム間連携による業務改革等の検討・実証を行い、その後、関係機関と連携し、実現に向けた各種課題の解決等に取り組み、その実現につなげる。	—	地方公共団体間等のシステム間連携における効果の高い分野等の業務改革案の検討及び連携に必要な機能要件等の洗い出しを実施。	バックオフィス連携による地方公共団体間等の業務連携の業務プロセス改革案やシステム改革案の作成及び実現に向けた制度面の課題の提示を行った。  ※本施策の一部の指標については「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」における検討結果等を受け、下記 9 番に引き継ぐこととした。
	9	行政業務システム連携や民間事業者との連携による技術的課題等の解決策の提示やインターフェイス要件等の提示  【23年度】	インターフェイス要件等の明確化  【23年度】	地方公共団体間等における業務システム間連携による住民の利便性向上と行政効率化の実現を目指し、業務改革等の検討・実証を行い、その後、関係機関と連携し、各種課題の解決等に取り組み、その実現に資するもの。 また、行政業務システムと民間事業者との連携における利用者のニーズやインターフェイス要件等を明確化。	—	官民連携について利用者のニーズ、技術的課題、インターフェイス要件等を調査。	住民の利便性向上及び行政の効率化等に寄与するため、行政業務システムと民間事業者との連携について、一定のユースケースにおける実証実験を実施し、電子情報の官と民の連携に関する、利用者のニーズ並びに技術的・制度的課題、インターフェイス要件に関する調査・検討を行った。

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
行政業務システム連携等により、住民の利便性の向上及び行政の効率化を図る。	10	企業の利便性向上及び行政効率化を実現する共通企業コードセンター（仮称）の仕様策定のための実証実験の進捗状況	共通企業コードセンター（仮称）の仕様の策定 【23年度】	経済界からの要望が強い添付書類削減による利便性向上の早急な実現を目指すとともに、24年度からの段階的運用開始を予定している政府共通プラットフォームのデータ連携機能の実装に当たり、本事業における検討状況を反映させるため。	—	—	本施策の目標及び指標については、内閣官房 IT 担当室との調整を行い、新たな情報通信技術戦略工程表策定において役割分担が明記され、総務省の役割は「共通企業コードを用いた情報連携に必要な機能の検討及び課題の抽出」となったため、下記 11 番へと引き継ぐこととした。
	11	共通企業コードを用いた行政業務システム連携を実現するに当たっての課題の抽出	共通企業コードを用いた情報連携に必要な機能の検討及び課題の抽出 【23年度】	経済界からの要望が強い行政手続における添付書類削減による企業の利便性向上を目指すとともに、新たな情報通信技術戦略に基づき、企業コードの導入に向けて、本事業の結果を内閣官房 IT 担当室に報告し、法務省等の関係機関と連携しながらその実現に資するもの。	—	企業コードを用いた国の機関間の情報連携に必要な機能の検討、インターフェイス要件の検討及び企業コード導入に係る課題の抽出。	平成 22 年度は総務省所管の「入札参加資格審査（調達総合情報システム）」を実証フィールドとして、内閣官房及び法務省と協力しながら登記事項証明書等の省略について実証事業を実施し、企業の利便性向上等につながる、国の行政機関間の情報連携に必要な機能の検討、インターフェイス要件の検討及び企業コード導入に係る課題の抽出を行った。 なお、事業成果については、IT 戦略本部電子行政タスクフォースへ報告する予定である（報告時期は IT 担当室と調整中）。
地域を支援する MVNO（注）の創出を推進することにより、暮らしの安心・安全等の確保を図る。	12	地域の課題解決に対する ICT の寄与状況	ふるさとケータイ事業の構築（9 箇所） 【23年度】	国民に広く浸透している携帯電話を利活用し、地域の高齢者や子供の安心・安全（医療・介護・健康）をサポートするサービス等を行う「ふるさとケータイ」（地域を支援する MVNO）の創出を推進することにより、暮らしの安心・安全等の確保を図る。	7 箇所構築	9 箇所構築	平成 22 年度に新たに箕面市（大阪府）、伊根町（京都府）において事業を行い、構築箇所は 9 箇所となり目標値を達成した。また、構築した事業の成果を分析・評価することで、システム構築やその後の運営・発展における課題及び解決策等の有用な知見を得ることができたなど、地域を支援する MVNO の創出を推進することにより、暮らしの安心・安全等の確保に寄与した。
	13		MVNO 加入契約数を 1.5 倍増 【23年度】		約 1.1 倍増 244.4 万→267.7 万 【H21.12】→【H22.3】	約 1.5 倍増 244.4 万→359 万 【H21.12】→【H23.3】	MVNO の加入者数は順調に増加するなど、地域を支援する MVNO の創出に寄与した。 なお、平成 23 年度以降、SIM ロックガイドライン（平成 22 年 6 月）に沿って携帯電話大手各社が SIM ロック解除に向けた取組を行うことが予想されることから、今後新たに多数の MVNO 事業者が参入し、MVNO 加入契約数増が加速すると見込まれる。

注：MVNO とは携帯電話などの無線通信インフラを他社から借りて無線通信サービスを提供する事業者。

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
	目標(値) 【目標年度】	目標(値)に向けた 着実な進捗		21年度実績	22年度実績		
字幕番組等の普及を促進する。	14	対象の放送番組 <sup>(※)</sup> の放送時間に占める字幕放送時間の割合 ※ 7時から24時までの間に放送される番組のうち、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組。	100% 【29年度】	目標(値)に向けた 着実な進捗	【デジタル放送】 NHK(総合) 52.7% 在京キー5局 89.0% 在阪準キー4局 88.0%	【デジタル放送】 NHK(総合) 62.2% 在京キー5局 88.9% 在阪準キー4局 85.6%	左記の目標の達成に向けて、字幕番組等の制作に対する助成を実施するとともに、字幕放送等の実施状況の調査の実施・調査結果の公表及び字幕放送等の充実に向けた対応の依頼等を行うことにより、放送事業者の自主的な取組を促し、字幕番組等の普及に寄与した。
		対象の放送番組 <sup>(※)</sup> の放送時間に占める解説放送時間の割合 ※ 7時から24時までの間に放送される番組のうち、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組。	10% 【29年度】				
ガイドライン等を作成・公表し、教育現場の実態に即したICT利活用を促進する。	16	教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等の作成・公表	児童数、校舎の形状、地理的条件等諸条件の異なる全国10校を実証校に指定 【23年度】	「原口ビジョン」において、「デジタル教科書をすべての小中学校全生徒に配備(2015年)」及び「フューチャースクールの全国展開を完了(2020年)」とされている。 教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等を作成・公表することにより、フューチャースクールの全国展開及びデジタル教材(教科書)の普及を推進する。	—	公立小学校10校の実証研究の成果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等を作成・公表。	児童数、校舎の形状、地理的条件等諸条件の異なる全国10校の公立小学校において、実証研究を実施した。
		フューチャースクールのガイドラインの作成・公表 【23年度】	—				
ICTによる地球温暖化対策を推進する。	18	ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T(電気通信標準化部門)の今期(21年度~24年度)標準化活動における勧告等	勧告化に向けた標準化活動を実施 【25年度】	ICTの利活用は、地球温暖化対策に有効であるが、ICTによる地球温暖化対策の評価手法は世界的に未確立であるため、ITU-Tでは今期研究会期で当該評価手法等について、勧告化等(標準化)を行うこととしている。 そこで、我が国はICTによる地球温暖化対策を推進するために、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要があることから、指標として設定。	—	—	ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映された(6回出席)。 ITU(国際電気通信連合)等が主催する国際的なシンポジウムにおいて、我が国の取組等を発表・意見交換を行った(4回出席)。
		ITU-Tの今期研究会期(21~24年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数	20件以上 【25年度】				

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
ICTによる地球温暖化対策を推進する。	20	ITS情報通信システムの活用による車両からの二酸化炭素排出量の削減効果に係る実証結果の分析	20%程度削減に向けた課題の抽出  【24年度】	「原口ビジョン」において、ICTパワーによる二酸化炭素排出量10%以上の削減が目標とされており、ITS情報通信システムの活用による二酸化炭素排出量削減への有効性を調査・検証。	—	C02削減効果の検証に必要な自動車情報の収集システムに関する調査・検討及び自動車の速度・位置情報を集約することによる交通渋滞削減効果の調査・検討を実施。	平成22年度の調査検討の実施により、車両からの二酸化炭素排出量20%程度削減に向けた課題について、約30課題を抽出した。 以上のように、標準化活動における寄書提案の実施、車両からの二酸化炭素排出量20%程度削減に向けた課題の抽出等により、ICTによる地球温暖化対策の推進に寄与した。 なお、平成23年度は、平成22年度の調査・検討結果を踏まえ、プローブ情報の集約によるC02及び交通渋滞の削減効果について、実車を用いた走行実験により検証する予定である。
テレワークを推進することにより、多様な人材の社会参加を促進する。	21	テレワーカーが就業者人口に占める割合	2割  【22年度】	「IT新改革戦略」、「テレワーク人口倍増アクションプラン」に掲げる政府目標に沿って、様々な職場でテレワークの導入環境が確立されるよう、2010年末までを集中的な推進期間として、2005年比でテレワーカー人口比率の倍増を目指す。	15.3% (2005年:10.4%)	16.5% (2005年:10.4%)	次世代高度テレワークモデルシステム実験、地方公共団体業務アウトソーシングモデル実験等を実施するとともに、次世代のテレワーク環境に関する調査研究の結果として国際会議における提言及び総務省HP上でのテレワーク活用による節電効果の公表に至った。 2005年比でテレワーカー人口比率は6.1%増加したものの倍増には至らなかった。しかし、「新たな情報通信技術戦略」の工程表において2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする目標に向けて引き続きテレワークを推進することにより多様な人材の社会参加を促進する。
	22	在宅型テレワーカー数	700万人  【27年度】 目標(値)に向けた着実な進捗  【23年度】	「新たな情報通信技術戦略」に、情報通信技術の利活用による地域の絆の再生が重点戦略として位置付けられ、高齢者等への取組としてテレワークの一層の普及拡大が明記されており、同戦略工程表においては、2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とすることを目標として設定。	340万人	320万人	次世代高度テレワークモデルシステム実験、地方公共団体業務アウトソーシングモデル実験等を実施するとともに、次世代のテレワーク環境に関する調査研究の結果として国際会議における提言及び総務省HP上でのテレワーク活用による節電効果の公表に至った。 「新たな情報通信技術戦略」の工程表において2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする目標に向けて引き続きテレワークを推進することにより多様な人材の社会参加を促進する。

※1 1、7、14、15、19及び20の指標等は、平成23年度目標設定時において、平成22年度目標設定表の内容をベースに修正を行っていることを踏まえ、修正後の指標等を本評価書において活用している。

※2 9、11、18及び22の指標等、また、14及び15の一部の目標(値)は平成22年度目標設定表には記載されていないが、平成23年度目標設定表で新たに設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	ASP・SaaSの普及促進	124百万円	103百万円	1	各分野における情報の取扱いに関する制度等を踏まえ、ASP・SaaS事業者がサービス提供に当たり遵守すべき事項等を整理した分野別ガイドライン等の策定・公表を通じて、ASP・SaaSを安心・安全に利用できる環境の整備に寄与する。
2	コンテンツの流通促進	220百万円	—	2、3	IPTVに係る技術の実証実験を実施し、その成果等に基づき標準化を促進することにより、IPTVの普及・拡大を図り、多様な配信経路によるコンテンツの流通を促進する。
3	情報通信分野の人材育成	175百万円	100百万円	4、5	従来の遠隔講義（座学）に留まらず、PBLによるシステム開発演習等を遠隔で可能とする遠隔教育システムを開発・実証し、このシステムの実用化を促進することで、遠隔教育を受ける研修生の技術・技能の向上を図り、ICT技術を必要とする幅広い分野の専門家の育成に寄与する。
4	ICTを活用した新規サービスの創出	1,605百万円	—	6	医療・健康、地球温暖化対策、農業・地場産業、地域活動等の社会的課題の解決を図るため、ICTを活用した新たなサービスを創出する。
5	広域連携によるICT利活用の推進	8,200百万円	2,550百万円	7	複数の地方公共団体の区域にまたがった広域連携を実施し、公共的な分野に関するサービスを総合的に向上させるとともに、効果的・効率的なICT利活用の推進を図る。
6	行政業務システム連携による電子行政の推進	672百万円	273百万円	8、9、10、11	行政業務システムの情報連携に関する実証実験を行い導入に向けた機能の検討及び課題の抽出を行うことにより、住民の利便性の向上及び行政の効率化を図る。
7	郷土（ふるさと）に根ざした携帯電話事業の創出	75百万円	—	12、13	携帯電話の利活用により、地域の高齢者や子どもの安心（医療・介護・健康・安全）をサポートするサービス等を行う「ふるさとケータイ」（地域を支援するMVNO）の創出を推進することにより、暮らしの安全・安心の確保、地域のつながりの復活、地方の再生及びユビキタス社会の構築を実現する。
8	字幕番組・解説番組等の制作促進	429百万円	402百万円	14、15	字幕番組等の制作に対する助成を通じて、その普及を促進する。
9	ICTを使った「協働教育」の推進	1,001百万円	1,065百万円	16、17	公立小学校10校の実証研究の成果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン（手引書）等を作成・公表し、教育現場の実態に即したICT利活用を促進する。
10	ICTによる地球温暖化対策の推進	150百万円	554百万円	18、19、20	実証実験等を行い、得られたベストプラクティスや環境影響評価手法により寄書提案を行う。調査検討を実施し、得られた結果により車両からの二酸化炭素排出量20%程度削減に向けた課題の抽出を行う。
11	ICTの高度な利活用の推進・促進	223百万円	—	21、22	実証実験等を行い、テレワークモデルシステムの提示や得られた成果の公表することでテレワークを推進し多様な人材の社会参加を促進する。

**政策全体の総括的な評価**

基盤技術の確立、制度整備等を目的とする実証実験をはじめ、本政策に属する事業は、行政の政策的な要請に基づき実施しているものであるが、より効率的に政策を実施するために、一部の事業について、受託者に委託費の一定額を想定して負担してもらうこととして公募する、中間検査を実施する等、推進体制、評価の在り方等について見直し・改善に向けた検討を行うなど、効率性に配慮しながら施策に取り組んだ結果、基本目標達成に向けた効果的な取組が行われているものと認められる。

今後は、引き続き関係省庁とも密接に連携し、有効性の確保に努めるとともに、高等教育機関、民間企業等との産学官連携や、事業委託先への実地検査や中間検査により、効率的に政策を推進していく。さらに、主体、分野に閉じない情報流通・利活用のための共通基盤として、情報・知識やサービスの連携・共有環境の整備のための汎用性ある技術・運用ルールと、情報セキュリティ、ICT人材等とが整った環境（情報流通連携基盤）の整備の推進に取り組むこととする。

関係する施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）
第174回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	平成22年6月11日	これらの成長分野を支えるため、第五の「科学・技術立国戦略」の下で(略)イノベーション促進の基盤となる知的財産や情報通信技術の利活用も促進します。
新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～	平成22年6月18日	16. 情報通信技術の利活用の促進 (略)特に、今後のサービス産業の生産性向上には、情報通信技術の利活用による業務プロセスの改革が不可欠である。自治体クラウドなどを推進するとともに、週7日24時間ワンストップで利用できる電子行政を実現し、国民・企業の手間(コスト)を軽減するとともに、医療、介護、教育など専門性の高い分野での徹底した利活用による生産性の向上に取り組むことが急務である。(略)

学識経験を有する者の知見の活用	平成 23 年 2 月から 5 月に情報通信審議会 情報通信政策部会 新事業創出戦略委員会 ICT 利活用戦略ワーキンググループを実施し、学識経験者からなる構成員の方々に、今後の ICT 利活用政策に係る基本的な考え方、実現に向けた課題、具体的な重点事項と推進方策に加え、災害時における情報流通・利活用の課題についてご議論いただいた。その結果を「ICT 利活用戦略ワーキンググループ 第一次取りまとめ(平成 23 年 6 月 13 日)」の形で取りまとめ、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○新たな情報技術戦略 工程表 ( <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/</a> ) ○情報通信審議会 情報通信政策部会 新事業創出戦略委員会(第 8 回)(第一次取りまとめ) ( <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/shinjigyo/02tsushin01_03000069.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/shinjigyo/02tsushin01_03000069.html</a> ) ○ICT利活用戦略ワーキンググループ 第一次とりまとめ ( <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000117964.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000117964.pdf</a> ) ○グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース「地球的課題検討部会」(第 5 回)(中間とりまとめ) ( <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/global_ict/27876_2.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/global_ict/27876_2.html</a> ) ○「ユビキタス特区事業」成果評価会 ( <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyoyubikitasu.html">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyoyubikitasu.html</a> )

平成 23 年度 主要な政策に係る評価書

分野	情報通信（ICT政策）		政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施時期	平成 23 年 9 月
政策名	政策 1 2：ユビキタスネットワークの整備 （※なお、平成 23 年度から、政策 1 2 の政策名は「放送分野における利用環境の整備」となる。）			22 年度	23 年度	担当部局 情報流通行政局 地域通信振興課 他 6 課室 総合通信基盤局 電気通信事業部 高度通信網振興課、電波部電波政策課
基本目標	2011 年 7 月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。		予算額	4,050 百万円	3,482 百万円	
政策の概要	2010 年度末までに、ブロードバンド・ゼロ地域を解消するために、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進する。 また、2011 年地上デジタルテレビジョン放送への移行（一部地域を除く）に万全を期すため、地上デジタル放送の推進のための総合的な対策を実施するとともに、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、NHK による映像国際放送等の充実を図る。		執行額	2,974 百万円		作成責任者名 情報流通行政局 地域通信振興課長 秋本 芳徳
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況
	目標(値) 【目標年度】	21 年度実績		22 年度実績		
ブロードバンド・ゼロ地域を解消することにより、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進する。	1	ブロードバンド・ゼロ地域の解消 ブロードバンド世帯カバー率 100% 【22 年度】	平成 21 年度第 1 次補正予算事業等により、平成 22 年度末にはブロードバンド・ゼロ地域の解消に見込みがたったところ、円滑かつ確実に、当該目標が達成できるよう関係事業等の進捗状況を管理する。	99.1%	100%	平成 21 年度第 1 次補正予算事業等により、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進してきた結果、平成 22 年度末において、ブロードバンド・ゼロ地域はおおむね解消するなど、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進した。
放送の普及及び健全な発達に寄与する。	2	放送の普及及び健全な発達に寄与する放送政策の推進 マスメディア集中排除原則や表現の自由等に係る検討に必要な調査、分析等の実施による放送政策の補強・拡充 【26 年度】	第 174 回通常国会において審議中の放送法等の一部改正法案の附則において、マスメディア集中排除原則の制度の在り方等に関して、施行後 3 年以内に見直しを行うこととしている。	—		マスメディア集中排除原則や表現の自由等に係る検討に必要な調査、分析等を実施し、放送法改正に伴うマスメディア集中排除原則の見直しの検討に活用するなどして、放送政策を推進し、放送の普及及び健全な発達に寄与した（マスメディア集中排除原則の改正は、平成 23 年 6 月 30 日に施行）。
我が国の地上デジタル放送方式を各国へ普及させる。	3	我が国の放送方式の海外普及 我が国の地上デジタル放送方式の海外普及 働きかけを南米諸国からアジア・アフリカ諸国・中米等にも広げてより広範囲に普及 【23 年度】	我が国の地上デジタル放送方式の国際普及に向けた取組については、南米諸国を中心に、各国のニーズに対応できるシステムを開発し、働きかけを実施してきたところ。	2009 年 4 月にペルー、8 月にアルゼンチン、9 月にチリ、10 月にベネズエラ、2010 年の 3 月にエクアドルと、南米各国において採用が決定。また、2010 年 3 月にペルーで本放送を開始。	2010 年 5 月にコスタリカ、6 月にパラグアイ及びフィリピン、7 月にボリビア、12 月にウルグアイと、採用が決定。また、2010 年 4 月にアルゼンチンで本放送を開始。	当該国において、セミナーやデモンストレーション等を実施して、直接、政府関係者及び放送事業者等に我が国が開発した地上デジタル放送方式の優位性を示すことにより、採用国の拡大を目指している。 南米諸国に向けた働きかけは、ペルーによる採用を契機に採用国が拡大し、現在では、ほとんどの国で採用された。 東南アジア諸国、アフリカ諸国、中米諸国等に向けた働きかけは、引き続きデジタル放送の導入検討が進められている中、2010 年にアジア諸国で海外初となる、フィリピンでの採用が決定した。 以上のように、我が国の地上デジタル放送方式の普及に寄与した。

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績	
我が国の対外情報発信力を強化するため、映像国際放送の充実を図る。	4	各国・地域の衛星放送やケーブルテレビ等を通じて簡易な方法で受信できる世帯数。  1億9,000万世帯 【25年度】  1億3,800万世帯 【23年度】	我が国の対外情報発信力を強化するため、平成21年2月から新たな外国人向け映像国際放送を開始したことから、その普及状況を指標として設定。	約1億2,500万世帯	約1億3,655万世帯	視聴可能世帯の拡大に向け、着実に受信環境の整備を進めており、平成22年度末時点で視聴可能世帯数が約1億3,655万世帯となっているなど、映像国際放送の充実に寄与した。 なお、平成23年度目標としている視聴可能世帯数1億3,800万世帯は達成される見込みである。  ※平成25年度の目標値については、NHKが公表している1億5,000万世帯(24時間視聴可能世帯)へ修正予定である。 なお、平成25年度の1億9,000万世帯の目標値は、一部時間視聴可能世帯を含めた目標値である。
自然的条件に起因し、NHKの地上テレビジョン放送を受信することができない地域(絶対難視地域)の情報通信格差の是正に資する。	5	絶対難視地域において、NHKの衛星放送受信による難視聴対策を希望する助成対象世帯の解消。  左記に該当する世帯の難視聴解消  (100%) 【23年度】	情報通信格差の是正状況を測るため、NHKが実地に調査する絶対難視地域の助成対象世帯の解消を指標として設定。	—	助成を希望する世帯がなかったため実績なし。	対象となる世帯の助成申請を促すため、 ・助成の対象となる可能性のある世帯(約600世帯)への周知、意向調査 ・その他可能性のある助成対象者の掘り起こしのため全国の市町村を介しての周知を実施した。 ただし、助成を希望する世帯はなかった。 引き続き、情報通信格差の是正に取り組むこととする。

※1 4の指標等は、平成23年度目標設定時において、平成22年度目標設定表の内容をベースに修正を行っていることを踏まえ、修正後の指標等を本評価書において活用している。

※2 5の指標等は平成22年度目標設定表には記載されていないが、平成23年度目標設定表で新たに設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	情報通信基盤の整備	453 百万円	—	1	ブロードバンドの基盤整備の進展を踏まえ、医療、教育、行政等の公共サービス分野における超高速ブロードバンドの利用促進を図るための基盤整備を推進する。
2	放送政策の推進	63 百万円	63 百万円	2	マスメディア集中排除原則や表現の自由等に係る検討に必要な調査、分析等を実施し、放送法改正に伴うマスメディア集中排除原則の見直しの検討に活用するなどして、放送の普及及び健全な発達に寄与した（マスメディア集中排除原則の改正は、平成 23 年 6 月 30 日に施行）。
3	我が国の放送方式の海外普及	44 百万円	—	3	採用国の拡大を目指し、セミナーやデモンストレーション等を実施して、直接、政府関係者及び放送事業者等に我が国が開発した地上デジタル放送方式の優位性を示した。
4	国際放送の強化	3,407 百万円	3,399 百万円	4	視聴可能世帯の拡大に向け、諸外国の放送局への地道な交渉の結果、平成 22 年度末時点で視聴可能世帯数が約 1 億 3,655 万世帯となっており、平成 23 年度目標としている視聴可能世帯数 1 億 3,800 万世帯は達成される見込みであり、着実に受信環境の整備を実施する。
5	衛星放送受信対策事業	83 百万円	20 百万円	5	NHK の地上系によるテレビジョン放送が難視聴となっている地域において、NHK の衛星放送を受信することのできる設備を設置した者に対し助成事業を実施する。 なお、平成 23 年度については、公募を経て採択された独立行政法人情報通信研究機構が NHK と連携し、絶対難視地域に居住する世帯の衛星放送受信設備の設置に対する助成事業を実施する。

政策全体の総括的な評価

国民生活において不可欠なものとなっている情報通信サービスを全国で利用できる環境を整備するため、情報通信基盤を整備する地方公共団体等への支援等を行ってきたところであり、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）の指標等をみると一定の有効性等があったものと認められる。

「放送政策の推進」については、マスメディア集中排除原則や表現の自由等に係る検討に必要な調査、分析等を実施し、放送法改正に伴うマスメディア集中排除原則の見直しを行うなど、放送の普及及び健全な発達に寄与したものと認められる。

「我が国の放送方式の海外普及」については、平成 22 年度において、新たにコスタリカ、パラグアイ、ポリビア、ウルグアイの中南米諸国及びフィリピンにおいて我が国の地上デジタル放送方式の採用が決定し、着実に成果を上げているものと認められる。

「国際放送の強化」については、視聴可能世帯の拡大に向け、受信環境の整備を進めており、着実に成果を上げているものと認められる。

引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）
	第 174 回国会（常会） における総務大臣所信表明 ※参議院総務委員会でも同様の発言あり。	平成 22 年 2 月 18 日	今国会では、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理合理化を図るため、放送法等の一部を改正する法律案を提出いたします。
	i-Japan 戦略 2015（IT 戦略本部）	平成 21 年 7 月 6 日	様々な人・モノがニーズに応じて、多様なネットワークでシームレスにつながる環境を整備し、誰でも、いつでも、どこでも、安全・安心かつ快適に情報をやり取りできる超高速ブロードバンド基盤の高度化（固定系で Gbps クラス、移動系で 100Mbps 超クラス）を図る。
	第 169 回国会（常会）における福田内閣総理大臣 施策方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	地方の情報通信基盤の整備を行い、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。

学識経験を有する者の知見の活用

「放送政策の推進」については、マスメディア集中排除原則の見直しの検討において、地上放送のメディアの別の基準の見直しについて検討すべきとする情報通信審議会答申（平成 21 年 8 月 26 日）を踏まえ、ラジオとテレビを区別した基準の見直しについて検討し、マスメディア集中排除原則の改正に活用した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

—

平成 23 年度 主要な政策に係る評価書

分野	情報通信（ICT政策）		政策の予算額・執行額（百万円）			評価実施時期	平成 23 年 9 月
政策名	政策 13：情報通信技術利用環境の整備			22 年度	23 年度	担当部局	総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課 他 5 課室 電波部 電波環境課 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室
基本目標	ブロードバンド化、IP 化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争の促進を図り、ICT 利用者の利便性向上を実現するほか、情報セキュリティの強化等を推進することにより、安心・安全なインターネット環境を実現する。		予算額	1,164 百万円	1,148 百万円		
政策の概要	電気通信事業における公正競争ルールの整備により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することで ICT 利用者の利便性向上を促進する。また、インターネット上における違法・有害情報及び迷惑メールの問題解決に向けた対策の促進やネットワークセキュリティの高度化等の推進により、安心・安全なインターネット環境の整備を図る。これらにより、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。		執行額	1,057 百万円		作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課長 齋藤 晴加
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
	目標(値) 【目標年度】			21 年度実績	22 年度実績		
電気通信市場動向等の調査研究を行い、その結果を公正競争ルールの整備に活用することにより、一層の公正競争環境を実現する。	1	電気通信市場における公正競争の確保・促進  【22年度】	国内外の電気通信市場の動向及び既存の料金制度の在り方など、電気通信事業における料金算定等に関する調査研究の実施  【22年度】	電気通信市場における一層の競争促進を図るために必要な省令改正等の具体的な政策検討に資するため、本調査の実施を目標として設定する。	必要な調査研究を行い、固定電話網の接続料における算定方法等について制度改正を実施。	必要な調査研究を行い、固定電話網の接続料における算定方法等について制度改正を実施。	本調査研究の結果は、情報通信審議会や各種研究会等の議論及び電気通信事業法令の適切な運用等に資する基礎データとして、広く活用している。具体的には、情報通信審議会や長期増分費用モデル研究会等におけるモデル改修の基礎資料として使用するとともに、得られた結論を踏まえ、改良モデルの策定や省令改正等を行った。 また、情報通信審議会におけるユニバーサルサービス制度の在り方の検討に際しての基礎資料として使用するとともに、得られた結論(ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方について)を踏まえ、省令改正等を行った。 以上のように、省令改正等の実施により、公正競争環境の実現に寄与した。
	2	諸外国の電気通信番号の管理動向及び国内の管理制度の在り方など、電気通信番号の管理の在り方について調査研究を実施  【22年度】	電気通信番号のひっ迫状況の緩和、電気通信番号の有効活用の促進に資するため、本調査の実施を目標として設定する。	必要な調査研究を行い、115 番による電報類似サービス受付に対応した制度改正を実施。	必要な調査研究を行い、携帯電話及び PHS に係る電気通信番号の指定要件の見直し(省令改正)を実施。	本調査研究結果に基づき、省令改正(携帯電話及び PHS に係る電気通信番号の指定要件の見直し)を実施した。 また、新たな番号制度(携帯電話の電話番号数の拡大)の検討の基礎資料としても活用するなど、公正競争環境の実現に寄与した。	
	3	電気通信市場動向等の調査等による競争状況の評価及び省令改正等の実施  【23 年度】	電気通信事業分野における競争状況の評価の実施及び省令改正等の検討	電気通信市場動向の調査等による公正競争確保のための競争状況の評価及び省令改正等の実施を指標として設定。	必要な調査研究を行い、「電気通信事業分野における競争状況の評価」を実施。	必要な調査研究を行い、「電気通信事業分野における競争状況の評価」及び省令改正等の検討を進めているところ。	本件については、外部有識者から構成される「競争評価アドバイザーレポート」を開催し、調査研究によって得られたデータを基に「電気通信事業分野における競争状況の評価」の取りまとめに向け検討を行っており、公正競争環境の実現に寄与した。

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
迷惑メール対策を強化することで、安心・安全なインターネット環境を実現する。	4	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策の措置件数	行政指導等の適切な実施  【22年度】	事前に目標値を設定することは適当ではないが、迷惑メール問題解決のための特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく措置件数を行政活動実績を示す指標として設定。	・警告メールの発出 5,987 通 ・報告徴収 23 件 ・行政処分（措置命令）6 件	・警告メールの発出 6,191 通 ・報告徴収 46 件 ・行政処分（措置命令）7 件	行政処分等、特定電子メール法に基づく措置を適切に実施することにより、安心・安全なインターネット環境の実現に寄与した。
専門家の不足等により対応の判断が困難なことが多い中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等を効率的・効果的に促進する。	5	中小プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報の削除等の促進	プロバイダ責任制限法・インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドラインの啓発、個別事案に対する相談等による事業者の適切な対応（違法・有害情報の削除等）の支援の実施  【22年度】	違法・有害情報に対処するための法令・ガイドラインはすでに整備されているところ、その啓発や、個別具体的な場面での相談等の支援を行うことにより、事業者による適切な対応が促進されることから、目標として設定。	インターネット上の違法・有害情報について、中小のプロバイダ等では削除等の対応の判断が困難なことが多いことから、プロバイダ責任制限法及び各種ガイドラインに関する相談を 1,164 件受付。 さらに、平成 21 年 4 月より施行された青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年による有害情報の閲覧を防止する措置に係る努力義務の履行等に関する相談に対応。また、寄せられた相談の集計及び分析を実施。 併せて、インターネット上の違法・有害情報に関し、プロバイダ等向けのセミナーを開催。	インターネット上の違法・有害情報について、中小のプロバイダ等では削除等の対応の判断が困難なことが多いことから、プロバイダ責任制限法及び各種ガイドラインに関する相談を 1,345 件受付。 さらに、平成 21 年 4 月より施行された青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年による有害情報の閲覧を防止する措置に係る努力義務の履行等に関する相談に対応。また、寄せられた相談の集計及び分析を実施。 併せて、インターネット上の違法・有害情報に関し、プロバイダ等向けのセミナーを開催。	左記のとおり、ガイドラインの啓発、個別事案に対する相談等による事業者の適切な対応の支援を実施することにより、中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等の促進に寄与した。
IPv6 ネットワーク技術者の育成により、社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能にする。	6	実ネットワークと同等の環境を持つ IPv6 テストベッドの整備による人材（IPv6 ネットワーク技術者）の育成	1,000 人  【22年度】	社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能とするため、複雑かつ大規模な IPv6 インターネットを構築し、運用できる人材を最低でも約 3500 人育成することが必要であり、本施策において、そのうち 1000 人を平成 22 年度に育成することを目標として設定する。	約 310 人	838 人	新川崎と大阪に構築したテストベッドにおいて、149 名が直接機器を利用して IPv6 ネットワークの構築、運用、検証等を実施した。また、全国でセミナーを開催し、689 名がネットワークを通じてテストベッドの機器に接続し、設定等を実施した。これらにより、平成 22 年度は計 838 名の技術者を育成することができ、事業者の IPv6 対応につながる等、インターネットの安定的な利用に寄与した。 なお、目標値には至らなかったが、本施策で作成した事業者の IPv6 対応に必要な「通信機器導入・設定マニュアル」を、IPv6 普及高度化推進協議会の協力のもと同協議会 HP において公開することにより、事業者の IPv6 対応を促進している。

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
トラヒックの急増によるネットワークの混雑を緩和し、社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能にする。	7	トラヒックの集中回避のためのネットワーク制御に関する実証実験の進捗度  【23年度】	ネットワーク位置情報を利用するP2P や地域ISP に設置したキャッシュを活用することにより、東京一極集中型のトラヒックを地方に分散させネットワークの混雑を緩和することの実証を実施	社会インフラであるインターネットの混雑緩和と安定的な利用を可能とするため、ネットワーク上の位置情報やキャッシュ等を活用するソフトウェア開発等に係る本実証実験の実施を目標として設定。	ネットワーク位置情報システムの仕様を策定の上、地域に限定した実証実験を実施し、今後の全国規模での実証実験に向けて課題を抽出。	平成 21 年度の結果を踏まえ、ネットワーク位置情報システムを改良の上、全国規模での実証実験を予定どおり実施。	ネットワーク位置情報システムを開発し、ネットワーク位置情報を利用した P2P 及び地域 ISP に設置したキャッシュの活用によるトラヒック削減について実証実験を実施した。ユーザがネットワーク上の距離の近い接続先を選択することによるトラヒックの効率化及びキャッシュの活用による地域 ISP のトラヒック削減効果を確認した。 実証実験の結果を踏まえ、ネットワークの混雑を緩和する技術が広く活用されるよう、現在、ネットワーク位置情報システムの構築・運用に関するガイドラインの策定に向けた検討を進めている。
情報セキュリティマネジメントの高度化による情報セキュリティの向上を実現する。	8	電気通信事業における情報セキュリティマネジメントの強化  【22年度】	中小企業の電気通信事業者が実装すべき情報セキュリティマネジメントのガイドラインの検討及びその国際標準化の提案を実施	中小企業の電気通信事業者における情報セキュリティを向上させるため、ガイドラインの検討及び国際標準化の提案の実施を目標として設定する。	—	中小企業の電気通信事業者が実装すべき情報セキュリティマネジメントのガイドラインについて検討を行い、ITU-T SG17 に標準化に資する提案を実施。	左記のとおり、中小企業の電気通信事業者が実装すべき情報セキュリティマネジメントのガイドラインの検討及びその国際標準化の提案を実施することにより、情報セキュリティの向上に寄与した。
電子署名に関する調査研究を実施することにより、認証制度の安全性・信頼性の向上を実現する。	9	電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施  【22年度】	認定基準に係る暗号技術等の動向や各国の電子署名に関する状況の調査を実施	電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施は、ネットワークを利用した社会経済活動の促進に資するため、目標として設定する。	電子署名法に係る暗号技術の移行等、継続して取り組むべき課題の整理や、暗号技術の移行に向けた技術動向調査等を実施、告示の改正等を実施。	電子署名法に係る暗号技術の移行スケジュールの検討、継続して取り組むべき課題の整理や検討、それらに必要な技術動向調査等を実施。	調査を実施した成果を踏まえ、認定基準に係る暗号方式の新たな方式への移行スケジュールを策定することにより、認証制度の安全性・信頼性の向上の実現に寄与した。
	10	電子署名法に基づく技術動向調査による技術評価レポートの公表  【23年度】	技術評価レポートの公表	認定制度の円滑な実施を図るため、電子署名法第33条に基づき実施した調査研究を反映した技術評価レポートの公表を指標として設定。	—	調査研究の実施に向けて、内容の検討等を実施。	平成 22 年度において、認定認証業務とその他の認証業務との技術安全性等を明確化するための基礎的調査を実施した。 なお、平成 23 年度は具体的ソリューション等について調査を実施する予定であり、最終的にそれらの成果を技術評価レポートとして取りまとめる。
「マルウェア配布等危害サイト回避システム」により、安全なインターネット利用環境の整備を実現する。	11	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の実証実験の実施による運用スキーム（ガイドライン）の策定  【23年度】	同システムの構築及び効果的・安定的な運用に関する運用スキーム等（ガイドライン）の策定	安全なインターネット利用環境を実現するため、「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の実証実験の実施による同システムの構築及び効果的・安定的な運用に関する運用スキーム（ガイドライン）の策定を指標として設定。	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の構成要素である各サブシステムの構築及び動作確認を実施。	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の小規模な試用版を構築し、機能検証を実施。	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の小規模な試用版の構築と機能検証作業を終了し、現在、実ユーザによる実証実験に向け、同システムの規模拡大及び実証実験のスキームを検討している。

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
情報セキュリティサポーターの育成等により、一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させる。	12	NPO 法人等の定める認定基準を満たした情報セキュリティサポーターの人数	1,000 人 【24 年度】	一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させるため、利用者の身近で情報セキュリティ対策をサポートする情報セキュリティサポーターを育成する必要があることから、目標として設定する。 なお、目標とする地域団体数から推計し、1,000 人と設定。	—	新たに 295 人の新規サポーターを育成。	平成 24 年度の目標である 1,000 人に対して、平成 22 年度は新たに 295 人の新規サポーターを育成した結果、サポーターの総数は 561 人となった(当初サポーター数 266 人)。地域で情報セキュリティ対策をサポートするサポーターを増やすことで、一般利用者の情報セキュリティの水準の向上に寄与したものと評価できる。引き続き、サポーターの育成の支援に努めていく。
	13	NPO 法人等の定める認定基準を満たした情報セキュリティサポーターの取りまとめ団体の数	50 団体 【24 年度】	一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させるため、情報セキュリティサポーターを取りまとめる地域 NPO 法人等の活動を促進する必要があることから、目標として設定する。サポーターの全国展開のため、地域団体は全国に点在する必要があるため、50 団体と設定。	—	新たに 7 団体が地域団体として活動に参加。	平成 24 年度の目標である 50 団体に対して、平成 22 年度は新たに 7 団体が地域団体として参加した結果、計 27 団体が活動を行った(当初団体数 20 団体)。地域団体が増えることでサポーターの全国展開が進み、一般利用者の情報セキュリティの水準の向上に寄与したものと評価できる。引き続き、地域団体の確保に努めていく。
特定無線設備等に係る市場調査や相互承認協定(MRA)研修会等による基準認証制度の適正・健全な運用を確保する。	14	基準認証制度の円滑な実施	我が国の基準に適合しない特定無線設備等に係る市場調査の実施 【22 年度】	我が国の基準に適合しない特定無線設備等の流通を抑制し、市場の規律を維持するため、新たに出荷された特定無線設備等の市場調査の実施を指標として設定。	79 台の機器を選定し市場調査を実施。	80 台の機器を選定し市場調査を実施。	平成 21 年度までの特定無線設備等の市場調査の結果及びこれまで実施した登録証明機関への立入検査の結果を踏まえて、認証を受け市場に流通している 80 台の特定無線設備等を選定し調査を行い、技術基準への適合性を確認した。これまでの市場調査の結果を踏まえて無線設備等を選定し、今後も継続的に市場調査を行っていく予定である。
	15	各国基準認証制度の動向調査及び MRA 国際研修会の実施	【22 年度】	MRA の円滑な実施を確保するため、欧州等各国の基準認証制度の動向調査の実施を目標として設定するとともに、国際的に信頼される認証機関の育成のため、MRA 国際研修会の実施を指標として設定。	・ 10 の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 ・ MRA 国際研修会を開催。	・ 6 の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 ・ MRA 国際研修会については、東日本大震災の発生により開催を中止。	各国基準認証制度の動向調査については、6 の国・地域の基準認証制度の最新動向等の調査を行った。調査国の一つであるインドについては日印 CEPA に規定された期間内を目標として、新規 MRA 締結適否の検討等に活用する予定である。 また、国内制度のアップデートに関して MRA 国際研修会に向けた資料作成・英訳を行っており、次年度の MRA 国際研修会での情報提供に活用予定である。 以上のように、特定無線設備等の市場調査や各国基準認証制度の動向調査等により、基準認証制度の適正・健全な運用の確保に寄与した。

※1 3、4及び11の指標等は、平成23年度目標設定時において、平成22年度目標設定表の内容をベースに修正を行っていることを踏まえ、修正後の指標等を本評価書において活用している。

※2 10の指標等は平成22年度目標設定表には記載されていないが、平成23年度目標設定表で新たに設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

達成手段		22 年度 予算額	23 年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	電気通信事業における公正競争ルールの整備に資する調査研究の実施	93 百万円	122 百万円	1、2、3	IP 化・ブロードバンド化・モバイル化・ユビキタス化を背景とした電気通信市場の競争状況の変化を正確に把握するための調査研究を行うとともに、一層の競争促進及び利用者利益の確保に必要な料金政策、番号政策に関する調査研究を実施する。なお、東日本大震災の影響により、平成 22 年度予算の一部を平成 23 年度予算へ繰越している。
2	電気通信分野の消費者行政の推進	218 百万円	667 百万円	4、5	インターネット上の違法・有害情報問題に関する専門家の不足等により、対応の判断が困難なことが多い中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等を促進するため、電話及びメールによる相談を受け付けるとともに、啓発・研修業務を実施する。また、迷惑メール対策については、迷惑メールの最新の実態等の把握・分析や受信者である国民への対応を強化するため、情報収集・分析のためのシステム開発を実施する。
3	インターネットの高度化	472 百万円	35 百万円	6、7	社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能とするため、ネットワーク位置情報を利用した P2P 及び地域 ISP に設置したキャッシュの活用によるトラヒックの経路制御に関する実証実験を実施し、トラヒックの効率化を確認した。これらによりインターネットトラヒックの急増に起因するネットワークの混雑を緩和するための環境整備を実施した。 また、IPv6 利用促進を図るため、複雑かつ大規模なインターネットを IPv6 で構築し、運用できるエンジニアの育成を目的とした IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッドを全国 2 箇所に構築した。その上で、IPv6 対応するための手順についてのシナリオを作成し、検証を繰り返した後、事業者が IPv6 対応を実施するために必要となる「通信機器導入・設定マニュアル」を作成する。
4	情報セキュリティの強化	359 百万円	302 百万円	8、9、10、 11、12、13	平成 22 年度から利用者の身近で情報セキュリティ対策をサポートする情報セキュリティサポータを育成する事業を行い、一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させる一方、「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づく認定制度の円滑な実施・運用に資する調査研究や普及啓発活動を通して電子署名を利用できる環境を整備し、ネットワークを利用した社会経済活動を促進する。
5	基準認証制度の推進	22 百万円	22 百万円	14、15	「電波法」、「電気通信事業法」又は「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（MRA 法）」に基づき、技術基準への適合性の認証等を受けた無線通信機器等について、事後的に技術基準への適合性を確認することにより、無線通信機器等に係る基準認証制度を適正・健全に維持するとともに、各国の基準認証制度の調査及び研修会を実施し、MRA の的確な実施を確保する。

**政策全体の総括的な評価**

公正競争ルールの整備、電気通信分野の消費者行政の推進、インターネットの高度化、情報セキュリティの強化、基準認証制度の推進について、以下のとおり着実に成果を上げていることから、引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。

公正競争ルールの整備については、「競争評価」や電気通信サービスに係る内外格差の状況の公表、料金算定等及び電気通信番号利用等に係る必要な省令等の改正を実施している。

電気通信分野の消費者行政の推進に当たっては、迷惑メール対策について、前年度以上の件数の行政指導や行政処分などを実施し、より一層の法の実効性を強化するとともに、国際連携について一層の強化を図っている。また、違法・有害情報対策については、中小プロバイダ等からの相談業務を着実に実施している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組が行われていると認められる。

インターネットの高度化に当たっては、IPv6 対応について、実証実験を実施し、IPv6 で構築・運用できる人材育成を図っている。

情報セキュリティの強化については、認定認証業務に係る電子証明書の枚数は順調に増加し、安心・安全な電子商取引環境の整備に貢献している。また、平成 21 年度から危害サイトを通じてマルウェア感染対策に関する実証実験を開始し、技術の有効性を確認することで、新たな情報セキュリティ脅威への取組は着実に進展している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組が行われていると認められる。

基準認証制度の推進については、我が国の基準に適合しない特定無線設備等に係る市場調査や各国基準認証制度の動向調査を着実に実施することにより、基準認証制度の適正・健全な運用の確保を図っている。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	i-Japan 戦略 2015	平成 21 年 7 月 6 日	日本中のあらゆる場所から、光ファイバ並(100Mbps 超クラス)の速さで快適かつ簡単につながる、移動系の高品質で高信頼性を有する超高速ブロードバンド基盤の構築を推進する。 個人、家庭、図書館、学校、病院、行政機関、民間団体等のあらゆる人・モノが多様なネットワークでつながる環境を整備し、電子政府・電子自治体分野、医療・健康分野、教育・人財分野等におけるニーズに十分対応できる速度、品質、信頼性を有するブロードバンド基盤の整備に向けた取組を推進する。あわせて IPv4 アドレス在庫の枯渇に備え、行政機関での率先的な対応をはじめとしたインターネットの IPv6 対応を加速化する。 情報セキュリティが確立された安全・安心な機器やネットワーク等の実現及びそれらの利用環境の整備、情報セキュリティガバナンスの確立や個人の情報セキュリティ水準向上に向けた取組の推進、重要インフラ等における IT 障害対策充実の促進、人財交流を含めた情報セキュリティ分野の事業者間・国際間の連携等、政府の定める情報セキュリティ基本計画に基づいた施策を着実に実施する。
新成長戦略	平成 22 年 6 月 18 日	個人情報保護、セキュリティ強化などの対策を進めて国民の安心を確保しつつ、情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上、情報通信技術に係る分野の生産性の伸び三倍增、生産コストの低減による国際競争力の強化、新産業の創出に結びつける。	

学識経験を有する者の知見の活用	情報通信審議会等において、公正競争環境の実現に寄与するために学識経験者からなる構成員の方々に国内外の電気通信市場の動向等について御議論いただき、省令改正等を行った。また、その結果を踏まえ、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「電気通信事業分野における競争状況の評価 2009」の公表（平成 22 年 9 月 17 日 総務省）（ <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000006.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000006.html</a> ） ○ ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方（平成 22 年 12 月 14 日 情報通信審議会答申）（ <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_01000019.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_01000019.html</a> ）

平成 23 年度 主要な政策に係る評価書

分野	情報通信（ICT 政策）		政策の予算額・執行額（百万円）			評価実施時期	平成 23 年 9 月
政策名	政策 14：電波利用料財源電波監視等の実施			22 年度	23 年度	担当部局	総合通信基盤局 電波部 電波政策課電波利用料企画室
基本目標	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。		予算額	70,883 百万円	71,825 百万円		
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第 103 条の 2 第 4 項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。 また、電波利用料については、少なくとも 3 年毎に見直しを実施しており、有識者を交えた公開による検討会の開催や、パブリックコメントの募集などオープンなプロセスを経て電波利用共益事務の効率性、有効性等について検討している。		執行額	68,274 百万円		作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 荻原 直彦
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
	目標(値) 【目標年度】			21 年度実績	22 年度実績		
電波監視業務の実施により、電波利用の適正化及び良好な電波利用環境の維持を図る。	1	重要無線通信妨害への措置率 100% 【23 年度】	重要無線通信妨害への措置数自体は、実際の混信・妨害の状況等により変動するものであるが、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向けた行政活動実績を示す指標として活用。	申告数：513 件 措置数：454 件 (措置率：88%)	申告数：689 件 措置数：689 件 (措置率：100%)	重要無線通信妨害に迅速に対応するため、平成 22 年 4 月から、重要無線通信妨害に関する申告の 24 時間受付体制を整備するとともに、休日・夜間の移動監視体制を強化することにより、重要無線通信妨害の迅速な排除に取り組んだ。 また、平成 21 年度から平成 22 年度の申告件数は 513 件から 689 件に増加し、その措置についても、平成 21 年度は 454 件であったのが、平成 22 年度は 689 件と、全ての申告に対応することができた。 以上のように、電波利用の適正化及び良好な電波利用環境の維持に寄与した。	
電波が人体等に与える影響を科学的に検証することにより、安心して電波を利用できる環境を整備する。	2	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合 80% 【23 年度】	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	100% (研究件数：14 件)	100% (研究件数：6 件)	電波が人体等に与える影響を科学的に検証するため、疫学調査、動物実験、細胞実験、評価技術の開発等を行った。 研究成果に対する外部専門家による評価結果は、約 97%の研究において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定されていることから、安心して安全に電波を利用できる環境の整備に寄与した。	
電波の能率的かつ安全な利用の確保に関する説明会等を実施することにより、リテラシーの向上を図る。	3	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会・周知啓発活動の開催回数 電波の安全性に関する説明会を各地方局で 1 回以上かつ全国で 16 回以上開催 【23 年度】	説明会・周知啓発活動の開催回数を、周波数使用等に関するリテラシー向上に向けた行政活動実績を示す指標として活用。	・電波の安全性に関する説明会を日本全国で 25 回開催。 ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動を日本全国で 112 回の実施。	・電波の安全性に関する説明会を日本全国で 22 回開催。 ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動を日本全国で 95 回の実施。	電波の安全性に対する国民の理解を増進するため、全国で説明会を 2 年間で 47 回開催することができ、電波に対する正しい知識の普及啓発に努めた。 また、民間ボランティア（電波適正利用推進員）により、電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動（電波教室）を平成 21 年度は 112 回、平成 22 年度は 95 回と、合計 207 回行った。 さらに、電波利用に関する相談・助言や街頭などにおける周知啓発リーフレットの配布などのボランティア活動と合わせて平成 21 年度に 2,641 件、平成 22 年度に 892 件の活動を行い、延べ 112 千人に対して周知啓発活動を行った。 以上のように、説明会等の実施により、リテラシー向上に寄与した。	

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
無線局監理事務の迅速化・効率化により、電波の利用者への行政サービスの向上を図る。	4	・総合無線局監理システムで監理する無線局数とシステム稼働率(計画停止を除く) ・電子申請率(無線局免許申請及び無線局再免許申請の合計値)	・無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保(システム稼働率) ・60%(電子申請率) 【23年度】	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、事務の効率化と利用者の利便性向上に資する電子申請の申請率を併せて指標として設定。	・無線局数:117百万局(前年度比4.1%増) ・システム稼働率:99.9% ・電子申請率:53.8%	・無線局数:121百万局(前年度比3.8%増) ・システム稼働率:99.9% ・電子申請率:61.6% ※上記数値は平成22年度末の速報値	無線局数が増加する中、システムの運用については99.9%と高いシステム稼働率を維持できている、これにより平成20年度から平成22年度までの3カ年間で延べ100万件を超える申請に対して円滑な処理を実現した。 また、各種イベント時における利用者へのきめ細かいPR等により、電子申請率については平成22年度末時点で平成23年度目標値(60%)を1年早く達成した。 以上のように、事務効率化と利用者の利便性向上に寄与した。
周波数の効率利用技術等の開発による電波資源の拡大により、新たな周波数需要に対応する。	5	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究開発成果があったと判定された課題の割合	80% 【23年度】	研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	100% (終了案件:13件)	100% (終了案件:9件)	外部専門家による評価の結果、平成21・22年度の全ての終了案件について、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定されており、施策目標の達成に向けて着実な成果が上がっている。
周波数の逼迫により生じる混信・輻輳の解消又は軽減することにより、電波の有効利用を促進する。	6	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80% 【23年度】	技術試験事務の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	100% (終了案件:11件)	100% (終了案件:7件)	外部専門家による評価の結果、平成21・22年度の全ての終了案件について、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定されており、施策目標の達成に向けて着実な成果が上がっている。
条件不利地域等における電波の有効利用を促進することにより、電波の適正な利用を確保する。	7	携帯電話等エリア整備事業により実施された補助件数	172件 【23年度】	条件不利地域における電波の有効利用の促進という施策目標の達成度を定量的に示す一つの指標として、携帯電話等のエリア化される補助件数を指標として設定。	1,008件	193件	平成22年度において、携帯電話等エリア整備事業によりエリア化を実施するため、193件の補助金の交付決定を行ったことにより、携帯電話の不感地域がより縮小したことから、電波の適正利用の確保に寄与した。
	8	地上デジタル放送への完全移行 (地上アナログ放送終了)	(岩手県、宮城県及び福島県を除く都道府県) 平成23年7月24日 【23年度】  (上記3県) 平成24年3月31日 【23年度】	地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送終了)は、地上テレビ放送で使用する周波数を約2/3に節減するために不可欠なプロセスであり、施策目標の達成度を直接示す指標として設定。	地上デジタル放送への完全移行に向けた事業等を実施。	地上デジタル放送への完全移行に向けた事業等を実施。	平成23年7月24日の地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送終了)に向けて、国民に円滑にデジタル放送に移行していただく観点から、受信相談体制等の抜本的強化、受信機器購入の支援等、送受信環境の整備等の支援を実施した。 なお、地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率が平成22年12月現在94.9%になるなど、国民のデジタル化対応は順調に進捗し、予定どおり地上デジタル放送への完全移行を達成した(東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県においては、平成24年3月31日に地上デジタル放送へ完全移行する予定である。)ことから、電波の有効利用の促進に寄与した。

※ 平成22年度目標設定表においては目標(値)等を設定していないため、平成23年度目標設定表を参考に評価を実施している。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	電波監視業務の実施	5,541 百万円	5,528 百万円	1	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設の整備・不法無線局の取締りを実施する。 重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知啓発活動を実施する。
2	電波の安全性に関する調査の実施及び評価技術	913 百万円	843 百万円	2	世界保健機関（WHO）は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的なプロジェクトを1996年（平成8年）に発足させ検討を進めており、2013年（平成25年）頃に取りまとめ予定である。 本件は、このような国際的な状況を踏まえ、我が国国民の安心安全のため、（1）WHO 優先的研究課題を踏まえた生物学的影響に関する研究（生体電磁環境研究）の実施、（2）生体電磁環境研究の実施に必要な電波ばく露装置及び人体を模擬した解析モデルの開発等の実施、（3）ペースメーカーへの影響を防止するための調査を実施する。
3	周波数使用等に関するリテラシーの向上	242 百万円	201 百万円	3	電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 民間ボランティアに地域社会に密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から電波の公平かつ能率的な利用を確保する。
4	総合無線局監理システムの構築と運用	5,957 百万円	5,791 百万円	4	平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監理システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等（年間約30～60万件）を迅速かつ効率的に実施する。 無線局免許人等に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供する。
5	電波資源拡大のための研究開発	7,243 百万円	7,362 百万円	5	周波数の逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するため、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術について研究開発を行う。
6	周波数逼迫対策技術試験事務	3,293 百万円	3,819 百万円	6	周波数の逼迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準（電波の質、通信品質、制御方式等）を策定する。
7	無線システム普及支援事業・遮へい	42,138 百万円	43,056 百万円	7、8	地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局建設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に当該基地局建設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助する。 地上デジタル放送への完全移行に向けて、国民が円滑に地上デジタル放送に移行することができるよう、デジタル放送受信に関する相談体制の強化、受信機器の購入支援、電波が届かない過疎・離島地域などでの支援、電波が届かない場合の共同アンテナ等に対する支援等を実施する。
政策全体の 総括的な評価		<p>電波利用の拡大に伴い、無線局数の増加や新たな無線システムの導入等により周波数が逼迫している中、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている</li> <li>・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている</li> <li>・電波の安全基準に関する課題の優先順位付けをしつつ、研究等を着実に実施している</li> <li>・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を着実にやっている</li> <li>・無線局が増加し続けている中、総合無線局監理システムは着実に運用されているほか、電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している</li> <li>・新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している</li> <li>・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している</li> <li>・電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している</li> </ul> <p>ことから、電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務は確実に実施されており、本政策は効果をあげているものと認められる。 引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。</p>			

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
学識経験を有する者の知見の活用	-	-	-
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>総務副大臣が主宰した電波利用料制度に関する専門調査会(平成22年4月19日～7月30日開催)において、(1)既存用途の歳出の効率化、(2)電波の有効利用の一層の促進、(3)電波利用料への電波の経済的価値の一層の反映という方向性について御意見いただき、本評価書の作成に当たって参考とした。</p> <p>「電波利用料制度に関する専門調査会」構成員(五十音順、敬称略)</p> <p>北 俊一 株式会社野村総合研究所上席コンサルタント  高畑 文雄 早稲田大学理工学術院教授  土居 範久 中央大学研究開発機構教授  土井 美和子 株式会社東芝研究開発センター主席技監  林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科准教授  三友 仁志 早稲田大学国際学術院アジア太平洋研究科教授</p>		

- 電波利用料制度に関する専門調査会 ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/denpa\\_riyouryou/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_riyouryou/index.html))
- 「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」の公表及び意見募集の結果 ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban11\\_01000002.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban11_01000002.html))

平成 23 年度 主要な政策に係る評価書

分野	情報通信 (ICT 政策)		政策の予算額・執行額 (百万円)			評価実施時期	平成 23 年 9 月
政策名	政策 15 : ICT 分野における国際戦略の推進			22 年度	23 年度	担当部局	情報通信国際戦略局 国際政策課 他 4 課室
基本目標	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。		予算額	3,956 百万円	2,880 百万円		
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた我が国 ICT に関する情報発信等を実施することにより、国際的な互惠関係の構築及び我が国 ICT 企業の海外展開の支援を行う。		執行額	3,775 百万円		作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 仲矢 徹
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
	目標(値) 【目標年度】	21 年度実績		22 年度実績			
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。	1	二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況  APEC (アジア太平洋経済協力) 電気通信・情報産業大臣会合及び ITU (国際電気通信連合) 全権委員会議などの国際会議への参画及び意見交換の実施 (7 回程度)  【22 年度】	国際会議への参画及び意見交換における協議・交渉を通じて国際的な課題解決のための協調及び貢献が行われるため、指標として設定。	総務大臣と地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) 採用国の閣僚等との間での ISDB-T 導入及び普及に向けての協働を確認したりマ宣言を採択した第 1 回 ISDB-T インターナショナルフォーラム等、計 10 回実施。	APEC 域内の 21 エコノミーから総務大臣を含む電気通信・情報産業担当大臣等が参加し、2020 年までの高速ブロードバンド網の整備や教育・医療等の利活用の促進、クラウドコンピューティングの安心・安全な利用の促進等を柱とする「沖縄宣言」を採択した APEC 第 8 回電気通信・情報産業大臣会合等、計 26 回実施。	総務大臣がベトナム情報通信大臣と会談し、両国間での ICT 分野における協力の促進に関する合意文書へ署名した他、総務大臣と経済産業副大臣が共同議長として APEC 第 8 回電気通信・情報産業大臣会合を沖縄県で開催し、ICT 分野の連携強化を目的とした「沖縄宣言」を採択する等、二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換等を実施した。  以上のように、国際的な課題を解決するための協調及び貢献を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献した。	
	2	国際機関等への貢献  国際電気通信連合 (ITU)、アジア・太平洋電気通信共同体 (APT)、経済協力開発機構 (OECD) 等への分担金及び拠出金の支出  【22 年度】	国際機関等において我が国のプレゼンスを向上させることにより、国際的発言力の強化、及び各種議論におけるイニシアティブ獲得といった、我が国の国際競争力強化につながる。  国際機関への拠出金支出等を行うことは、国際機関等の各種活動への貢献といった形で上記目的を達成しうるため、指標として設定した。	—  (22 年度から設定した指標)	ITU 分担金 839,520 千円支出 ITU 拠出金 41,312 千円支出 APT 分担金 34,385 千円支出 APT 拠出金 180,876 千円支出 OECD 拠出金 25,968 千円支出 ASEAN 拠出金 9,400 千円支出	左記の分担金及び拠出金を支出し、国際機関等の活動に貢献した。国際的な課題を解決するための協調及び推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献した。	
	3	ICT 分野に関する途上国との協力関係構築状況  7 カ国以上  【22 年度】	ICT 分野における諸外国との協力関係の構築により、国際的なデジタルディバイド解消等の課題解決につながるため、指標として設定。	ラオス、中国及びインドネシア等、計 21 カ国と協力関係を構築。	中国、ベトナム、アルゼンチン、エクアドル等、計 27 カ国と協力関係を構築。	中国、ベトナム、アルゼンチン、エクアドル等の政府要人と総務大臣等が会談を実施した。国際的なデジタルディバイド解消等の課題解決につながる ICT 分野に関する途上国との協力関係を構築し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献した。	

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。	4	ICT分野に関する人材育成セミナー等の受講者数	200人以上 【22年度】	ICT分野の人材育成セミナー等は、同分野の人材育成等を通じ国際的なデジタルディバイド解消等の課題解決につながるため、指標として設定。	296人	242人	ICT分野に関する様々な人材育成セミナー等を開催し、国際的な課題を解決するための協調及び貢献を推進、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献した。
ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。	5	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施状況	・6回程度(セミナー等) ・3回程度(派遣等) 【22年度】	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施は、我が国のICT分野における国際展開支援に資するため、指標として設定。	6回(セミナー等) 2回(派遣等)	7回(セミナー等) 5回(派遣等)	タイ、ブラジル、インドネシア、ロシア等においてセミナー・シンポジウムを実施するとともに、アルゼンチン、ベトナム等へミッション団を派遣することにより、我が国のICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献した。
	6	ICT先進事業国際展開プロジェクトの実施状況	広く提案募集を行い、外部の有識者等の意見も踏まえテーマを決定し、実証実験等を実施 【22年度】	ICT産業の国際競争力強化やICTによる成長力強化を図るため、ICT先進事業国際展開プロジェクトの実証実験等の実施状況により本施策の進行管理をするものである。	ユビキタス・アライアンス・プロジェクトを15件実施する等、実証実験を行ったほか、海外要人招聘・関連調査等の海外普及支援活動を実施。	ユビキタス・アライアンス・プロジェクトを12件実施する等、実証実験を行ったほか、海外要人招聘・関連調査等の海外普及支援活動を実施。	ユビキタス・アライアンス・プロジェクトの実施等により、ICT産業の国際競争力強化やICTによる成長力強化が図られ、平成22年度中に、パラグアイ等において地上デジタル放送日本方式が採用される等、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献した。

※ 1、3、4及び5の指標の設定についての考え方(以下「考え方」)は、平成23年度目標設定時において、平成22年度目標設定表の内容をベースに修正を行っていることを踏まえ、修正後の考え方を本評価書において活用している。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進	1,400 百万円	1,346 百万円	1、2、3、4	二国間の政策協議及び国際機関等の多国間の枠組みによる会議への参画・意見交換の実施、国際機関等への貢献、途上国との協力関係の構築及び人材育成セミナーの実施等により、国際的な課題を解決するための二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。
2	ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進	2,556 百万円	1,534 百万円	5、6	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣及び ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施等により、ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。

政策全体の総括的な評価

上記の分析を踏まえると、二国間及び多国間協議等への積極的な参画を行うことにより、ICT 先進国である米国や韓国等をはじめとした各国との間で ICT 分野における連携を強化するとともに、成長著しいインド、中国、南米諸国、ASEAN 諸国等の ICT 分野に関する途上国と協力を推進する枠組みへの合意等により協力関係を構築し、さらに、国際的なデジタルディバイドの解消に資する ICT 分野に関する人材育成セミナー等の開催や国際機関等への貢献等を着実に実施していることから、国際的な課題を解決するための協調及び貢献を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献しているものと評価できる。これらの取組については、今後も引き続き積極的な参画を行い、国際的な課題解決のための協調及び貢献に取り組んでいく必要があるが、その実施に当たっては、我が国の成長分野である ICT 産業の海外展開が喫緊の課題となっていることも踏まえ、戦略的に取り組む必要がある。

また、海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施及び ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施を戦略的に取り進めること等により、我が国 ICT 産業の海外展開支援を効率的に推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献しているものと評価できる。地上デジタル放送方式の海外展開等における重点的な取組など、成果が上がっているところ、引き続き更なる成果を上げるため、今後も ICT 海外展開の推進等の複数の施策を総合的に着実に展開していく必要がある。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分 (抜粋)
	新成長戦略	平成 22 年 6 月 18 日	第 3 章 強みを活かす成長分野 (3) アジア経済戦略 成長を支えるプラットフォーム (5) 科学・技術・情報通信立国戦略
	新たな情報通信技術戦略	平成 22 年 5 月 11 日	Ⅱ. 3つの柱と目標 3. 新市場の創出と国際展開
	新たな情報通信技術戦略 工程表	平成 22 年 6 月 22 日 (平成 23 年 8 月 3 日改訂)	3. 新市場の創出と国際展開 (1) 環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現研究開発等の推進 (5) オールジャパンの体制整備による国際標準の獲得・展開及び輸出・投資の促進

学識経験を有する者の知見の活用

○ICT 先進事業国際展開プロジェクト評価会(平成 22 年 8 月、平成 23 年 6 月)  
平成 22 年度の ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施テーマ決定(平成 22 年 8 月)、また、平成 22 年度の ICT 先進事業国際展開プロジェクトの成果(平成 23 年 6 月)について評価会を開催し、その中で、「ICT の国際展開については政府の役割も大きく、今後も国が関与の上推進すべきである」等の御意見を頂いた。

○グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース(国際競争力強化検討部会)(平成 22 年 12 月)  
国際競争力強化に向けた議論が平成 21 年 10 月から開始され、平成 22 年 12 月に最終報告書を取りまとめ。最終報告書においては、ICT は今後の経済成長を支える戦略的産業であり、グローバル市場の中で我が国 ICT 産業の国際競争力の強化を図ることが必要であるなど、国際競争力強化の重要性等について提言された。

○ICT グローバル展開の在り方に関する懇談会(平成 23 年 1 月～)  
日本の優れた ICT をグローバル展開するための具体的な施策展開を検討するため、ICT グローバル展開に向けた国の役割、グローバル展開可能な ICT プロジェクトの案件形成の在り方等について議論。平成 23 年 5 月に中間整理を取りまとめ。中間整理においては、外需に牽引されている日本経済を復興させるためには、経済成長・市場拡大が続くアジアを始めとする新興市場の成長力を取り込んだグローバル展開が必要であること、政府間における意見交換等が必要であること等が提言された。  
上記提言等を評価書記載の参考とした。

政策評価を行う過程  
において使用した  
資料その他の情報

- 日印 ICT 成長戦略委員会(平成 22 年 3 月 5 日～) ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/nichiin\\_ict/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/nichiin_ict/index.html))
- 日 ASEAN 官民協議会(平成 22 年 4 月 13 日～) ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/nichiasean/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/nichiasean/index.html))
- 新たな情報通信技術戦略(平成 22 年 5 月 11 日) (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf>)
- スマートクラウド研究会報告書(平成 22 年 5 月 17 日) ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02ryutsu02\\_000034.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu02_000034.html))
- 新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日) (<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>)
- 新たな情報通信技術戦略 工程表(平成 22 年 6 月 22 日) (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100622.pdf>)
- 「ICT 先進事業国際展開プロジェクト」の実施テーマの決定(平成 22 年 10 月 8 日) ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01tsushin01\\_01000002.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_01000002.html))
- グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース 国際競争力強化検討部会 最終報告書(平成 22 年 12 月 14 日) ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000094718.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000094718.pdf))
- 情報通信審議会 情報通信政策部会(第 36 回)(平成 23 年 2 月 10 日) [諮問:「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」について]  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/joho\\_bukai/41396\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/joho_bukai/41396_2.html))
- ICT グローバル展開の在り方に関する懇談会 中間整理(平成 23 年 5 月 24 日) ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000115576.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000115576.pdf))

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	郵政行政		政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施時期	平成23年9月
	政策名	政策16：郵政行政の推進	22年度	23年度		
基本目標	郵政改革を円滑に推進することにより、現在の郵政民営化が有している諸問題を解決し、国民の権利として郵政事業に係る基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により利用できることを確保するほか、国際分野においては、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進することにより、利用者利便の向上を図る。		予算額	413百万円	413百万円	担当部局 情報流通行政局 郵政行政部 企画課 他6課室
政策の概要	郵政改革を円滑に推進するために必要な制度整備を図るとともに、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督業務（命令、報告等）を行う。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。 さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合（UPU）等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU 大会議（4年に1度開催）、アジア＝太平洋郵便連合（APPU）大会議（4年に1度開催）においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどして、相互の理解を深める。		執行額	339百万円		作成責任者名 情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 菊池 昌克
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方（施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況
	目標(値)【目標年度】			21年度実績	22年度実績	
「郵政改革の基本方針」を踏まえ、郵政改革法案を成立させ、その後、政省令の制定など、郵政改革に必要な制度整備を確実に行うほか、日本郵政グループの健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図る。	1	郵政改革に必要な制度整備の確実な実施	郵政改革法案成立後、政省令の制定など、郵政改革に必要な制度整備を確実に行うことにより、利用者利便の向上に資するもの。	内閣官房郵政改革推進室等の関係組織とともに、郵政改革関連法案の作成に向けた検討・意見収集を実施。	平成22年4月30日に閣議決定し第174国会に提出された郵政改革関連法案は、参議院において審議未了・廃案となり、その後、同様の内容の郵政改革関連法案を平成22年10月8日に改めて閣議決定し第176回国会に提出、第177回国会（常会）において継続審議中。	政省令等の制度整備については、郵政改革関連法案の国会における審議状況等を踏まえつつ、検討を進めている。
	2	日本郵政グループの健全な業務運営等	サービス水準の維持【23年度】	郵政事業の確実かつ適正な実施が確保されているかという観点から、健全な業務運営等を指標として設定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局数                             <ul style="list-style-type: none"> <li>直営局 20,236局</li> <li>簡易局 4,295局（一時閉鎖局を含む）</li> </ul> </li> <li>送達日数(21年度通期)達成率(全国平均) 98.5%(前期比+0.2%)</li> <li>金融サービスを提供している局数 20,683局（一時閉鎖局を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局数                             <ul style="list-style-type: none"> <li>直営局 20,233局</li> <li>簡易局 4,296局（一時閉鎖局を含む）</li> </ul> </li> <li>送達日数(22年度通期)達成率(全国平均) 98.5%(前期比±0%)</li> <li>金融サービスを提供している局数 20,635局（一時閉鎖局を含む）</li> </ul>

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況
	目標(値) 【目標年度】			21年度実績	22年度実績	
「郵政改革の基本方針」を踏まえ、郵政改革法案を成立させ、その後、政省令の制定など、郵政改革に必要な制度整備を確実にを行うほか、日本郵政グループの健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図る。	3	信書便事業への新規参入 信書便事業者数の増 【23年度】	民間参入の状況が進展することにより、利用者の選択の機会の拡大が図られ、利用者利便の向上に資するもの。	特定信書便事業者数 317者	特定信書便事業者数 346者	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られるなど、利用者利便の向上に寄与した。
	4	UPU 活動への人的貢献 (職員の派遣数) 前年度実績値の維持 【23年度】		UPU において我が国の施策を反映させる観点から、人的・財政的貢献を指標として設定。	1名	
万国郵便連合 (UPU) における環境対策の強化や条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図る。	5	UPU 活動への財政的貢献 (分担金) 前年度実績値の維持 【23年度】			189百万円 (2,146千スイスフラン)	187百万円 (2,124千スイスフラン)

※ 平成 22 年度目標設定表においては目標 (値) 等を設定していないため、平成 23 年度目標設定表を参考に評価を実施している。

達成手段		22 年度 予算額	23 年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	郵政改革の円滑な推進による国民生活の確保・地域社会の活性化等	131 百万円	136 百万円	1、2、3	日本郵政グループ等及び信書便事業者に対し、関係法令等の規定に基づき必要な監督及び検査等を行い、健全な業務運営及び事業展開の確保を求める。 また、郵政改革後を見据え、郵政事業の担う公益性と地域への貢献、郵便・信書便事業分野の健全な競争環境の整備、その他、郵便事業における利用者利便の向上等についての調査・分析を行い、当該調査・分析の結果を踏まえ、郵政改革に必要な制度整備の検討を進める。
2	国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進	282 百万円	277 百万円	4、5	UPU の各種会議において加盟国と国際郵便・送金に関する意見交換等を行い、意見交換等を通じた、加盟国との環境対策の強化や制度改正についてのコンセンサス形成が、利用者利便の向上に寄与する。

政策全体の総括的な評価

「郵政改革の基本方針」に基づき平成 22 年 4 月 30 日に閣議決定され第 174 回国会（常会）に提出された郵政改革関連法案は参議院において審議未了・廃案となったものの、同様の内容の郵政改革関連法案を平成 22 年 10 月 8 日に改めて閣議決定し、第 176 回国会（臨時会）に提出、第 177 回国会（常会）に継続審議となった。その後、郵政改革法案の審議に向けて、平成 23 年 4 月 12 日に衆議院に郵政改革に関する特別委員会が設置されたところである。今後は、郵政民営化における問題点の解消等を目的とする郵政改革を着実に推進するため、郵政改革関連法案の国会における審議状況等を踏まえつつ、郵政行政を適切に推進していくことが求められる。

また、国際郵便等の分野においては、UPU における議論に積極的に参画し制度改正を図ることで利用者利便の向上に寄与した。

さらに、信書便事業分野においては、制度整備や周知・広報活動等によって新規事業者の参入が促され、利用者の選択の機会が拡大している。

このように、基本目標の達成に向け、着実に前進しているものと認められる。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	郵政改革の基本方針（閣議決定）	平成 21 年 10 月 20 日	郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）については、国民生活の確保及び地域社会の活性化等のため、日本郵政グループ各社等のサービスと経営の実態を精査するほか、以下によるものとして検討を進め、その具体的な内容をまとめた「郵政改革法案」（仮称）を次期通常国会に提出し、その確実な成立を図るものとする。 (以下略)
	第 177 回国会（常会）における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成 23 年 2 月 17 日 (参議院総務委員会) 平成 23 年 3 月 10 日	郵政改革については、日本郵政グループを取り巻く経営環境が日に日に厳しさを増している状況にあることも踏まえ、継続審議となっております郵政改革法案のできる限り早い成立をお願いいたします。
	第 177 回国会（常会）における自見郵政改革担当大臣所信表明	(参議院総務委員会) 平成 23 年 3 月 10 日	郵政改革関連法案は、郵政民営化によって生じた、様々な問題を克服し、郵政事業のサービスが、利用者の立場に立って郵便局で一体的に提供されるようにするとともに、あまねく全国で公平に利用できることを確保するための法案です。 昨年夏に訪れた米国と中国に引き続き、本年 1 月にフランスを訪れ、郵政事業関係者と意見交換してまいりましたが、郵便局を通じた郵便・貯金・保険の三事業一体でのサービス提供の保証は、国民・利用者のため重要な政策であると改めて実感できたところであり、我が国の郵政改革を一刻も早く実現させたいという思いを改めて強くしているところです。 こうしている間にも、郵政事業を取り巻く環境は、日に日に厳しさを増しています。 郵便物数は、この八年間で五十億通以上減少し、年間約二百億通にまで落ち込んでいます。 郵便貯金の残高は、この十年間で約八十五兆円減少し、百七十兆円余り、簡易保険の契約数は、この十三年間で約四千万件減少し、約四千五百万件です。 このままでは、郵政事業の経営基盤が一層脆弱となり、ひいては国民利益を損ねることとなることも懸念されます。 国民利用者の視点に立った郵政改革の実現に向け、一刻も早い法案の成立をお願い申し上げます。 (以下略)

学識経験を有する者の知見の活用	平成 23 年 9 月、立教大学法学部原田久教授から、一部の指標について適切ではない旨の御意見を頂いたため、必要に応じて修正等を行うなど次年度以降の目標設定表の作成において活用することとした。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○郵政改革 ( <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/youseikaikaku/index.html">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/youseikaikaku/index.html</a> ) ○第 176 国会提出の郵政改革関連法案の審議状況 ( <a href="http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DAA97E.htm">http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DAA97E.htm</a> )、( <a href="http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DAA982.htm">http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DAA982.htm</a> )、( <a href="http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DAA996.htm">http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DAA996.htm</a> ) ○日本郵政株式会社等の平成 22 事業年度事業計画の認可等 ( <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu13_000020.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu13_000020.html</a> ) ○信書便事業者一覧 ( <a href="http://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html">http://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html</a> )

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	国民生活と安心・安全			政策の予算額・執行額（百万円）			評価実施 （予定）時期	平成23年9月
	政策名	政策17：一般戦災死没者追悼等の事業の推進			22年度	23年度		担当部局
基本目標	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくとともに、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦継承を推進する。			予算額	713百万円	901百万円	作成 責任者名	
政策の概要	戦災に関する展示会の開催など、先の大戦において空襲等の犠牲となった方々に対し追悼の意を表す事業を継続し、一般戦災について次の世代に伝えていく。 平和祈念資料の展示会等を実施し、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について、継承していく。			執行額	540百万円			
施策目標	施策目標の 達成度を測る指標		指標の設定に ついで の考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況		
	目標（値） 【目標年度】			21年度現在	22年度実績			
一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくこと	1	戦災に関する展示会の来場者数	1,020名 【22年度】	戦災に関する展示会の来場者数増加は、一般戦災に関する国民の理解を深め、次の世代に伝えていくことにつながることから、指標として設定。 なお、過去5年間の平均では、920名（平成17年度～21年度）	1,013名	1,197名	戦災に関する展示会（戦災と平和展）を、21年度は浜松市、22年度は仙台市において開催した。来場者数は21年度が1,013名、22年度は1,197名と着実に増加しており、平成22年度の目標の1,020名を達成した。このことから、一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくという目標に対して効果があった。	
兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦を継承すること	2	平和祈念資料の展示会等の来場者数	20,000名 【22年度】	兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について理解を深め、広く国民にこれらの労苦を確実に伝えるためには、より多くの方々に展示会等へ来場していただき、実物資料に触れるなど直接学習の機会を提供することが重要であることから、指標として設定。	—	14,750名 （平成22年10月～3月）  （注）平和祈念資料の展示会等については、平成22年10月より（独）平和祈念事業特別基金から総務省が資料を引き継ぎ、民間事業者に委託して実施。	平和祈念資料の展示会等については、平成22年10月より（独）平和祈念事業特別基金から資料を引き継ぎ、実施している。常設の展示施設の運営の他、平和祈念フォーラム in 東京において朗読劇やトークセッション、平和祈念展 in 横浜において朗読劇やトークセッション、氷川丸特設展示等を行った。来場者数は、20,000名という目標に対し、14,750名の実績であった。 一定の来場者数は確保したことから、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦を継承するという目標に効果はあったと考えられるが、事業開始の初年度であったということもあり、目標値には達していない。 今後、来場者数増につながるより効率的、効果的な手法を検討する必要がある。	

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	戦災に関する展示会の開催等	381 百万円	312 百万円	1	戦災に関する展示会を開催することは、一般戦災に関する国民の理解を深め、次の世代に伝えていくことにつながる。
2	平和祈念資料の展示会等の開催等	332 百万円	589 百万円	2	平和祈念資料の展示会等を開催することは、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について理解を深め、広く国民にこれらの労苦を確実に伝えることにつながる。
政策全体の 総括的な評価	<p>先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくという目標については、戦災に関する展示会の来場者数の着実な増加が図られており、効果が上がっていることから、今後も引き続き推進していく必要がある。兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦継承を推進していくという目標については、展示会等へ来場していただき、実物資料に触れるなど直接学習の機会を提供したことで一定の効果は得られているが、事業を推進するため、来場者数増につながるより効率的、効果的な手法を検討する必要がある。</p>				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)	
	—	—		—	
学識経験を有する者の知見の活用	<p>平和祈念資料の展示会等を開催するに当たり、実施内容の適切性を確保し、効果的、効率的な運営を行うための有識者会議(平和祈念事業アドバイザーボード)を4回開催し、当該事業について、点検や助言を受け、事業内容を逐次改善をした。</p> <p>また、平成23年9月、立教大学法学部原田久教授から、施策目標の達成度合いの判定方法や基準について明確化する必要があるとの御意見をいただき、次年度以降の目標設定表、評価書等の検討に活用することとした。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—				

(注) H22 目標設定表で「参考となる指標その他の参考となる情報」に挙げた「戦災に関する展示会のアンケートの回収率及び自由記述欄の記入」、「平和祈念展示資料館及び展示会等のアンケートの回収率及び自由記述欄の記入率」については、施策目標の達成状況が端的に分かる指標を厳選して評価することとしたことから、評価の対象としない。



達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	恩給支給事業	678 百万円	612 百万円	1～4	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を行っており、恩給受給者等に対するサービスの向上に寄与している。
政策全体の 総括的な評価		恩給受給者等に対するサービスの向上に関する4つの指標のうち、3つの指標について目標を達成できており、全体として目標達成に向けた着実な取組がなされている。今後も引き続き、恩給受給者等に対するサービスの一層の向上に努める必要がある。			
関係する施政方針演 説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
	—	—	—		
学識経験を有する者 の知見の活用	平成23年9月、明治大学経営学部菊地端夫准教授に御意見を伺ったが、特段の御意見はなかった。				
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他情報	恩給統計(平成22年3月末現在)( <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000093118.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000093118.pdf</a> )				

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	国民生活と安心		政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施 （予定）時期	平成23年9月	
政策名	政策19：公的統計の体系的な整備・提供			22年度	23年度	担当部局 統計局総務課、政策統括官（統計基準担当） 付統計企画管理官室	
基本目標	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備した上で、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。		予算額	82,845 百万円	26,941 百万円		
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年4月に全面施行された統計法（平成19年法律第53号）の適切な運用及び平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策を着実に推進・実現することで、公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計調査の量的・質的内容の向上を図る。</li> <li>統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。</li> <li>統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。</li> </ul>		執行額	81,440 百万円		作成責任者名 統計局総務課長 會田 雅人 政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 千野 雅人	
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21年度現在	22年度実績		
統計を、国民全体が広く活用できるよう体系的・効率的に整備し、より一層国民に有効に活用されるものにする	1	基本計画に掲載された施策の措置割合	平成22年度中に措置するとされていることが明確になっている基本計画別表に掲載されている153の施策全てについて措置する。（100%） 【22年度】	統計を体系的・効率的に整備するためには基本計画に掲げられた各施策を着実に推進することが必要であるため指標として設定。 基本計画別表の施策のそれぞれが着実に措置（推進）されているか確認する。	平成21年度中に措置とされていることが明確になっている基本計画別表に掲載されている93の施策の全てを措置（100%）。	基本計画別表において平成22年度までに措置することとされている153の施策について全てが措置されており、目標を達成し、基本計画は着実に進められている。	
	2	オーダーメイド集計及び匿名データの提供の対象調査数及び申出件数	平成22年度中に新たにオーダーメイド集計又は匿名データの提供を開始する統計調査を12調査以上とする。 【22年度】	基本計画では、オーダーメイド集計及び匿名データの提供の拡大を図ることとされており、各府省に働きかけを行うこと等により、各府省がこれらの対象となる統計調査の拡大を図り、また、一般の者からの申出実績が拡大することで、より一層国民に統計が有効に活用されることにつながるため指標として設定。	10調査 （21年度開始調査数）	平成22年度中に新たにオーダーメイド集計又は匿名データの提供を開始した統計調査は14調査であった。	目標を上回って達成しており、行政機関から国民に対するサービスが着実に充実している。
	3		平成22年度中に新たに申出を受けた件数を50件以上とする。 【22年度】		24件 （21年度中の申出件数）	平成22年度中に新たに申出を受けた件数は50件であった。	目標を達成しており、国民の二次的利用制度を通じた統計の有効活用が拡大している。
	4	重複是正実施率、履歴登録措置率	審査を徹底することにより、平成22年度中に事業所を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率及び履歴登録措置の実施率を双方とも80%以上とする。 【22年度】	基本計画では、報告者負担の軽減策を進めるとされており、審査を徹底するとともに各府省に働きかけを行うこと等により、事業所及び企業の調査対象の重複是正等の措置が進展することで、より一層企業の負担軽減につながるため指標として設定。 ※重複是正措置：国が実施する民営の事業所・企業を対象とする統計調査について、同一客体に対して統計調査が過度に集中することのないよう、平成14年6月から調査客体の重複是正措置を実施している。具体的には、調査候	<ul style="list-style-type: none"> <li>重複是正措置実施率 67.0%</li> <li>履歴登録措置実施率 64.9%</li> </ul>	平成22年度中の重複是正実施率は78.8%、履歴登録措置実施率は74.1%といずれも目標を下回った。	目標を達成することができなかった。これは、承認申請時には実施すると説明していたが実際には重複是正等を行っていない省が一部あったためである。今後は審査を徹底するとともに、実施していない省がある場合には当該省に対し速やかに重複是正実施等を求めていく必要がある。

				補名簿とデータベースに蓄積した既往調査履歴との照合、是正措置対象事業所・企業の特典、代替事業所・企業の選定、被調査履歴の登録（履歴登録措置）を実施している。			
	5	行政記録の活用件数及び活用要請件数	平成 22 年度中に新たに承認審査を行う統計調査について、①行政記録情報を活用することとした統計調査数、②行政記録情報の活用を今後の課題とした統計調査数の合計で、10 調査以上とする。 【22 年度】	統計調査を実施する際に既存の行政記録を活用することは、体系的・効率的な統計の整備につながるため指標として設定。	平成21年度中に新たに承認審査を行った統計調査について、 ・行政記録情報を活用することとしたものは3統計調査 ・行政記録情報の活用を今後の課題としたものは 6 統計調査	平成 22 年度中に新たに承認審査を行った統計調査について、 ・行政記録情報を活用することとしたものは 18 統計調査 ・行政記録情報の活用を今後の課題としたものはなし 計 18 統計調査	承認申請のあった統計調査のうち、18 の統計調査で行政記録の活用をすることとしたことから目標を達成することができた。今後とも着実に行政記録の活用を進める必要がある。
統計に関する国際協力を推進する	6	我が国が出席した国際的な会議において、議長・パネラー等を担った又は発表を行った会議の割合	我が国が出席した国際的な会議において、我が国の出席者が議長・パネラー等を担った又は発表を行った会議の割合を 40%以上とする。 【22 年度】	基本計画の推進及び国際貢献に資するため、また、国際会議における我が国のプレゼンスの強化に資するため指標として設定。 我が国が出席する国際会議において、我が国の出席者が議長・パネラー等を担った又は発表を行った会議の割合が高まっているか確認する。	33%	20%	目標を達成することができなかった。これは、議長・パネラーを担った数は平成 21 年度と同程度であったが、参加した国際会議への出席件数が 39 件（平成 21 年度）から 54 件（平成 22 年度）に増加したこと等によるものである。 今後は関係府省に対し、より積極的な対応を求めていく必要がある。
統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力を確保する	7	地方公共団体の職員を対象にした研修の満足度	95% 【22 年度】	基本計画では「一次統計作成上の実務能力向上を図るための研修や…研修等を充実する」とされており、総務省が実施する研修を通じて統計職員の能力向上させることは統計調査の円滑な実施のための体制を確保することにつながるため指標として設定。 研修が効果的なものとなっているか受講者の満足度等により確認する。	88.9%	87%	目標を達成することができなかった。今後、更に研修内容を精査して、着実に目標を達成できるよう措置する必要がある。
	8	登録調査員を対象とした中央研修に対する満足度	90% 【22年度】		86.9%	88%	おおむね目標を達成しているものと認められるが、更に研修内容を精査して、着実に目標を達成できるよう措置する必要がある。
	9	研修内容の中で実際の調査に役に立つものがあつたと感じた者の割合	90% 【22 年度】		— (今回から開始)	86%	おおむね目標を達成しているものと認められるが、更に研修内容を精査して、着実に目標を達成できるよう措置する必要がある。
	10	上記内容を実際の調査で活かしてみようと感じた者の割合	90% 【22 年度】		— (今回から開始)	86%	おおむね目標を達成しているものと認められるが、更に研修内容を精査して、着実に目標を達成できるよう措置する必要がある。
	11	コストを上回る研修効果があると感じた者の割合	50% 【22 年度】		— (今回から開始)	54% (研修は 1.5 日で行われており、1.5 日に対する統計調査員単価を約 1 万円 (6800×1.5) とし、研修の費用対効果として 1 万円以上と回答した者の割合)	目標を達成しているものと認められるが、更に研修内容を精査して、高い目標を目指す。
	12	登録調査員を対象にした地域ブロック別研修の満足度	95% 【22年度】		91.3%	90.1%	おおむね目標を達成しているものと認められるが、更に研修内容を精査して、着実に目標を達成できるよう措置する必要がある。

	13	登録調査員に占める統計調査員任命者の割合	70% 【22年度】	基本計画では実査体制の機能維持のための国と地方公共団体の連携に関する施策が盛り込まれていることから、統計調査の円滑な実施のための体制が確保できているかを測る指標として設定。 国として地方の実査体制の機能維持を支援する登録調査員制度が着実に統計調査員の確保に貢献しているか確認する。	64.4% (20年度)	78.0% (報告が困難であった岩手県、宮城県、福島県を除く)	目標を達成した。平成22年は国勢調査の実施があり、国勢調査を中心として登録調査員制度が有効に活用されている。
	14	統計データグラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	85% 【22年度】	基本計画では「公的統計は国や地方公共団体のみならず、個人や企業が合理的な意思決定を行う上で重要な情報基盤であり、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善につながることを国民に正しく理解してもらうことが重要である。」とされていることから、国民の協力が確保されているかを測る指標として設定。 総務省として取り組んでいるイベントが効果をあげているか、今後の統計調査の協力意向で確認する。	82.0%	82.0%	おおむね目標を達成しているものと認められるが、更に工夫を重ね、着実に目標を達成できるよう措置することが必要である。
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供する	15	統計調査の実施状況（経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施し、統計データを遅滞なく公表しているか。）	100% 【22年度】	統計作成の最後の工程が公表であり、これが予定どおりに行われていることが、統計の確実な実施につながるため指標として設定。	100%	100%	平成22年度は、平成21年経済センサス-基礎調査や平成22年国勢調査といった大規模調査の公表を行ったが、これらも含めた所管統計調査の公表について、予定通りの時期に行うことができた。
	16	平成22年国勢調査において、不在等の理由で調査票を回収できなかった世帯について行っている聞き取り調査の割合	4.4%以下 【22年度】	国勢調査においては、不在等の理由で調査票を回収できなかった世帯については、国勢調査令に基づき、聞き取り調査を行っている。平成22年国勢調査では、郵送提出方式及び東京都でのインターネット回答方式を導入するなどの改善措置を講じており、これらの措置を通じて調査票を確実に回収し的確な統計を作成することにつなげる。	全国平均4.4%	8.8% (平成23年12月1日追記)	平成22年国勢調査における聞き取り調査の割合については、現在地方公共団体からの聞き取りや事後に提出された調査票とのチェック等を行っているところであり、本年秋以降の確定を予定している。
	17	平成22年国勢調査において、東京都で実施するインターネット回答方式を利用する世帯の割合	5%以上 【22年度】		— (22年度から実施)	8.3% (平成23年12月1日追記)	確定値については、本年秋以降を予定している。 平成22年国勢調査におけるインターネット回答方式については、本年秋以降の確定を予定しているが、目標を十分に超える回答を受け付けており、また、回答者へのアンケート結果でも、次回もインターネット回答を利用「したい」との回答が99%となるなど、調査票の確実な回収に貢献した。

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図る	18	統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの国勢調査関連アクセス件数	年間821万件 【22年度】 (前年度(平成21年度)のアクセス件数(352万件)に、平成16年度から17年度(前回実施時)の伸び率(112%)を乗じたアクセス件数(746万件)から更に10%増)	統計利用者の利便性の向上を図ることにより、利用者の増加(即ちアクセス件数の増加)が見込まれることから指標として設定。	352万件	年間 921 万件	国勢調査の実施環境の整備の一環として、ホームページを通じて調査意義、調査方法、結果利用など多岐にわたる情報提供に取り組んだことにより、アクセス件数は目標を大幅に超える 921 万件となり、目標を達成した。
	19	統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの統計学習サイト関連アクセス件数	年間159万件 【22年度】 (前年度(平成21年度)のアクセス件数(106万件)から50%増)		106万件	年間 144 万件	目標設定に当たっては、統計教育の拡充も内容とする新学習指導要領の施行への期待を込め、統計学習サイトへのアクセス数の飛躍(50%)を見込んだところである。この目標を下回ったものの、統計学習サイトのリニューアルを進め前年比35%と大幅アクセス増を記録したことから、新学習指導要領の全面施行(小学校は23年度、中学校は24年度)に向け、引き続きコンテンツ整備を実施していく。
	20	統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの総アクセス件数	年間7,143万件 【22年度】 (前年度(平成21年度)のアクセス件数(6,494万件)から10%増)		6,494万件	年間 7,113 万件	アクセス件数は目標をわずかながら下回ったものの、前年度比9.5%増の7,113万件となり、目標をほぼ達成した。
	21	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の総務省所管統計調査の統計表等へのアクセス件数	年間1,097万件 【22年度】 (e-Statの総務省所管統計の統計表等へのアクセス実績(平成20年度・21年度の2か年平均997万件)の10%増)		997万件(20年度・21年度の2か年平均)	年間 1,448 万件	統計表等の提供情報の増加に伴い、アクセス件数は平成20年度・21年度の2か年平均と比較して45%増の1,448万件となり、目標を達成した。
	22	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等へのアクセス件数	年間2,423万件 【22年度】 (e-Statの統計表等へのアクセス実績(平成20年度・21年度の2か年平均2,203万件)の10%増)		2,203万件(平成20年度・21年度の2か年平均)	年間 7,825 万件	統計表等の提供情報の増加に伴い、アクセス件数は目標を大幅に超える7,825万件となり、目標を達成した。

23	<p>総合統計書の刊行が当初の刊行予定どおり目標値に従ってなされたか。</p>	<p>年刊5冊 月刊1冊 【22年度】</p>	<p>総合統計書を毎月・毎年定期的な期日に確実に刊行することが、総合統計書の利用者の便に寄与するため、指標として設定。</p>	<p>●年刊：5冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（8月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月）</p> <p>●月刊：1冊 ・PSI（ポケット統計情報）月報（毎月下旬）</p>	<p>●年刊：5冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（8月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月）</p> <p>●月刊：1冊 ・PSI（ポケット統計情報）月報（毎月下旬）</p>	<p>年刊5冊、月刊1冊と当初の刊行どおり予定どおり刊行し、目標を達成した。</p>
----	---	---------------------------------	---	--	--	--

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	統計調査の実施等事業（経常調査等）	5,401 百万円	5,178 百万円	15、18～20、23	所管統計調査について、毎年度確実に実施し、その調査結果を遅滞なく公表するとともに、オンライン調査の導入や結果公表の早期化など、各方面からの統計利用ニーズを踏まえた統計調査の見直しや、調査環境の変化に対応した措置を講じていくことで統計を確実に作成し、国民に提供することに寄与する。
2	統計調査の実施等事業（周期調査）	64,472 百万円	10,036 百万円	15～17	
3	統計体系整備事業	11,923 百万円	10,774 百万円	1～5、7～14	限られた予算の中で効率的かつ効果的に統計体系の整備を進めるため、より効率的・効果的な基本計画の実施、統計データの有効活用、負担軽減の実施（重複是正、行政記録情報の活用）、人材育成、統計調査環境の整備などにより適切に対応していく。
4	国際協力関係事業	274 百万円	259 百万円	6	限られた予算の中で効率的かつ効果的に国際協力等を進めるため、国連、OECD等の統計関連国際会議に出席した際、できる限り出席者が着実に一定の役割を果たし国際標準策定等において我が国の意見を適切に反映させ、また、先進国として国際貢献・国際協力を適切に果たすことにより、効果的な対応を行っていく。
5	統計調査等業務の最適化事業	775 百万円	695 百万円	21、22	統計調査等業務について、情報通信技術の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計の利用環境を国民等に提供するとともに、業務の簡素化、効率化等を図る。
政策全体の 総括的な評価		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計体系の整備や国際協力については、目標はほぼ達成されており、これらは効果的に進められていると評価できる。</li> <li>○ 統計調査の実施等については、目標はほぼ達成されており、これらは効果的に進められていると評価できる。</li> <li>○ 統計調査等業務の最適化については、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の掲載データの充実を図ることなどにより目標としているアクセス件数を達成していることから、統計情報の的確な提供に資するものとなっていると評価できる。今後は、統計利用者や各府省からの要望、最適化の取組の実施状況等を踏まえ、最適化計画や当計画に基づき運用している「政府統計共同利用システム」に関する諸課題の把握を行い、必要に応じて最適化計画の改定を行う。</li> </ul>			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
学識経験を有する者の知見の活用		平成23年9月、立教大学法学部原田久教授から、施策目標の達成度合いの判定方法、基準について明確化する必要があるとの御意見をいただき、次年度以降の目標設定表、評価書等の検討に活用することとした。			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		○ 平成22年度統計法施行状況報告書 ( <a href="http://www.stat.go.jp/info/guide/public/seisaku/hol10708.htm">http://www.stat.go.jp/info/guide/public/seisaku/hol10708.htm</a> )、統計調査承認審査書類、国際対応に関する各府省からの報告、研修アンケート、イベントアンケート			

平成 23 年度 主要な政策に係る評価書

分野	国民生活と安心・安全		政策の予算額・執行額（百万円）			評価実施 （予定）時期	平成 23 年 9 月
	政策名	政策 20：消防防災体制の充実強化		22 年度	23 年度	担当部局	消防庁総務課他 14 課室
基本目標	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。		予算額	11,716 百万円	69,927 百万円		
政策の概要	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。		執行額	34,271 百万円		作成 責任者名	消防庁総務課 大庭 誠司課長
施策目標	施策目標の 達成度を測る指標		指標の設定に ついての考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
	目標（値） 【目標年度】			21 年度実績	22 年度実績		
緊急消防援助隊・ 消防防災体制の充 実強化による国民 の安心・安全の向 上を図る	1	消防団員数 消防団員数の増加 （対前年度増） 【平成 22 年度】	消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動をはじめ多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、消防団員数の増加が消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	885,394 人(21 年 4 月 1 日現在)	883,698 人(平成 22 年 4 月 1 日現在)	消防団の認知度を高めるための PR（ポスター、パンフレット、雑誌広告、HP リニューアル）、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員の活動の充実強化、大学生等の若者を対象としたシンポジウムの開催、事業所の理解促進のためのシンポジウムの開催などにより、消防団員の確保、消防団の理解促進を図った。 消防団員数は、増加には転じなかったものの、これらの取組を行うことによって、前年度に比べ減少幅が縮小しており、引き続き、団員の確保に努める。	
	2	うち女性消防団員数 うち女性消防団員数 (19,000 人) 【平成 22 年度】		17,879 人(21 年 4 月 1 日現在)	19,043 人(平成 22 年 4 月 1 日現在)	消防団の認知度を高めるための PR（ポスター、パンフレット、雑誌広告、HP リニューアル）、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員の活動の充実強化などにより、女性団員の確保に努めた。 これらの取組を行うことによって、消防団員総数が減少している中、女性消防団員は、前年に比べ 1,164 人増加した。	
	3	自主防災組織の組織活動カバー率 75% 【平成 22 年度】	自主防災組織の活動カバー率の増加が消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	73.5% (21 年 4 月 1 日現在)	74.4% (平成 22 年 4 月 1 日現在)	自主防災組織活動の指針である「自主防災組織の手引」（冊子）について、活動事例を一新するとともに掲載事例数を増加し、改訂の上、配付した。また、平成 21 年度に作成した小中学生などに応急救護の実技などを伝える教材「チャレンジ！防災 48」を活用した指導者に対する研修「青少年防災指導者研修」を実施するとともに、教材の活用事例集を作成の上、配付した。 これらの取組により、自主防災組織の活動カバー率は、平成 22 年 4 月 1 日現在で 74.4%と、前年比 0.9 ポイント増加し	

							ており、地域住民の防災意識の高揚につながっている。
4	消防団協力事業所表示制度導入市町村数	消防団協力事業所表示制度導入市町村数(700市町村) 【平成22年度】	将来的には、全ての市町村で消防団協力事業所表示制度を導入することを目指していることを踏まえ、本制度導入市町村数を毎年度増加させていくことを目標として設定。	601市町村(21年10月1日現在)	777市町村(22年10月1日現在)		事業所の理解促進のためのシンポジウムの開催、消防団の認知度を高めるためのPR(ポスター、パンフレット、雑誌広告、HPリニューアル)などにより、消防団協力事業所表示制度の全国展開を図った。 そのため、平成22年10月1日現在の制度導入市町村は、前年に比べ176団体増加の777市町村となっており、平成22年度の目標を達成した。
5	防災拠点となる公共施設等の耐震率	防災拠点となる公共施設等の耐震率85% 【平成25年度】	防災拠点となる公共施設等の耐震率の増加が消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	防災拠点となる公共施設等の耐震率70.9%(平成21年度末)	調査中		平成22年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率については、平成23年10月下旬確定予定である。 これまで、公共施設等耐震化事業による財政支援や「防災拠点の耐震化促進資料」を作成するなどの取組により、年々耐震率は上昇しており、引き続き、平成25年度末85%の目標達成に向け、耐震化促進に取り組んでいく。
6	住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)	50%減(平成17年比、平成17年中の住宅火災による死者数:1,220人) 【平成23年度】	住宅防火対策の一層の推進は、消防防災体制の充実強化につながり、対策の結果として住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。	平成21年中の住宅火災による死者数:1,023人	平成22年中の住宅火災による死者数:1,021人		平成22年中の住宅火災による死者数は、住宅用火災警報器の義務化施行前の平成17年中と比較し、16.2%減少した。 住宅火災における死者数削減には、住警器の普及が重要と考えられることから、今後も引き続き、低所得者世帯に対する助成等の交付税措置などの普及に向けた取組を行い、さらなる住宅火災における死者数削減を図っていく。
7	防火対象物定期点検の実施率の向上	70% 【平成23年度】	防火対象物定期点検の実施率の向上が、防火対象物の安全性の向上につながり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	57.1%(平成21年度末)	58.1%(平成22年度末)		防火対象物の定期点検制度の更なる周知を図り、実効性を向上するため、「予防行政のあり方に関する検討会」に「基本問題に関する検討部会」を設置し、検討作業を行った。 その結果、テナント等が消防法令順守意欲を維持できるような方策等について、さらに検討を深める必要があるとされたところであり、平成23年度においても引き続き検討を行っている。 なお、防火対象物定期点検の実施率は、平成21年度当初から1.0%上昇し、平成22年度末では58.1%となっており、今後も消防庁HP等により普及啓発を図ることとする。
8	特定違反對象物数の改善	特定違反對象物数の減少(対前年度減) 【平成22年度】	特定違反對象物数の減少が消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	233件(平成21年度末)	229件(平成22年度末)		全国的な違反是正の推進を図っていくため「違反是正支援アドバイザー制度」を活用し、各消防本部に対し個別具体的な事案に対する違反処理の進め方等のアドバイスを行った。 そのため、特定違反對象物数については、69件改善され、前年から比較して4件減少し、229件であった。

9	危険物施設における事故件数	事故件数の低減（対前年減） 【平成 22 年度】	危険物事故防止対策の推進は、消防防災体制の充実強化につながり、対策の結果として危険物施設における事故件数の減少が見込まれることから、指標として設定。	522 件（平成 21 年中）	536 件（平成 22 年中）	<p>危険物施設における事故を防止するため、「危険物事故防止アクションプラン」を定めるとともに、全国で危険物事故防止ブロック会議を開催し、都道府県や消防本部と事故防止のための情報や認識の共有を図ってきたところ。しかしながら、平成 22 年中の危険物施設の火災・流出事故件数は 536 件と、平成 19 年のピーク時より減少しているものの、前年（522 件）と比べ微増（2.7%増）した。</p> <p>平成 22 年 6 月には、ガソリンスタンド等の地下貯蔵タンクのうち、設置してから一定期間を経過した腐食のおそれが高いものに内面ライニング等の措置を講じなければならないこととする消防法令の改正を行ったところであり、施策の確実な実施に努めていく必要がある。</p>
10	緊急消防援助隊の登録隊数	概ね 4,500 隊 【平成 25 年度】	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要であることから、指標として設定。	4,165 隊（21 年 4 月 1 日現在）	4,278 隊（平成 22 年 10 月 1 日現在）	緊急消防援助隊の登録隊数については、前年度比で 113 隊増加しており、着実な進捗を果たしている。また、平成 22 年度は、緊急消防援助隊の技術・指揮連携能力の向上を図ることを目的として、愛知県知多市において全国合同訓練を実施するなど、充実強化に向けた取組を行っているところである。
11	市町村防災行政無線（同報系）の整備率	整備率の向上 【平成 23 年度】	市町村の自発的な整備の促進による、市町村防災行政無線（同報系）の整備率の向上は、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	市町村防災行政無線の整備率 76.1%（平成 21 年度末）	調査中	<p>市町村防災行政無線（同報系）の整備率（平成 22 年度末）は、平成 23 年 10 月中旬確定予定である。</p> <p>これまで、防災基盤整備事業の対象として、デジタル方式について起債充当率 90%、交付税算入率 50%と通常より有利な財政支援措置を講じてきたところである。</p> <p>市町村防災行政無線（同報系）の情報伝達・提供手段を整備することで、効率良く迅速かつ確実な情報を国民に伝達・提供することが可能となるため、引き続き、整備を進めていく。</p>
12	J-ALERT による住民への緊急情報の伝達手段の整備率	整備率の向上 【平成 24 年度】	対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を J-ALERT により瞬時に住民に伝達する手段の整備促進を図ることから、指標として設定。	J-ALERT 情報を住民に伝達する手段を運用している団体の全市区町村に占める割合 15.4% （平成 22 年 1 月 1 日現在）	J-ALERT 情報を住民に伝達する手段を運用している団体の全市区町村（東日本大震災の影響を受けた 7 県を除く。）に占める割合 51.8% （平成 23 年 4 月 1 日現在）	全国瞬時警報システム（J-ALERT）について、柔軟な音声放送の実現や受信機等の稼働状況のより適切な管理を可能とするシステムの高度化を行うとともに、都道府県及びほとんどの市区町村に受信機等を整備し、国民の安心・安全が向上した。
13	都道府県・市町村における国民保護に関する訓練の実施件数	実施件数の向上 【平成 22 年度】	都道府県・市町村における国民保護に関する訓練を行うことは、有事の際の国民保護体制を含めた消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が 14 件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が 64 件のあわせて 78 件	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が 9 件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が 54 件のあわせて 63 件 （平成 22 年度中）	平成 22 年度中の国民保護に関する訓練の実施件数は前年度に比べ減少したものの、平成 17 年度から始まった国民保護訓練は、これまで国と地方公共団体の共同訓練が 68 件、地方公共団体が単独で行う単独訓練が 253 件実施され、国民保護事案に対応するための対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図った。

救急救命体制の強化・国際的な消防防災体制の充実による国民の安心・安全の向上を図る	14	救命率の推移	救急搬送における救命率の向上 【平成23年度】	救急救命体制の充実が、救命率の向上につながることから、指標として設定。	心原生かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率11.4% (平成21年中)	調査中	心原生かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率(平成22年中)は、12月上旬確定予定である。 救命率の向上のため、各種検討会を開催し、救急救命体制の充実を図った。その結果、救急の各段階における緊急度判定の役割、救急救命士の処置範囲拡大等について整理され、平成23年度も引き続き検討を行っている。 今後とも、救急救命体制の充実により、救命率の向上を図っていく。
	15	救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合	全救急隊の95%の隊に高規格救急自動車を配備 【平成23年度】	救命率への貢献の状況を示す高規格救急車の整備状況について、施策の進行管理として、現状を勘案しつつ、目標値等を設定。	79.6%(21年4月)	調査中	高規格救急自動車の配備台数について、平成22年4月現在の台数12月上旬確定予定であるが、救急救命士の運用体制の充実に係る財政措置(緊急消防援助隊設備整備費補助金、地方交付税措置等)を行い、救急業務の高度化を図った。 今後とも、高規格救急車の配備普及による救急業務の高度化、ひいては救命率の向上・予後の改善を図っていく。
	16	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)	実施率の向上 【平成23年度】	応急手当の普及啓発を図ることで、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。	心肺停止傷病者への応急手当実施率42.7% (平成21年中)	調査中	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率について、平成22年中の数値は12月上旬確定予定であるが、応急手当の普及啓発に顕著な功績のある者等を対象とした救急功労者表彰を行うなど、応急手当について広く普及啓発を行った。 今後とも救命率の向上のため、各消防本部において救命講習を実施するなど応急手当の普及啓発を図っていく。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	地域における総合的な防災力の強化	388 百万円	304 百万円	1. 2. 3. 4. 5	消防団を核とした住民等による地域防災力の強化、自主防災組織や婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した防災組織、民間企業等の連携による予防活動や防災意識の普及・啓発、防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進、災害時要援護者の避難支援対策の促進により行政と住民が一体となった地域における総合的な防災力の強化による国民の安心・安全の向上に寄与する。
2	消防防災体制の充実	10,226 百万円	68,484 百万円	10. 11. 12. 13	緊急消防援助隊の充実強化(全国又は地域ごとの訓練実施、資機材や車両等の無償使用制度による装備の充実強化)、情報伝達体制の強化(市町村防災行政無線の整備、J-ALERTによる住民への緊急情報の伝達手段の整備)、消防救急デジタル無線の整備促進、消防の広域化の推進、救助活動能力の向上、国際消防救助隊の迅速・効果的な対応体制の向上により、国内の災害対応力の向上、有事の際の国民保護体制の確保、諸外国における災害支援体制の向上により大規模災害や武力攻撃事態等における国民の安心・安全の向上に寄与する。
3	救急救命体制の充実	488 百万円	203 百万円	14. 15. 16	消防と医療の連携強化(傷病者の搬送・受入体制の整備、救急相談窓口の拡充)、救急業務の高度化・実施体制の充実、一般市民に対する救命講習等による応急手当の普及促進により、救命率の向上、予後の改善を図ることで、救急需要発生時における国民の安心・安全の向上に寄与する。
4	身近な生活における安心・安全の確保	615 百万円	935 百万円	6. 7. 8. 9	住宅用火災警報器の普及等による住宅防火対策の推進、防火対象物の大規模・複合化を踏まえた防火安全対策(定期点検実施、特定違反対象物の改善)、危険物施設における火災・流出事故等の防止対策の推進により、身近な生活における火災等の被害の軽減による安心・安全の確保に寄与する。

政策全体の 総括的な評価	<p>本政策において、指標の達成状況を見ると、「緊急消防援助隊の登録隊数」、「公共施設等の耐震率」、「住宅火災による死者数」など目標年度に向けて着実に実施している。また、「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」など、平成22年度の目標を達成した施策もあり、基本目標に向けて着実に取組の効果が現れていることが認められる。なお、目標を達成できていない指標については、今後も、引き続き目標達成に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>地域における総合的な防災力の強化のためには、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となった地域防災力を向上させることが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災や全国各地で自然災害による被害が発生していること、また、その他東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることも踏まえ、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進すること及び、消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進などにより国内の消防防災体制の一層の充実を図ることが課題である。</p> <p>また、地方公共団体における国民保護の取組について、国民保護計画等の検証や職員の対処能力の向上及び国等関係機関との連携強化を図るために、地方公共団体それぞれにおける国民保護への取組状況を勘案しながら、新たな事態の想定など訓練内容を充実させ、繰り返し国民保護共同訓練を実施していくことが課題となっている。さらに、海外での大地震などの国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。</p> <p>消防機関と医療機関の連携を一層強化させるとともに、医療技術の進歩や、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、救急業務の高度化を引き続き推進することが重要な課題となっている。また、現場における一般市民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、応急手当の普及促進についても課題となっている。</p> <p>年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっており、平成23年6月からの設置義務化を受け、より一層普及促進を図っていく。また、近年は、火災被害の中心がかつての大規模事業所から小規模事業所や福祉施設等に変化していることなども踏まえ、火災予防行政の枠組みの実効性の確保、火災予防に係る規制体系の再構築について検討するなど、建築物における防火安全対策が重要な課題となっているとともに、危険物施設における事故対策についても重要な課題である。</p> <p>これらの課題に対し消防庁では、引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。</p>
-----------------	---

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成22年1月29日	消防と医療の連携などにより、救急救命体制を充実させます。（中略） 地震、台風、津波などの自然災害は、アジアの人々が直面している最大の脅威の一つです。過去の教訓を正しく伝え、次の災害に備える防災文化を日本は培ってきました。これをアジア全体に普及させるため、日本の経験や知識を活用した人材育成に力を入れてまいります。
	第173回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明	平成21年10月26日	最近でも、スマトラ沖の地震災害において、日本の国際緊急援助隊が諸外国の先陣を切って被災地に到着し、救助や医療に貢献いたしました。世界最先端レベルと言われる日本の防災技術や救援・復興についての知識・経験、さらには非常に活発な防災・災害対策ボランティアのネットワークをこの地域全体に役立てることが今後、より必要とされてくると思っております。
	民主党 INDEX2009	平成21年7月23日	<p>●災害対策（抄） 災害発生後の救急活動や情報伝達、交通規制、応急復旧などを円滑に進めるため、国・地方公共団体・警察・消防・自衛隊・民間企業・ボランティア・NPO等の役割分担、協力体制の整備を進め、行政の危機管理体制を拡充するとともに、民間の諸活動を強力に支援します。また大規模災害に迅速に対応するため、内閣総理大臣の権限を強化するとともに、「危機管理庁（仮称）」を創設、その機能をフルに活用します。</p> <p>●救急搬送・救急医療の連携強化 救急業務を市町村から原則的に都道府県に移管し、救急本部に救急医療の専門的知識・経験がある医師を24時間体制で配置します。救急本部は、通報内容から患者の緊急度・重症度を判断し、軽症の場合は医療機関の紹介等を行い、重症の場合は救急車や消防防災ヘリ、ドクターカー・ドクターヘリ等、最適な搬送手段により医療機関に搬送します。ドクターカーをすべての救命救急センターに配置し、消防防災ヘリをドクターヘリとしても活用できるよう高規格化し、救急本部ごとのドクターヘリ配備を目指します。 救急救命士の職能拡大を着実に図ります。例えば、救急搬送時、意識障害の鑑別には血糖値の測定が必要であり、救急救命士も簡易な血糖値の測定ができるよう体制の整備に着手します。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	<p>第26次消防審議会構成員からの主な意見等を踏まえ、引き続き、消防防災体制の充実・強化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員や婦人防火クラブ等の人員確保を図るとともに、消防団の機能を待遇面を含めて強化する必要がある。また、常備消防自体の装備の充実化と緊急消防援助隊の充実強化が必要である。</li> <li>・災害時における自衛隊、警察、消防あるいは海上保安庁など、情報の共有化、装備の共有化を図るなどの組織間の連携体制が重要ではないか。また、報道関係も含めて連携をとれるような体制が作れないか。</li> <li>・東海、東南海地震などの連動型地震が発生し、大都市消防が大きな被害を受けた場合の対応をどう考えていくか。</li> </ul>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年版消防白書（平成22年11月26日閣議報告 消防庁） <a href="http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h22/h22/index.html">http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h22/h22/index.html</a></li> <li>・平成22年中の危険物に係る事故の概要の公表（平成23年5月27日報道発表 消防庁） <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2305/230527_1houdou/02_houdoushiryou.pdf">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2305/230527_1houdou/02_houdoushiryou.pdf</a></li> <li>・平成22年（1月～12月）における火災の状況（確定値）（平成23年4月28日報道発表 消防庁） <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2304/230428_3houdou/01_houdoushiryou.pdf">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2304/230428_3houdou/01_houdoushiryou.pdf</a></li> <li>・緊急消防援助隊の登録対数（平成22年10月20日報道発表） <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2210/221020_1houdou/02_houdoushiryou.pdf">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2210/221020_1houdou/02_houdoushiryou.pdf</a></li> <li>・「消防団の充実強化についての検討会」報告書の公表及び通知発出（平成22年12月10日） <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2212/221210_1houdou/02_houdoushiryou.pdf">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2212/221210_1houdou/02_houdoushiryou.pdf</a></li> </ul>		

## 特定周波数終了対策業務に関する政策評価

制度名	特定周波数終了対策業務
制度の概要	<p>(1) 制度の概要</p> <p>近年、電波の逼迫状況が深刻化する中、携帯電話や無線 LAN 等の新規需要に対応するためには、光ファイバー等へ代替可能な既存の電波利用者から電波を返還してもらい、これらの新規需要に割り当てることが必要となっている。</p> <p>ただし、短期的にこのような電波再配分を実施すると、既存の電波利用者には、当該電波を使うために購入した無線設備が使えなくなるなどの経済的な損失が生じる。</p> <p>このため、電波利用料を財源として、電波を返還してもらい既存利用者に対し、一定の損失補償（設備の残存価値や撤去費用等）をすることにより、新規需要に電波を割り当てられるよう迅速な電波再配分（特定周波数終了対策業務）を行うものである。</p> <p>【経過】</p> <p>2005 年（H17 年）中に大都市圏で高出力の無線 LAN（5 GHz 帯無線アクセスシステム）を利用できる環境の整備に向け、4.9～5.0GHz を使用している既存無線局（電気通信業務用の中継用固定局）の使用期限を 2 年前倒しするため（2007（H19）年 11 月 30 日→2005（H17）年 11 月 30 日）、特定周波数終了対策業務を H16 年 11 月 1 日から H18 年 3 月 31 日まで実施し、対象となる電気通信業務用固定局の無線設備 1,586 台に対し、給付金（合計 333,757 千円）を支給した。これにより、当該業務は終了した。</p> <p>(2) 指定、登録等の基準（根拠法令）</p> <p>電波法第 71 条の 3 の 2 第 1 項</p> <p>(3) 指定、登録等を受けた法人</p> <p>(社)電波産業会（当該業務を実施した機関）</p>
政策評価の観点及び政策効果の把握の手法	<p>特定周波数終了対策業務は、周波数の有効利用の観点から重要な業務であり、法令の求める基準を満たし、効率的に実施されているかという観点から実施した。</p>

<p>政策評価の結果</p>	<p>&lt;結果&gt;</p> <p>特定周波数終了対策業務により、4.9～5.0GHz を使用している既存無線局（電気通信業務用固定局）はすべて撤去されたことから、目標は100%達成された。</p> <p>&lt;必要性&gt;</p> <p>特定周波数終了対策業務は、5GHz帯無線アクセスシステムの円滑な導入を図るため、既存利用者である電気通信業務用固定局の無線設備に対し、その撤去費用等の給付金を支給しており、迅速な電波再配分の観点から必要不可欠であった。</p> <p>&lt;効率性&gt;</p> <p>当該業務の実施においては、電波法の規定に基づき、実施の確実性、財政的基礎の有無、業務実施の公平性の確保が必要であるが、当該業務を確実に実施することができる第三者機関に行わせることで、当該業務の効率的な実施が可能となった。</p> <p>&lt;有効性&gt;</p> <p>5GHz帯無線アクセスシステムが着実に普及していることから、周波数有効利用が図られており、当該業務は期待される効果が得られた。</p>
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>特定周波数終了対策業務の導入に当たっては、特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則を電波監理審議会に諮問し、適当とする旨の答申を受けている。</p> <p>○電波監理審議会（第886回：平成16年7月14日）への諮問  <a href="http://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/997626/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/040714_2.html">http://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/997626/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/040714_2.html</a></p> <p>○電波監理審議会（第887回：平成16年9月8日）からの答申  <a href="http://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/997626/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/040908_2.html">http://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/997626/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/040908_2.html</a></p> <p>また、5GHz帯無線アクセスシステムは、着実に普及しており（陸上移動局数：289局（2006年3月末：特定周波数終了対策業務終了時）→5,990局（2011年9月末）：約21倍）、かつ、その90%超が公共業務等の比較的重要な通信で使用されている。</p> <p>加えて、電波利用料財源技術試験事務「5GHz帯無線アクセスシステムの海上伝搬路における周波数共用技術の検討」（座長：岩田彰名古屋工業大学大学院教授）において、当該システムの海上利用に向けた技術的検討が行われ、現在、その実現（海上利用への拡大）に向けた制度整備が進行中であり、当該システムの更なる有効利用が期待されている。</p> <p>以上のことから、特定周波数終了対策業務による迅速な電波再配分の効果は高いと認められる。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○80GHz帯高速無線伝送システムの導入及び5GHz帯無線アクセスシステムの利用拡大に係る省令等改正についての意見募集  <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban12_01000011.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban12_01000011.html</a></p>

## 基礎的電気通信役務支援機関に関する政策評価

制度名	基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度
制度の概要	<p>(1) 制度の概要</p> <p>電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）では、総務大臣は基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度に基づく交付金の交付等（支援業務）を行う一般社団法人又は一般財団法人を、全国に一を限って「基礎的電気通信役務支援機関」（以下「支援機関」という。）として指定することができるとしている。</p> <p>ユニバーサルサービス制度とは、基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務をいう。加入電話、公衆電話、緊急通報が該当する。）の提供を確保するために、適格電気通信事業者（ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者であって法定の基準に適合すると認められる者をいう。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」という。）が指定されている。）におけるユニバーサルサービスの提供に必要な費用の一部を、当該サービスの提供によって受益する電気通信事業者全体で応分に負担する仕組みである。</p> <p>ユニバーサルサービスの提供の確保は NTT 東西の法律上の責務とされ、従前は NTT 東西の負担で維持されてきたが、電話サービスの競争の進展等により、NTT 東西の負担だけではユニバーサルサービスの提供を全国で確保することが困難になるおそれがあったため、平成 14 年度に制度が創設され、平成 18 年度から運用されている。</p> <p>支援機関は、負担金及び交付金を算定し、これについて総務大臣の認可を受けるとともに、毎月、負担事業者（負担金を負担する電気通信事業者をいう。）から負担金を徴収し、適格電気通信事業者である NTT 東西に対して交付金を交付している。</p> <p>(2) 指定、登録等の基準（根拠法令）</p> <p>電気通信事業法第106条</p> <p>(3) 指定、登録等を受けた法人</p> <p>社団法人電気通信事業者協会</p>
政策評価の観点及び政策効果の把握の手法	<p>政策評価については、適格電気通信事業者によるユニバーサルサービスの提供の状況からみて支援業務を行うことが必要な状況となっているか、支援業務が適正かつ効率的に実施されているかという観点から実施した。</p> <p>政策効果については、交付金の実績、支援業務に要する費用（以下「支援業務費」という。）等を用いて把握した。</p>

□ ユニバーサルサービスの提供の確保のためには支援機関が支援業務を行うことが必要であり、当該支援業務は公正かつ効率的に実施されていると認められる。

○ 必要性

- 電話サービスの NTT 東西のシェアは年々減少を続けている一方(※)、NTT 東西のユニバーサルサービス収支は 1,000 億円を超える赤字であって交付金として交付すべき補てん額が発生する状態が継続しており、今後も同様の状態となることが見込まれるため、引き続き支援機関が支援業務を行う必要性が認められる。

	18 年度認可	19 年度認可	20 年度認可	21 年度認可	22 年度認可	23 年度認可
ユニバーサルサービス収支 (NTT 東西合計)	▲518 億円	▲849 億円	▲1,254 億円	▲1,312 億円	▲1,185 億円	▲1,103 億円
補てん額	152 億円	136 億円	180 億円	188 億円	152 億円	111 億円

※ 加入電話 (NTT 東西加入電話、直収電話、OABJ-IP 電話及び CATV 電話) 全体の契約数に占める NTT 東西加入電話の割合は、平成 17 年度末で 91.2%から平成 22 年度末で 60.1%に減少。

○ 適正性・効率性

- 支援機関は、重要事項の調査審議を行うため第三者からなる支援業務諮問委員会を置き、定期的に委員会を開催している。
- 支援機関は、支援業務の公正かつ円滑な運営を図るため基礎的電気通信役務支援業務規程を定め、支援業務室の設置、交付金の額等の算定における会計監査人による確認、帳簿等の管理等を行っている。
- 支援機関は、支援業務について、毎年度事業計画及び事業報告書を作成し、その内容を明らかにしている。
- 支援業務費は、補てん額からみて過大なものではなく、また、毎年度必要な精査を行い、制度運用開始当初から毎年度減少している。
- 以上のこと等からみて、支援業務は適正かつ効率的に行われているものと認められる。

	18 年度認可	19 年度認可	20 年度認可	21 年度認可	22 年度認可	23 年度認可
支援業務費	124 百万円	67 百万円	65 百万円	64 百万円	60 百万円	56 百万円

○ 有効性

- NTT 東西のユニバーサルサービス収支は 1,000 億円を超える赤字であり、ユニバーサルサービスの提供に要する費用の一部の補てんは、NTT 東西によるあまねく全国での電話サービスの提供の確保に寄与しているため、支援業務を行う有効性が認められる。

政策評価の結果

学識経験を有する者の  
知見の活用

支援機関が行う交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法の認可について、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部に諮問をしている。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/yusei/denki\\_tsusin/02ryutsu01\\_03000050.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/yusei/denki_tsusin/02ryutsu01_03000050.html)

支援機関の事業計画について、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部に報告をしている。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/yusei/denki\\_tsusin/27497.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/yusei/denki_tsusin/27497.html)

政策評価を行う過程にお  
いて使用した資料その他  
の情報

○社団法人電気通信事業者協会の事業報告・収支決算等

<http://www.tca.or.jp/universalservice/>

○NTT 東西のユニバーサルサービス収支

(東日本) <http://www.ntt-east.co.jp/univs/>

(西日本) <http://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/>

## 電波有効利用促進センターに関する政策評価

制度名	電波有効利用促進センター
制度の概要	<p>(1) 制度の概要 総務大臣の指定を受けて混信に関する調査その他無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項についての照会及び相談に応ずる等の業務</p> <p>(2) 指定、登録等の基準（根拠法令） 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 102 条の 17</p> <p>(3) 指定、登録等を受けた法人 一般社団法人電波産業会</p>
政策評価の観点及び政策効果の把握の手法	平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年度における無線局免許申請等に係る処理日数の短縮率を指標として、当該事業が有する必要性、効率性及び有効性について評価し、評価結果を導いた。
政策評価の結果	<p>&lt;必要性&gt; 昭和 50 年代後半からの電波利用の進展に伴って電波利用に対する指導助言等に対する要望が高まり、さらに電気通信分野への競争原理の導入等を契機としてその必要性の一層の増大が予想され、国だけでは要望全てに迅速な対応が難しくなると考えられた。そこで、混信計算等の電波の有効利用に関する照会及び相談等を公益性、中立性、信頼性が確保されている民間の第三者機関で行うことが可能となるよう、電波法の一部を改正し、昭和 62 年 10 月より電波有効利用促進センターの制度が創設したものである。</p> <p>電波有効利用促進センターにおける照会相談業務については、混信計算等に関しては年間 530 件（過去 3 年度における平均）となっており、その数は免許申請件数の約 6 割にも相当するところ。また、電波伝搬障害防止に係る相談に関しても年間 808 件（過去 3 年度における平均）応じており、現在も利用者の需要も多く、高層建築物建築は年々増加しており今後も相談への需要は増える見込みであり、その必要性は認められる。</p> <p>&lt;効率性&gt; 電波有効利用促進センターにおいて行う業務に関しては、国の権限行使を伴わない行政サービスを事実上代行して行うものであることが、電波利用の環境は近年急激に拡大している中で国にお</p>

	<p>いて全ての相談等に対し迅速に対応することが難しい状況にある。</p> <p>同センターについては、既存無線局のデータを元に混信妨害等の計算を行うシステムを構築・運用する他、国において定める技術基準（強制規格）、国際的な動向や強制規格以外の無線機器の互換性確保のための無線機器製造事業者間の任意基準等に関する技術的な知見を有している第三者機関を指定しており、混信検討や電波伝搬障害防止等の照会相談業務についてより迅速かつ効率的に行うことが可能となっている。</p> <p>&lt;有効性&gt;</p> <p>無線局免許申請等においては、免許申請者が事前に電波有効利用促進センターに対し使用周波数の検討等を依頼することにより総務省における免許等の処理に要する日数が、同センターを活用しなかった場合に比べ約3割も短縮されており、その有効性は認められる。</p> <p>&lt;上記評価結果を踏まえた今後の課題や制度（事務・事業）への反映の方向性&gt;</p> <p>電波有効利用促進センターにおいて行う照会相談業務の実施にあたっては、周波数の有効利用及び混信の防止を図る目的から定める国の技術基準（省令、告示、訓令等）の動向等の情報を的確かつ早急に収集することにより、利用者の利便性向上につながるものと考えられる。発展著しい情報通信分野にあつては新たなシステム導入も数多く予定されていることから、総務省及び電波有効利用促進センターにおける情報共有の迅速化を更に図るものとしたい。</p>
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>電波有効利用促進センターの指定にあたっては、電波法第99条の11第1項第4号の規定に基づき電波監理審議会に諮問し、適当とする旨の答申を頂いている。</p> <p>電波監理審議会（第771回：平成7年6月16日）への諮問 諮問第27号 電波有効利用促進センターの指定について</p> <p>また、電波有効利用促進センターの電波伝搬障害防止に係る照会相談業務に関連し、電波伝搬障害防止区域の指定については、毎年度の指定状況を電波監理審議会にご報告している。</p> <p>電波監理審議会（第967回：平成23年6月14日）への報告 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/02kiban01_03000016.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/02kiban01_03000016.html</a></p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成22年度事業報告書 (<a href="http://www.arib.or.jp/syokai/jigyokeikaku/jigyohoukoku22.pdf">http://www.arib.or.jp/syokai/jigyokeikaku/jigyohoukoku22.pdf</a>)</p> <p>平成21年度事業報告書 (<a href="http://www.arib.or.jp/syokai/jigyokeikaku/jigyohoukoku21.pdf">http://www.arib.or.jp/syokai/jigyokeikaku/jigyohoukoku21.pdf</a>)</p> <p>平成20年度事業報告書 (<a href="http://www.arib.or.jp/syokai/jigyokeikaku/jigyohoukoku20.pdf">http://www.arib.or.jp/syokai/jigyokeikaku/jigyohoukoku20.pdf</a>)</p>

## 認定個人情報保護団体制度に関する政策評価

制度名	認定個人情報保護団体制度（電気通信事業分野）
制度の概要	<p>(1) 制度の概要</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）においては、当事者が利用しやすく、かつ、当事者とは別の第三者的な民間団体が窓口を設け以下の業務を行うことが、各事業分野で取り扱う個人情報の性質・利用方法・取扱いの実態に即したきめ細かいルールや保護措置の充実につながるとして、個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いの促進に有効と考えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人情報の取扱いに関する苦情処理</li> <li>②個人情報の取扱いに関する情報提供</li> <li>③個人情報の取扱いに関して必要な業務</li> </ul> <p>認定個人情報保護団体の仕組みは、こうした考え方に沿って、苦情の処理をはじめ個人情報の適正な取扱いの確保を目的として業務を行う民間の団体に対して、認定制度を設けることにより、業務の信頼性を確保し、民間団体による自主的取組を通じた個人情報の保護の推進を図ろうとするものである。</p> <p>(2) 指定、登録等の基準（根拠法令）</p> <p>個人情報の保護に関する法律第 37 条第 1 項</p> <p>(3) 指定、登録等を受けた法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人日本データ通信協会</li> <li>・一般財団法人日本情報経済社会推進協会</li> </ul>
政策評価の観点及び政策効果の把握の手法	<p>当該制度は、民間団体による自主的取組を通じた個人情報の保護の推進を図ろうとするものであり、個人情報保護法第 37 条第 1 項に基づく認定個人情報保護団体による業務の効果が政策評価の観点となる。そのため、認定個人情報保護団体の業務の対象となる対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理件数及び個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供等の実施状況より業務の必要性、効率性及び有効性について評価を行う。</p>

政策評価の結果

(1) 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理【個人情報保護法第 37 条第 1 項第 1 号】

平成 23 年 3 月 31 日現在、電気通信事業分野における認定個人情報団体の対象事業者数は、財団法人日本データ通信協会（以下「日本データ通信協会」という。）において 140 者、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「日本情報経済社会推進協会」という。）が 7,746 者となっており、また、平成 20 年度から平成 23 年度までに寄せられた苦情・相談の処理件数は、データ通信協会が 1,599 件、日本情報経済社会推進協会が 280 件となっている（表 1 参照）。

【表 1】苦情・相談取扱い処理件数

○ 財団法人日本データ通信協会

年度	対象事業者数	苦情相談受付件数
20	149	607
21	144	572
22	140	420
合計	-	1,599

○ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会

年度	対象事業者数	苦情相談受付件数
20	5,981	67
21	6,959	108
22	7,746	105
合計	-	280

(2) 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供【個人情報保護法第 37 条第 1 項第 2 号】

電気通信事業分野における個人情報保護への取組についての周知及び啓発を目的として「個人情報保護セミナー」を日本データ通信協会及び日本情報経済社会推進協会において、平成 17 年から毎年開催しており、個人情報の適正な取扱いについては広く認識されてきているものと考えられる。（表 2 参照）。

また、日本データ通信協会においては、「個人情報の漏えい等の事故の事例とその防止のための指針」及び「お客さまの苦情の処理事例等」を作成・提供する等、対象事業者が効率的に必要な（有効）な情報を入手し運用に活用できるよう、情報の提供を行い、さらに、法律・ガイドラインをより具体的にした「電気通信事業における個人情報保護指針」を作成し、実務上の手引きとして役立つ取組も行っている。

【表 2】個人情報保護セミナー開催実績

○ 財団法人日本データ通信協会

年度	開催地	開催数	参加者数
20	札幌、東京、名古屋、大阪、	6	533
21	広島、福岡	6	442
22		6	419
合計	-	18	1,394

○ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会

年度	開催地	開催数	参加者数
20	札幌、仙台、東京、名古屋、	11	3,326
21	大阪、広島、福岡	10	2,452
22		10	2,025
合計	-	31	7,803

以上から、認定した 2 団体において、多数の事業者が対象事業者として登録されており、対象事業者から個人情報の取扱いに関する多数の苦情、相談の受付対応を行っており、対象事業者の信頼が得られ、ひいては電気通信サービス利用者に対し、対象事業者における個人情報の適切な取扱いについて信頼を得られる体制が構築されているといえ、当該制度の必要性及び有効性は高いも

	<p>のと認められる。</p> <p>また、個人情報保護セミナーの実施が毎年定期的に行われており、参加者も相当数に上ることから、適切な個人情報管理に当たる有用な情報が提供され、対象事業者において適正な個人情報の管理に関する意識の向上が図られているといえ、<u>効率的な情報提供</u>が行われ、<u>有効性</u>が認められる。</p> <p>したがって、電気通信事業分野における個人情報の適切な取扱いの確保を目的として業務を行う民間団体に対し、認定制度を設けることにより、業務の信頼性を確保し、民間団体による自主的取組を通じた個人情報の保護の推進を図ろうとする当該仕組みは、効率的かつ有効に活用されており、必要性が高いと認められる。</p>
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>○個人情報保護セミナーの実施</p> <p>当該セミナーでは学識経験を有する者を講師に招いており、参加した電気通信事業者に対して個人情報保護に対する意識の醸成に活かしている。</p> <p>○「諮問委員会」の実施</p> <p>電気通信事業分野における認定個人情報保護団体（財団法人日本データ通信協会）に設置された個人情報保護センターの業務が適正に行われているかどうかを評価するため、同センターに、有識者による「諮問委員会（委員長 堀部政男 一橋大学大学院名誉教授）」を設置して、年に2度、委員会を開催し、助言を受けて管理運営に活かしている。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○各法人の事業報告書</p> <p>財団法人日本データ通信協会  <a href="http://www.dekyo.or.jp/contents/report.html">http://www.dekyo.or.jp/contents/report.html</a></p> <p>一般財団法人 日本情報経済社会推進協会  <a href="http://www.jipdec.or.jp/">http://www.jipdec.or.jp/</a></p> <p>○消費者庁 個人情報の保護に関する法律施行状況  <a href="http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index_sub001.html">http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index_sub001.html</a></p>

## 認定個人情報保護団体制度に関する政策評価

制度名	認定個人情報保護団体制度（放送分野）
制度の概要	<p>(1) 制度の概要</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）においては、当事者が利用しやすく、かつ、当事者とは別の第三者的な民間団体が窓口を設け、</p> <p>①個人情報の取扱いに関する苦情処理</p> <p>②個人情報の取扱いに関する情報提供</p> <p>③個人情報の取扱いに関して必要な業務</p> <p>の業務を行うことが、各事業分野で取り扱う個人情報の性質・利用方法・取扱いの実態に即したきめ細かいルールや保護措置の充実につながるとして、個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）による個人情報の適正な取扱いの促進に有効と考えられている。</p> <p>認定個人情報保護団体の仕組みは、こうした考え方に沿って、苦情の処理をはじめ個人情報の適正な取扱いの確保を目的として業務を行う民間の団体に対して、認定制度を設けることにより、業務の信頼性を確保し、民間団体による自主的取組を通じた個人情報の保護の推進を図ろうとするものである。</p> <p>(2) 指定、登録等の基準（根拠法令）</p> <p>個人情報の保護に関する法律第 37 条第 1 項</p> <p>(3) 指定、登録等を受けた法人</p> <p>財団法人放送セキュリティセンター</p>
政策評価の観点及び政策効果の把握の手法	<p>当該制度は、民間団体による自主的取組を通じた個人情報の保護の推進を図ろうとするものであり、個人情報保護法第 37 条第 1 項に基づく認定個人情報保護団体による業務の効果が政策評価の観点となる。そのため、認定個人情報保護団体の業務の対象となる対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理件数及び個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供等の実施状況より業務の必要性、効率性及び有効性について評価を行う。</p>
政策評価の結果	<p>(1) 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理【個人情報保護法第 37 条第 1 項第 1 号】</p> <p>平成 23 年 7 月 31 日現在、放送分野における認定個人情報団体（財団法人放送セキュリティセンター）の対象事業者数は、ケーブルテレビ事業者が 186 者、衛星放送事業者が 73 者で計 259 者となっており、また、当該制度の運用を開始した平成 17 年度から平成 23 年 8 月までに寄せられた苦情・相談の処理件数の累計は 162 件に上る（表 1 参照）。</p> <p>(2) 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供【個人情報保護法第 37 条第 1 項第 2 号】</p> <p>放送分野における個人情報保護への取組についての周知及び啓発を目的として「個人情報保護セミナー」を平成 17 年から毎年開催しており、個人情報の適正な取扱いについては広く認識されてきているものと考えられる（表 2 参照）。</p> <p>また、「個人からの苦情・相談等の処理事例集」及び「対象事業者からの相談の回答事例集」を作成・提供する等、対象事業者が効率的に必要な（有効）な情報を入手し運用に活用できるよ</p>

う、情報の提供を行っている。

【表1】苦情・相談取扱い処理件数

年度	個人	対象事業者	計
17	11	19	30
18	7	25	32
19	14	22	36
20	7	25	32
21	4	14	18
22	5	6	11
23（4～8月）	2	1	3
合計	50	112	162

【表2】個人情報保護セミナー開催実績

	開催月	参加者数
第1回	平成17年11月	130
第2回	平成18年6月	220（注）
第3回	平成18年12月	135
第4回	平成19年7月	135
第5回	平成20年1月	125
第6回	平成21年6月	117
第7回	平成22年6月	133
第8回	平成23年9月	172

（注）第2回は（財）日本データ通信協会との共催

以上より、多くの事業者が対象事業者として登録されており、苦情、相談処理の経験が豊富であることから対象事業者の信頼が得られていると考えられる。また、個人情報保護セミナーの実施を毎年着実に重ね有用な情報を提供することは、対象事業者が効率的に情報を入手でき個人情報の適正な取扱いに関する意識の向上が図られていると考えられる。よって、放送分野における個人情報の適切な取扱いの確保を目的として業務を行う民間団体に対し、認定制度を設けることにより、業務の信頼性を確保し、民間団体による自主的取組を通じた個人情報の保護の推進を図ろうとする当該仕組みは、有効に活用されており、必要性が高いと認められる。

学識経験を有する者の  
知見の活用

○個人情報保護セミナーの実施

当該セミナーでは学識経験を有する者を講師に招いており、参加した放送関係団体に対して個人情報保護に対する意識の醸成に活かしている。

○管理運営委員会の実施（財団法人放送セキュリティセンター寄付行為第27条）

放送分野における認定個人情報保護団体（財団法人放送セキュリティセンター）に設置された個人情報保護センターの業務が適正に行われているかどうかを評価するため、同センターに、有識者による「管理運営委員会（委員長 村上政博一橋大学大学院ビジネス研究科教授）」を設置して、年に1度、委員会を開催し、助言を受けて管理運営に活かしている。

政策評価を行う過程において  
使用した資料その他の  
情報

○財団法人放送セキュリティセンターによる個人情報保護セミナー開催実績

[http://www.sarc.or.jp/center\\_seminar20110928.htm](http://www.sarc.or.jp/center_seminar20110928.htm)

○財団法人放送セキュリティセンターの事業計画・収支計算書等財務資料

[http://www.sarc.or.jp/shokai\\_gaiyo.htm](http://www.sarc.or.jp/shokai_gaiyo.htm)

## 放送番組等の収集・保管等に関する業務の政策評価

制度名	放送番組等の収集・保管等に関する業務
制度の概要	<p>(1) 制度の概要</p> <p>放送番組はその時代の社会・文化状況等を反映し、その時代の姿をありのままに記録する文化的遺産であり、国民的財産である。これらを収集保管し後世に伝えることは、日本の文化向上のために必要なことである。また、過去の放送番組を収集保管し、公衆の視聴に供することは、放送の健全な発展に資することになる。</p> <p>このような認識の下、平成元年、放送法の規定改正により、放送番組を体系的に収集、保管し、広く公衆に視聴されることを可能にするとともに、これらを提供する法人を「放送番組センター」として指定し、基幹放送事業者に対し放送番組に関する情報の提出を求めることができる権限を付与することとしたもの。</p> <p>このような放送番組等の収集・保管等に関する業務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送番組の質的向上ひいては放送の健全な発達、わが国の文化の向上に資するものであり、極めて公益性、公共性が高い業務であるが、放送番組に係るものであり、放送法の趣旨に鑑みると国自らが実施することは適していないこと、</li> <li>・直接、放送番組に係わるものであることから、放送番組センターが収集した情報の他目的利用の禁止、公平中立な業務運営の確保も不可欠であり、必要最小限度での監督も必要であることから、放送の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人を要件とする指定機関制を採っており、加えて、「放送番組センター」は、</li> <li>・日々消去され、散逸される放送番組をできるだけ多く収集、保管するために把握することが不可欠な、放送番組に関する情報の提出を基幹放送事業者に対して求めることができるとされていることから、仮にセンターの数を一に限定しなかった場合、基幹放送事業者は多数のセンターから多様な情報の提出を求められることとなるため、こうした過度な負担を基幹放送事業者に課すことは適当でないこと</li> </ul> <p>から、全国に一を限って指定することとしているもの。</p> <p>なお、平成3年2月の制度開始当初より、「放送番組センター」として財団法人放送番組センターが指定されている。</p> <p>(2) 指定、登録等の基準（根拠法令）</p> <p>放送法第167条</p> <p>(3) 指定、登録等を受けた法人</p> <p>財団法人放送番組センター</p>
政策評価の観点及び政策効果の把握の手法	<p>放送番組等の収集・保管等に関する業務は、放送番組の質的向上ひいては放送の健全な発達、わが国の文化の向上に資するものであり、放送法の趣旨や意義等をふまえ、当該業務の必要性、効率性及び有効性について評価した。</p>

<p>政策評価の結果</p>	<p>本業務は、次のとおり必要性、効率性及び有効性が認められる。</p> <p>○必要性</p> <p>国民共通の貴重な文化的遺産であり財産である放送番組の収集・保管を体系的に行い、後世に伝えていくとともに、公衆の視聴に供していくという本業務の意義は、制度創設後20年以上を経て、ますます高まり、重要となっている。また、行政関与のあり方からみても、放送法の意義等を踏まえ、必要最低限の関与のみを残しているものであり、妥当なものである。</p> <p>○効率性</p> <p>放送番組等の収集・保管等を円滑に行うためには、民間放送事業者等の協力が必要不可欠であることに加え、放送権利処理等の諸手続に掛かる手間や適正な収集と保存に掛かる費用等も要する。本業務は、国民の権利、著作権権利者・放送番組事業者等の利害関係者への配慮、放送法の意義等に鑑みて適切なバランスが確保されていることに加え、指定行為により、所要の環境整備や権限付与を行うことで、国費を投入することなく放送番組等の収集・保管等を可能としていることから、効率性の面から妥当なものである。</p> <p>○有効性</p> <p>本業務は、放送法令の規定に基づき「放送番組センター」が定め、公表することとされている放送番組の収集の基準等に従って公平・中立に行われており、横浜市に設置された「放送ライブラリー」は、テレビ番組18,235本（うち13,764本を公開。平成23年11月末現在）、ラジオ番組3,788本（うち3,375本を公開。同左）、CM（テレビ、ラジオ）7,419本（うち7,027本を公開。同左）が収集・保管され、平成22年度には96,564人（平成12年10月の開館からの累計105万5,901人）に利用されており、概ね有効に機能していると考えられる。今後、映像アーカイブスの更なる有効な活用を検討していくことが望まれる。</p>
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>本業務の評価に際しては、高い見識を有する上智大学文学部新聞学科 音 好宏 教授にも評価いただき、次の意見を頂いている。</p> <p>「放送番組センターは、放送法で規定されている日本で唯一の放送番組の保存を目的とした機関である。NHK アーカイブスなど、個別の放送局や博物館等が、それぞれの設立趣旨に則って、放送番組の収集・保存・公開を行っているケースがあるものの、放送番組センターは、NHK、民間放送を含めた全ての放送局の番組をその対象としている点で、その存在価値は高い。昨今、国際的にも映像系のアーカイブの社会的な意義とその将来性が、広く注目されている。特に放送のデジタル化に伴い、放送番組アーカイブスを、放送番組の収集・保存・公開のための施設としてのみならず、新たな文化的創造の拠点として活用することの可能性は大きい。</p> <p>放送番組センターは、放送法に基づいて、NHK と民放が共同で出資をし、独立した放送番組アーカイブスとして運営されている。放送番組のなかには、放送局が報道機関として取材、報道した番組も数多く含まれていることもあり、それゆえに番組センターの独立性を担保するという意味からも、その運営に関わる費用に関して、国費が投じられていない。映像アーカイブスの性格上、放送番組の収集・保存、そして、その展開については、その領域はどこまでも広げることができよう。予算規模に関しても、現行の番組センターの予算規模が、世界的に高い水準にあるとは言い難いのも確かである。ただし、その性格やこれまでの経緯を踏まえると、現行体制を維持し、現行の収集・保存、そして公開といった活動を、途切れることなく行っていくことが妥当と考える。」</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○財団法人放送番組センターの事業報告・収支決算等</p> <p><a href="http://www.bpcj.or.jp/other/ir.html">http://www.bpcj.or.jp/other/ir.html</a></p>